

## 第127回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和8年2月27日提出分）

議案番号	件 名
第 13 号議案	令和7年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第10号）の承認について
第 14 号議案	令和8年度宍粟市一般会計予算
第 15 号議案	令和8年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
第 16 号議案	令和8年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
第 17 号議案	令和8年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
第 18 号議案	令和8年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
第 19 号議案	令和8年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
第 20 号議案	令和8年度宍粟市水道事業特別会計予算
第 21 号議案	令和8年度宍粟市下水道事業特別会計予算
第 22 号議案	令和8年度宍粟市病院事業特別会計予算
第 23 号議案	令和7年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）
第 24 号議案	令和7年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
第 25 号議案	令和7年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）

## 第127回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和8年2月27日提出分）

議案番号	件 名
第 26 号議案	令和7年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
第 27 号議案	令和7年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
第 28 号議案	令和7年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第4号）
第 29 号議案	令和7年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 30 号議案	令和7年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第4号）
第 31 号議案	宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 32 号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第 33 号議案	宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
第 34 号議案	宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の一部改正について
第 35 号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
第 36 号議案	宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部改正について
第 37 号議案	宍粟市介護保険条例の一部改正について
第 38 号議案	観光施設等の使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

## 第127回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和8年2月27日提出分）

議案番号	件 名
第 39 号議案	宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
第 40 号議案	宍粟市立認定こども園条例の一部改正について
第 41 号議案	宍粟市生涯学習センター条例の一部改正について
第 42 号議案	宍粟市人材確保・定住促進基金条例の廃止について
第 43 号議案	訴えの提起について
第 44 号議案	訴えの提起について
第 45 号議案	宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定について
第 46 号議案	辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について
第 47 号議案	辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について
第 48 号議案	旧慣による公有財産の使用権の廃止について
第 49 号議案	市道路線の認定について
報告第 1 号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

※ 第14号議案から第22号議案までは別冊となります。

第13号議案

令和7年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第10号）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三



専決第10号

令和7年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度宍粟市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,886,046千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記は、急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月19日

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,884,411	32,000	1,916,411
	3 委 託 金	129,689	32,000	161,689
歳 入	合 計	26,854,046	32,000	26,886,046

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,792,718	32,000	3,824,718
	4 選挙費	92,599	32,000	124,599
歳出	合計	26,854,046	32,000	26,886,046

1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金	1,884,411	32,000	1,916,411
歳 入 合 計	26,854,046	32,000	26,886,046

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総 務 費	3,792,718	32,000	3,824,718	32,000			
歳 出 合 計	26,854,046	32,000	26,886,046	32,000			

2 歳 入

( 款 ) 16 県支出金

( 項 ) 3 委託金

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	114,208	32,000	146,208	2 選挙費委託金	32,000	衆議院議員選挙事務委託金 32,000
計	129,689	32,000	161,689			

3 歳 出

( 款 ) 2 総務費

( 項 ) 4 選挙費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
5衆議院議員選挙費	0	32,000	32,000	32,000				1報 酬	3,015	投票管理者報酬 投票立会人報酬 開票管理者報酬 開票立会人報酬 会計年度任用職員報酬	495 1,573 25 122 800
								3職員手当等	9,700	時間外勤務手当 特殊勤務手当	3,000 6,700
								4共 済 費	30	会計年度任用職員社会保険料等	30
								7報 償 費	80	事業協力者謝礼	80
								8旅 費	45	普通旅費 費用弁償 会計年度任用職員通勤費用弁償	5 20 20
								10需 用 費	2,270	文具消耗器材 図書・追録代 被服費 公用車燃料代 施設管理用燃料代 食料費 印刷製本費 物品修繕料	800 30 40 50 100 950 200 100
								11役 務 費	3,460	電話料 郵便料 クリーニング代 新聞折込手数料 事務機器点検手数料 交通誘導員派遣手数料 事務機器設置等手数料	10 1,400 20 200 1,300 270 260

一般会計

2 総務費

( 款 ) 2 総務費

( 項 ) 4 選挙費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								12委託料	9,050	公営ポスター掲示場作製等業務委託料 4,400 投開票所設営等業務委託料 3,000 入場券・封筒作成等業務委託料 1,650
								13使用料及び賃借料	1,550	会場借上料 360 自動車借上料 200 システム使用料 90 物品借上料 900
								17備品購入費	2,800	備品購入費 2,800
計	92,599	32,000	124,599	32,000						

## 第23号議案

### 令和7年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度宍粟市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ366,337千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,519,709千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		4,336,800	19,021	4,355,821
	1 市 民 税	1,747,137	52,554	1,799,691
	2 固 定 資 産 税	2,190,392	23,064	2,167,328
	4 市 た ば こ 税	240,043	10,469	229,574
10 地 方 特 例 交 付 金		22,216	3,064	25,280
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	0	3,064	3,064
11 地 方 交 付 税		9,888,484	251,217	10,139,701
	1 地 方 交 付 税	9,888,484	251,217	10,139,701
13 分 担 金 及 び 負 担 金		47,664	3,760	43,904
	1 分 担 金	9,224	3,314	5,910
	2 負 担 金	38,440	446	37,994
15 国 庫 支 出 金		3,255,093	55,814	3,199,279
	1 国 庫 負 担 金	2,033,866	18,920	2,052,786
	2 国 庫 補 助 金	1,207,319	74,734	1,132,585
16 県 支 出 金		1,916,411	166,026	1,750,385
	1 県 負 担 金	892,280	10,365	881,915
	2 県 補 助 金	862,442	154,331	708,111
	3 委 託 金	161,689	1,330	160,359
17 財 産 収 入		220,011	36,074	183,937
	1 財 産 運 用 収 入	117,591	1,585	119,176
	2 財 産 売 払 収 入	102,420	37,659	64,761
18 寄 附 金		284,292	972	285,264
	1 寄 附 金	284,292	972	285,264
19 繰 入 金		1,234,614	694,022	540,592
	1 基 金 繰 入 金	1,234,614	694,022	540,592

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		629,387	269,191	898,578
	1 繰越金	629,387	269,191	898,578
21 諸収入		1,167,153	42,294	1,209,447
	2 市預金利息	174	971	1,145
	4 雑収入	827,929	41,323	869,252
22 市債		2,073,700	3,600	2,077,300
	1 市債	2,073,700	3,600	2,077,300
歳入	合計	26,886,046	366,337	26,519,709

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,824,718	29,823	3,854,541
	1 総務管理費	3,222,539	45,855	3,268,394
	2 徴税費	208,660	0	208,660
	3 戸籍住民基本台帳費	221,220	78	221,298
	4 選挙費	124,599	16,110	108,489
3 民生費		8,084,110	67,047	8,017,063
	1 社会福祉費	4,370,112	64,797	4,305,315
	2 児童福祉費	3,347,165	20,930	3,326,235
	3 生活保護費	366,832	18,680	385,512
4 衛生費		3,637,721	7,407	3,630,314
	1 保健衛生費	2,243,522	16,542	2,260,064
	2 清掃費	1,110,595	24,455	1,086,140
	3 水道費	283,604	506	284,110
5 農林水産業費		1,413,286	177,737	1,235,549
	1 農業費	927,873	148,424	779,449
	2 林業費	481,623	29,117	452,506
	3 水産業費	3,790	196	3,594
6 商工費		808,337	56,433	751,904
	1 商工費	808,337	56,433	751,904
7 土木費		2,328,139	17,363	2,345,502
	1 土木管理費	246,406	28,733	217,673
	2 道路橋梁費	644,395	59,932	704,327
	3 河川費	11,734	400	11,334
	4 都市計画費	56,140	0	56,140
	5 下水道費	1,201,088	8,821	1,192,267
	6 住宅費	168,376	4,615	163,761

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 消 防 費		1,127,281	48,416	1,078,865
	1 消 防 費	1,127,281	48,416	1,078,865
9 教 育 費		2,678,530	45,686	2,632,844
	1 教 育 総 務 費	796,979	34,769	762,210
	2 小 学 校 費	437,716	38,993	398,723
	3 中 学 校 費	248,452	403	248,049
	4 幼 稚 園 費	73,277	1,484	71,793
	5 社 会 教 育 費	433,306	29,963	463,269
10 災 害 復 旧 費		20,437	10,106	10,331
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	20,436	10,106	10,330
11 公 債 費		2,768,084	712	2,767,372
	1 公 債 費	2,768,084	712	2,767,372
12 諸 支 出 金		107	21	128
	2 基 金 費	106	21	127
歳 出	合 計	26,886,046	366,337	26,519,709

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	地 域 経 済 循 環 創 造 事 業 補 助 金	14,306
総 務 費	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸 籍 附 票 シ ス テ ム 等 改 修 業 務	4,505
商 工 費	商 工 費	ち く さ 高 原 ス キ ー 場 照 明 業 電 源 ケ ー ブ ル 整 備 事 業	6,600
土 木 費	道 路 橋 梁 費	道 路 維 持 補 修 事 業	43,000
土 木 費	道 路 橋 梁 費	道 路 新 設 改 良 事 業	28,907
土 木 費	道 路 橋 梁 費	橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業	49,216
消 防 費	消 防 費	西 は り ま 消 防 組 合 負 担 金	8,559
消 防 費	消 防 費	消 防 ポ ン プ 自 動 車 購 入 事 業	28,600
教 育 費	中 学 校 費	山 崎 西 中 学 校 長 寿 命 化 改 良 事 業	97,748
教 育 費	社 会 教 育 費	家 原 遺 跡 公 園 駐 車 場 ト イ レ 改 築 事 業	32,194
災 害 復 旧 費	農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	農 地 災 害 復 旧 事 業	1,800

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
山崎西中学校長寿命化改良工事設計監理業務委託	令和10年度	2,274

廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
J - クレジット創出業務委託	令和8年度	1,100
第4次環境基本計画策定業務委託	令和8年度	6,425

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備事業	32,900	証書借入	年利3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
農林業施設整備事業	3,600	1,200
土木施設整備事業	112,800	88,700
消防施設整備事業	78,100	79,000
教育施設整備事業	113,800	95,400
過疎対策事業	766,500	744,400
新病院整備事業出資金	800,000	836,800

1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	4,336,800	19,021	4,355,821
10 地方特例交付金	22,216	3,064	25,280
11 地方交付税	9,888,484	251,217	10,139,701
13 分担金及び負担金	47,664	3,760	43,904
15 国庫支出金	3,255,093	55,814	3,199,279
16 県 支 出 金	1,916,411	166,026	1,750,385
17 財 産 収 入	220,011	36,074	183,937
18 寄 附 金	284,292	972	285,264
19 繰 入 金	1,234,614	694,022	540,592
20 繰 越 金	629,387	269,191	898,578
21 諸 収 入	1,167,153	42,294	1,209,447
22 市 債	2,073,700	3,600	2,077,300
歳 入 合 計	26,886,046	366,337	26,519,709

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	3,824,718	29,823	3,854,541	12,949	16,000	71,043	129,815	
3 民生費	8,084,110	67,047	8,017,063	45,589	4,300	1,249	15,909	
4 衛生費	3,637,721	7,407	3,630,314	6,615	36,600	20,228	30,394	
5 農林水産業費	1,413,286	177,737	1,235,549	130,326		27,830	19,581	
6 商工費	808,337	56,433	751,904	12,045	37,900	12,750	6,262	
7 土木費	2,328,139	17,363	2,345,502	431	12,100	6,254	11,086	
8 消防費	1,127,281	48,416	1,078,865	7,863	100	1,265	41,918	
9 教育費	2,678,530	45,686	2,632,844	13,765	15,400	12,100	35,221	
10 災害復旧費	20,437	10,106	10,331	7,066	2,400	1,060	420	
11 公債費	2,768,084	712	2,767,372				712	
12 諸支出金	107	21	128			21		
歳出合計	26,886,046	366,337	26,519,709	222,557	3,600	151,228	3,848	

2 歳 入

( 款 ) 1 市税

( 項 ) 1 市民税

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個人	1,558,479	56,738	1,615,217	1 現年課税分	56,738	個人 ( 現年課税分 ) 56,738
2 法人	188,658	4,184	184,474	1 現年課税分	4,184	法人 ( 現年課税分 ) 4,184
計	1,747,137	52,554	1,799,691			

( 款 ) 1 市税

( 項 ) 2 固定資産税

1 固定資産税	2,142,739	23,064	2,119,675	1 現年課税分	23,064	固定資産税 ( 現年課税分 ) 23,064
計	2,190,392	23,064	2,167,328			

( 款 ) 1 市税

( 項 ) 4 市たばこ税

1 市たばこ税	240,043	10,469	229,574	1 現年課税分	10,469	市たばこ税 ( 現年課税分 ) 10,469
計	240,043	10,469	229,574			

( 款 ) 10 地方特例交付金

( 項 ) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	3,064	3,064	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,064	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 3,064
計	0	3,064	3,064			

( 款 ) 11 地方交付税

( 項 ) 1 地方交付税

1 地方交付税	9,888,484	251,217	10,139,701	1 地方交付税	251,217	普通交付税 251,217
計	9,888,484	251,217	10,139,701			

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 農林水産業費分担金	1,620	1,060	560	1 林業費分担金	1,060	治山関連事業分担金 1,060
3 土木費分担金	2,500	2,254	246	1 土木管理費分担金	2,254	県営急傾斜地崩壊対策事業分担金 2,254
計	9,224	3,314	5,910			

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

1 民生費負担金	38,440	446	37,994	1 老人福祉費負担金	446	老人ホーム施設入所者負担金 446
計	38,440	446	37,994			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	2,033,865	18,920	2,052,785	1 社会福祉費負担金	340	国民健康保険保険基盤安定負担金 349 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 76 国民健康保険産前産後保険料負担金 85
				2 児童福祉費負担金	5,251	児童手当負担金 7,029 児童扶養手当支給費負担金 2,106 子どものための教育・保育給付費国庫負担金 14,386
				3 生活保護費負担金	14,009	生活扶助費等国庫負担金 4,912 医療扶助費等国庫負担金 10,147 介護扶助費等国庫負担金 1,050
計	2,033,866	18,920	2,052,786			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	453,305	44,905	408,400	1 総務管理費補助金	44,905	新しい地方経済・生活環境創生交付金 700 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 44,376 地域経済循環創造事業交付金 4,333 社会保障・税番号制度システム整備事業補助金 4,504
------------	---------	--------	---------	------------	--------	---

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	440,282	1,932	442,214	1 社会福祉費補助金	7,151	障害者地域生活支援事業費及び障害者総合支援事業費補助金 7,151
				2 児童福祉費補助金	9,083	子ども・子育て支援交付金 62 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 121 母子家庭等対策総合支援事業補助金 522 地域少子化対策重点推進交付金(結婚新生活支援事業) 400 地域子供の未来応援交付金 522 子ども・子育て支援事業費補助金 924 就学前教育・保育施設整備交付金 8,500
3 衛生費国庫補助金	3,195	263	2,932	1 保健衛生費補助金	263	マイナンバー情報連携体制整備事業補助金 58 健康管理システム改修補助金 205
4 土木費国庫補助金	157,912	7,460	150,452	1 土木管理費補助金	2,998	社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業) 1,998 社会資本整備総合交付金(耐震改修促進事業) 1,000
				2 道路橋梁費補助金	4,462	社会資本整備総合交付金(防災・安全) 6,622 社会資本整備総合交付金 2,160
5 消防費国庫補助金	7,863	7,863	0	1 消防費補助金	7,863	消防団設備整備費補助金 7,863
6 教育費国庫補助金	144,762	16,175	128,587	1 教育総務費補助金	100	教育支援体制整備事業費補助金 100
				2 小学校費補助金	17,473	学校施設環境改善交付金 17,473
				3 中学校費補助金	3,775	学校施設環境改善交付金 3,775
				4 社会教育費補助金	2,377	文化芸術振興費補助金 2,377
計	1,207,319	74,734	1,132,585			

## (款) 16 県支出金

## (項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	883,104	10,365	872,739	1 社会福祉費負担金	9,923	国民健康保険保険基盤安定負担金 6,033
-----------	---------	--------	---------	------------	-------	--------------------------

一般会計

15 国庫支出金

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						後期高齢者医療保険基盤安定負担金 3,890
				2 児童福祉費負担金	442	児童手当負担金 2,321 子どものための教育・保育給付費負担金 1,879
計	892,280	10,365	881,915			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	15,396	7,021	22,417	1 総務管理費補助金	7,021	躍動する兵庫応援事業補助金 10,600 防犯カメラ設置補助金 594 市町振興支援交付金 717 住宅用太陽光発電設備等導入補助金 4,890
2 民生費県補助金	199,462	28,773	170,689	1 社会福祉費補助金	16,911	高齢期移行医療費助成事業医療費補助金 488 高齢期移行医療費助成事業事務費補助金 11 高齢重度障害者医療費助成事業医療費補助金 887 高齢重度障害者医療費助成事業事務費補助金 36 重度障害者医療費助成事業医療費補助金 10,588 重度障害者医療費助成事業事務費補助金 72 母子家庭等医療費給付事業補助金 1,275 障害者地域生活支援事業費補助金 3,576
				2 児童福祉費補助金	11,862	乳幼児等医療費助成事業医療費補助金 4,084 乳幼児等医療費助成事業事務費補助金 269 こども医療費助成事業医療費補助金 3,141 こども医療費助成事業事務費補助金 146 利用者支援事業補助金 261 一時預かり事業補助金 2,867 ひょうご放課後プラン推進事業補助金 1,094
4 農林水産業費県補助金	505,772	122,364	383,408	1 農業費補助金	111,340	経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 4,969 多面的機能支払交付金 2,850 中山間地域等直接支払交付金 5,188 鳥獣被害防止総合対策事業補助金(緊急捕獲活動支援) 4,516

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						ため池整備業務補助金 18,369 基盤整備促進事業補助金 2,806 地籍調査事業補助金 72,642
				2 林業費補助金	11,024	森林整備地域活動支援事業交付金 1,021 住民参画型森林整備事業補助金 2,781 農山漁村地域整備交付金 7,222
6 土木費県補助金	7,900	1,109	6,791	1 土木管理費補助金	1,099	老朽危険空き家除却支援事業補助金 999 ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金 100
				2 道路橋梁費補助金	10	電源立地地域対策事業補助金 10
7 教育費県補助金	112,266	2,040	110,226	1 教育総務費補助金	1,200	ひょうご不登校対策事業補助金 650 公立学校情報機器整備費補助金 550
				3 中学校費補助金	840	部活動指導員配置事業補助金 840
8 災害復旧費県補助金	11,700	7,066	4,634	1 治山施設災害復旧費補助金	7,066	治山施設災害復旧費補助金 7,066
計	862,442	154,331	708,111			

## (款) 16 県支出金

## (項) 3 委託金

1 総務費委託金	146,208	6,730	139,478	2 選挙費委託金	6,730	参議院議員選挙事務委託金 6,730
4 土木費委託金	9,516	5,400	14,916	2 道路橋梁費委託金	5,400	県道除雪業務等委託金 5,400
計	161,689	1,330	160,359			

## (款) 17 財産収入

## (項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	69,182	21	69,203	1 土地建物貸付収入	21	市有財産貸付収入 21
----------	--------	----	--------	------------	----	-------------

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	48,409	1,392	49,801	1 利子及び配当金	1,392	財政調整基金利子 240 地域振興基金利子 1,152
3 基金運用収入	0	172	172	1 基金運用収入	172	地域振興基金運用収入 172
計	117,591	1,585	119,176			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	102,380	37,659	64,721	2 立木売払収入	37,659	立木売払収入 37,659
計	102,420	37,659	64,761			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

3 ふるさとづくり寄附金(企業版)	1,000	800	1,800	1 ふるさとづくり寄附金(企業版)	800	ふるさとづくり寄附金(企業版) 800
5 衛生費寄附金	791	28	819	1 保健衛生総務費寄附金	28	保健衛生総務指定寄附金 28
8 総務費寄附金	0	144	144	1 企画費寄附金	144	企画指定寄附金 144
計	284,292	972	285,264			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	500,000	500,000	0	1 財政調整基金繰入金	500,000	財政調整基金繰入金 500,000
3 公共施設等整備基金繰入金	88,941	11,805	77,136	1 公共施設等整備基金繰入金	11,805	公共施設等整備基金繰入金 11,805
6 デジタル社会推進基金繰入金	225,106	124,504	100,602	1 デジタル社会推進基金繰入金	124,504	デジタル社会推進基金繰入金 124,504

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 ブナ基金繰入金	275,298	15,947	259,351	1 ブナ基金繰入金	15,947	ブナ基金繰入金 15,947
8 森林環境譲与税基金繰入金	27,736	27,736	0	1 森林環境譲与税基金繰入金	27,736	森林環境譲与税基金繰入金 27,736
9 田中登奨学基金繰入金	6,480	4,030	2,450	1 田中登奨学基金繰入金	4,030	田中登奨学基金繰入金 4,030
12 森林文化創造基金繰入金	10,000	10,000	0	1 森林文化創造基金繰入金	10,000	森林文化創造基金繰入金 10,000
計	1,234,614	694,022	540,592			

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰越金	629,387	269,191	898,578	1 前年度繰越金	269,191	前年度繰越金 269,191
計	629,387	269,191	898,578			

## (款) 21 諸収入

## (項) 2 市預金利子

1 市預金利子	174	971	1,145	1 市預金利子	971	市預金利子 971
計	174	971	1,145			

## (款) 21 諸収入

## (項) 4 雑入

7 雑入	681,070	41,323	722,393	1 総務費雑入	70,004	デジタル基盤改革支援補助金 70,004
				3 衛生費雑入	25,885	基本健診個人負担金 108 胃がん検診個人負担金 625 肺がん検診個人負担金 332 予防接種負担金 17,820 引原ダム再生事業支障物件移設補償費 7,000

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				5 商工費雑入	2,674	フォレストステーション波賀指定管理納付金 2,470 ちくさ高原指定管理納付金 204
				7 消防費雑入	122	中国自動車道救急業務委託金 878 コミュニティ助成事業助成金 1,000
計	827,929	41,323	869,252			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 総務債	227,800	11,400	216,400	1 総務管理債	11,400	過疎対策事業債(木育拠点施設整備事業) 100 過疎対策事業債(情報通信施設整備事業) 11,300
2 民生債	155,700	11,300	144,400	1 社会福祉債	700	過疎対策事業債(千種保健福祉センター整備事業) 700
				2 児童福祉債	10,600	過疎対策事業債(幼保一元化推進事業) 10,600
3 衛生債	811,800	36,600	848,400	1 保健衛生債	36,600	過疎対策事業債(火葬場整備等事業) 200 合併特例事業債(病院事業特別会計出資金) 36,800
4 農林水産業債	3,600	2,400	1,200	1 林業債	2,400	緊急自然災害防止対策債(治山施設山地災害復旧事業) 2,400
5 商工債	76,400	26,100	50,300	1 観光債	26,100	過疎対策事業債(観光施設整備事業) 59,000 合併特例事業債(観光施設整備事業) 32,900
6 土木債	440,900	12,100	453,000	1 土木管理債	19,500	公共事業等債(急傾斜地崩壊対策事業) 12,300 緊急自然災害防止対策債(急傾斜地崩壊対策事業) 7,200
				2 道路橋梁債	36,200	過疎対策事業債(道路橋梁整備事業) 36,500 過疎対策事業債(除雪車等整備事業) 300
				3 住宅債	4,600	公営住宅整備事業債 4,600
7 消防債	133,600	100	133,700	1 消防債	100	過疎対策事業債(にしはりま消防組合負担金) 2,000 過疎対策事業債(防災センター整備事業) 2,800

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						緊急防災・減災事業債(消防施設整備事業) 4,800 緊急防災・減災事業債(避難所整備事業) 3,900
8 教育債	223,400	6,000	229,400	1 小学校債	22,500	過疎対策事業債(小学校スクールバス整備事業) 4,100 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(小学校整備事業) 18,400
				2 中学校債	3,600	過疎対策事業債(中学校整備事業) 3,600
				3 社会教育債	32,100	過疎対策事業債(社会教育施設整備事業) 32,100
計	2,073,700	3,600	2,077,300			

3 歳 出

( 款 ) 2 総務費

( 項 ) 1 総務管理費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3財政管理費	6,967	143,249	150,216			240	143,009	24積立金	143,249	減債基金積立金 財政調整基金積立金	43,009 100,240
5財産管理費	149,524	324	149,200	700		556	932	10需用費	2,100	電気代	2,100
								12委託料	1,400	システム導入業務委託料	1,400
								24積立金	1,024	公共施設等整備基金積立金	1,024
6企画費	296,104	9,000	287,104	4,333	100		4,567	12委託料	2,000	計画策定業務委託料	2,000
								18負担金、補助及び交付金	7,000	しそ「森林の学人」下宿費助成金 地域経済循環創造事業補助金	500 6,500
8防犯・交通安全対策費	14,985	2,824	12,161	2,824				18負担金、補助及び交付金	2,824	防犯カメラ設置事業補助金	2,824
9地域振興費	244,752	7,998	236,754	1,100	4,600	7,665	3,167	12委託料	7,000	設計監理業務委託料	7,000
								14工事請負費	998	施設等更新工事費	998
10情報管理費	619,571	48,706	570,865	924		51,987	2,357	12委託料	9,114	システム改修業務委託料 システム更新業務委託料 システム保守管理業務委託料	4,000 5,000 114
								13使用料及び賃借料	23,792	システム使用料	23,792
								17備品購入費	15,800	備品購入費	15,800
11高度情報	304,764	11,416	293,348		11,300		116	12委託料	11,310	システム更新業務委託料	11,310

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
通信費							24積立金	106	デジタル社会推進基金積立金	106	
16環境政策費	38,481	17,126	21,355	4,890		7,568	4,668	12委託料	8,868	J-クレジット活用支援業務委託料 計画更新業務委託料	4,200 4,668
								14工事請負費	868	設備等撤去工事費	868
								18負担金、補助及び交付金	7,390	再生可能エネルギー利用促進事業補助金 住宅用太陽光発電設備等導入補助金	2,500 4,890
計	3,222,539	45,855	3,268,394	10,723	16,000	67,536	140,114				

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税费

2賦課徴収費	83,850	0	83,850			581	581			財源更正	
計	208,660	0	208,660			581	581				

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	221,220	78	221,298	4,504		2,926	1,500	1報酬	1,500	会計年度任用職員報酬	1,500
								12委託料	1,578	システム改修業務委託料	1,578
計	221,220	78	221,298	4,504		2,926	1,500				

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

3市長市議	46,153	10,410	35,743				10,410	3職員手当等	510	特殊勤務手当	510
-------	--------	--------	--------	--	--	--	--------	--------	-----	--------	-----

一般会計

2 総務費

( 款 ) 2 総務費

( 項 ) 4 選挙費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
会議員選挙費								11 役 務 費	620	郵便料 新聞折込手数料 事務機器点検手数料 事務機器設置等手数料	120 90 190 220
								12 委 託 料	730	投開票所設営等業務委託料	730
								18 負担金、補助 及び交付金	8,550	選挙公営負担金	8,550
4 参議院議員選挙費	37,500	5,700	31,800	6,730			1,030	3 職 員 手 当 等	700	時間外勤務手当	700
								10 需 用 費	1,000	文具消耗器材 印刷製本費	900 100
								11 役 務 費	400	郵便料 事務機器点検手数料	100 300
								12 委 託 料	600	公営ポスター掲示場作製等業務委託料 入場券・封筒作成等業務委託料	300 300
								17 備 品 購 入 費	3,000	備品購入費	3,000
計	124,599	16,110	108,489	6,730			9,380				

( 款 ) 3 民生費

( 項 ) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	995,756	26,134	969,622	26,024			110	3 職 員 手 当 等	612	時間外勤務手当	612
								10 需 用 費	68	文具消耗器材	68
								11 役 務 費	771	電話料	6

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									郵便料	765	
								18負担金、補助及び交付金	19,850	福祉世帯水道料金等助成金 しそつ物価高騰支援給付金	1,650 18,200
								27繰出金	4,833	国民健康保険事業特別会計繰出金 (基盤安定保険税軽減分) 国民健康保険事業特別会計繰出金 (基盤安定保険者支援分) 国民健康保険事業特別会計繰出金 (未就学児均等割保険税分) 国民健康保険事業特別会計繰出金 (産前産後保険税分) 国民健康保険事業特別会計繰出金 (その他)	7,817 699 153 171 3,665
2老人福祉費	103,231	4,463	98,768			809	3,654	18負担金、補助及び交付金	363	福祉資格取得助成金	363
								19扶助費	4,100	老人保護措置費	4,100
3社会福祉施設費	61,092	642	60,450		700		58	14工事請負費	642	施設等修繕工事費	642
5障がい者総合支援費	1,331,669	0	1,331,669	10,727			10,727			財源更正	
6在宅介護支援費	833,084	18,414	814,670		15,000		33,414	12委託料	5,629	外出支援サービス事業委託料	5,629
								27繰出金	12,785	介護保険事業特別会計繰出金	12,785
8高齢期移	4,120	0	4,120	477			477			財源更正	

一般会計

3 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
行医療助成費											
9後期高齢者医療費	749,292	8,944	740,348	3,890		390	4,664	18負担金、補助及び交付金	3,366	後期高齢者医療広域連合分賦金	3,366
								27繰出金	5,578	後期高齢者医療事業特別会計繰出金(事務費分) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金(保険基盤安定分)	390 5,188
10障がい者医療助成費	102,843	6,200	96,643	11,583			5,383	19扶 助 費	6,200	高齢重度障がい者医療費 重度障がい者医療費	1,600 4,600
11母子等医療助成費	7,264	0	7,264	1,275			1,275			財源更正	
計	4,370,112	64,797	4,305,315	53,976	14,300	1,199	23,922				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	65,699	1,321	64,378	8,060			6,739	1報 酬	735	会計年度任用職員報酬	735
								3職 員 手 当 等	276	会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	150 126
								4共 済 費	197	会計年度任用職員社会保険料等	197
								8旅 費	113	会計年度任用職員通勤費用弁償	113
3子ども・子育て支	1,076,150	4,513	1,080,663	12,251			7,738	18負担金、補助及び交付金	6,020	延長保育・一時預かり事業補助金(一時預かり分)	6,020

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
援費							19扶 助 費	10,533	子ども・子育て施設型給付費	10,533	
4児童福祉施設費	526,319	555	526,874	1,720	2,100		10需 用 費	555	電気代	555	
5児童手当等支給費	845,230	17,988	827,242	11,456			19扶 助 費	17,988	児童扶養手当 児童手当	6,318 11,670	
6乳幼児等医療助成費	169,123	0	169,123	7,640					財源更正		
7少子化対策事業費	650,667	6,689	643,978	11,003	20,700	50	3,058	12委 託 料	4,118	放課後児童健全育成事業委託料	4,118
								18負担金、補助及び交付金	2,571	結婚新生活支援事業補助金 認定こども園施設整備費補助金	600 1,971
計	3,347,165	20,930	3,326,235	5,622	18,600	50	3,342				

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

2生活保護扶助費	323,840	18,680	342,520	14,009			4,671	19扶 助 費	18,680	生活扶助費 医療扶助費 介護扶助費 施設事務費	4,100 13,530 1,400 2,450
計	366,832	18,680	385,512	14,009			4,671				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	1,816,258	48,369	1,864,627	6,615	36,800	1,343	6,297	13使用料及び賃借料	1,573	システム使用料	1,573
----------	-----------	--------	-----------	-------	--------	-------	-------	------------	-------	---------	-------

( 款 ) 4 衛生費

( 項 ) 1 保健衛生費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								17 備品購入費	28	備品購入費	28
								18 負担金、補助及び交付金	868	救急安心センター事業負担金 病院事業特別会計補助金	243 1,111
								23 投資及び出資金	36,800	病院事業特別会計出資金	36,800
								27 繰出金	12,246	国民健康保険診療所特別会計繰出金	12,246
2 母子衛生費	25,079	3,242	21,837				3,242	1 報酬	1,142	会計年度任用職員報酬	1,142
								18 負担金、補助及び交付金	2,100	妊婦健康診査費助成金	2,100
3 保健事業費	59,808	2,810	56,998			1,065	1,745	12 委託料	2,810	基本健康診査委託料 胃がん検診委託料 歯科健診委託料	570 1,408 832
4 予防費	227,169	25,500	201,669			17,820	7,680	12 委託料	25,500	予防接種委託料	25,500
6 火葬場費	92,780	275	92,505		200		75	14 工事請負費	275	設備等更新工事費	275
計	2,243,522	16,542	2,260,064	6,615	36,600	20,228	6,445				

( 款 ) 4 衛生費

( 項 ) 2 清掃費

1 清掃総務費	490,123	6,031	484,092				6,031	18 負担金、補助及び交付金	6,031	にしはりま環境事務組合負担金	6,031
2 塵芥処理費	268,138	3,559	264,579				3,559	12 委託料	3,559	ごみ収集業務委託料	3,559

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3し尿処理費	133,034	7,407	125,627				7,407	12委託料	7,407	し尿等収集業務委託料 施設等維持管理業務委託料	1,438 5,969
4地域生活排水施設費	219,300	7,458	211,842				7,458	10需用費	2,000	施設修繕料	2,000
								12委託料	5,458	施設維持管理業務委託料 汚泥処分等業務委託料	4,458 1,000
計	1,110,595	24,455	1,086,140				24,455				

## (款) 4 衛生費

## (項) 3 水道費

1水道施設費	283,604	506	284,110				506	18負担金、補助及び交付金	506	水道事業特別会計補助金	506
計	283,604	506	284,110				506				

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

1農業委員会費	46,711	0	46,711							財源更正	
3農業振興費	331,995	29,251	302,744	25,107		94	4,050	12委託料	94	畑の講習会委託料	94
								18負担金、補助及び交付金	29,157	シカ緊急捕獲拡大事業負担金 中山間地域等直接支払集落協定補助金 有害鳥獣捕獲事業補助金 鳥獣被害防護柵設置事業補助金 シカ有害捕獲促進支援事業補助金 多面的機能支払交付金 肥料価格高騰対策支援金	3,661 6,919 2,925 1,000 3,620 3,448 7,584

( 款 ) 5 農林水産業費

( 項 ) 1 農業費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
4畜産業費	9,700	182	9,518	182				18負担金、補助及び交付金	182	畜産農家支援金	182
5農村整備事業費	44,105	18,369	25,736	18,369				12委託料	12,869	ため池定期点検業務委託料	1,081
										ため池廃止実施計画作成業務委託料	5,887
										ため池ハザードマップ作成業務委託料	5,901
								14工事請負費	5,500	ため池廃止工事費	5,500
6農地費	23,417	4,222	19,195	2,806			1,416	12委託料	4,222	施設等点検業務委託料	4,222
7地籍調査費	309,617	96,400	213,217	72,642			23,758	1報酬	500	地籍調査推進委員報酬	500
								12委託料	95,900	地籍調査業務委託料	95,900
計	927,873	148,424	779,449	119,106			94	29,224			

( 款 ) 5 農林水産業費

( 項 ) 2 林業費

2林業振興費	229,396	3,683	233,079	3,802			27,736	35,221	18負担金、補助及び交付金	58,763	森林整備地域活動支援交付金	1,363
											森林整備促進事業補助金	19,000
											住民参画型森林整備事業補助金	2,700
											新規事業体育成支援事業補助金	1,000
											彩りの森づくり事業補助金	8,000
											条件不利地間伐推進事業補助金	25,900
											林業事業体集約化支援事業補助金	800
									24積立金	62,446	森林環境譲与税基金積立金	62,446
3造林整備	121,249	16,240	105,009					16,240	11役務費	5,200	市有林原木販売手数料	5,200

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 2 林業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
事業費							14 工事請負費	8,000	市有林整備等工事費	8,000
							16 公有財産購入費	3,040	官行造林地購入費	3,040
4 林業基盤整備事業費	38,588	16,560	22,028	7,222		9,338	12 委託料	14,160	林道橋定期点検業務委託料	14,160
							15 原材料費	1,400	原材料費	1,400
							18 負担金、補助及び交付金	1,000	林道等維持補修事業補助金	1,000
計	481,623	29,117	452,506	11,024		27,736	9,643			

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 3 水産業費

1 水産業振興費	3,790	196	3,594	196				18 負担金、補助及び交付金	196	水産事業者支援金	196
計	3,790	196	3,594	196							

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

2 商工業振興費	441,730	22,845	418,885	13,345		850	8,650	18 負担金、補助及び交付金	22,845	起業家支援助成金 産業立地促進助成金 副業・兼業人材活用支援事業補助金 中小企業等省エネ設備導入支援金	1,710 6,940 850 13,345
3 観光振興費	65,912	0	65,912	1,300	11,800	1,300	11,800			財源更正	
4 観光施設	209,190	33,588	175,602		26,100	10,600	3,112	1 報酬	675	会計年度任用職員報酬	675

一般会計

5 農林水産業費

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
費								4 共 済 費	100	会計年度任用職員社会保険料等	100
								8 旅 費	7	会計年度任用職員通勤費用弁償	7
								14 工 事 請 負 費	34,370	施設整備工事費 施設等更新工事費	20,217 14,153
計	808,337	56,433	751,904	12,045	37,900	12,750	6,262				

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	246,406	28,733	217,673	4,097	19,500	2,254	2,882	18 負担金、補助及び交付金	28,733	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金 特定空き家等除却事業補助金	22,537 2,200 3,996
計	246,406	28,733	217,673	4,097	19,500	2,254	2,882				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	287,337	65,000	352,337	1,232	36,000		30,232	12 委 託 料	20,000	除雪作業委託料	20,000
								14 工 事 請 負 費	45,000	道路修繕工事費	45,000
3 道路新設改良費	145,684	10,068	135,616	2,160	12,300		72	12 委 託 料	10,000	測量業務等委託料	10,000
								18 負担金、補助及び交付金	68	道路整備事業負担金	68
4 橋梁維持費	125,760	5,000	130,760		12,500		7,500	14 工 事 請 負 費	5,000	橋梁修繕工事費	5,000
計	644,395	59,932	704,327	928	36,200		22,804				

## (款) 7 土木費

## (項) 3 河川費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国県支出金	地方債	その他					
1河川総務費	6,754	400	6,354			400		12委託料	400	システム改修業務委託料	400
計	11,734	400	11,334			400					

## (款) 7 土木費

## (項) 4 都市計画費

2公園費	34,052	0	34,052	3,600		3,600				財源更正	
計	56,140	0	56,140	3,600		3,600					

## (款) 7 土木費

## (項) 5 下水道費

1下水道費	1,201,088	8,821	1,192,267				8,821	18負担金、補助及び交付金	12,359	下水道事業特別会計補助金	12,359
								23投資及び出資金	3,538	下水道事業特別会計出資金	3,538
計	1,201,088	8,821	1,192,267				8,821				

## (款) 7 土木費

## (項) 6 住宅費

2住宅建設費	143,730	4,615	139,115		4,600		15	12委託料	3,744	設計監理業務委託料	3,744
								14工事請負費	871	市営住宅長寿命化改善工事費	871
計	168,376	4,615	163,761		4,600		15				

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

1常備消防費	732,148	22,466	709,682		2,000	878	25,344	18負担金、補助及び交付金	22,466	西はりま消防組合負担金	22,466
--------	---------	--------	---------	--	-------	-----	--------	---------------	--------	-------------	--------

一般会計

7 土木費

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2非常備消防費	188,484	20,000	168,484	6,268		436	14,168	1報酬	5,000	消防団員報酬	5,000
								10需用費	15,000	被服費	15,000
3消防施設費	84,148	0	84,148	1,595	4,800		3,205			財源更正	
4防災センター管理費	78,231	2,786	75,445		2,800		14	14工事請負費	2,786	設備等更新工事費	2,786
6災害対策費	44,062	3,164	40,898		3,900	49	785	12委託料	990	機器更新業務委託料	990
								14工事請負費	2,174	設備等整備工事費	2,174
計	1,127,281	48,416	1,078,865	7,863	100	1,265	41,918				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

3教育振興費	502,696	30,739	471,957	890		1,833	28,016	1報酬	15,148	会計年度任用職員報酬	15,148
								3職員手当等	5,000	会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	2,800 2,200
								4共済費	4,200	会計年度任用職員社会保険料等	4,200
								8旅費	1,250	普通旅費 会計年度任用職員通勤費用弁償	500 750
								10需用費	2,150	図書・追録代	2,150
								12委託料	300	看護師派遣業務委託料	300

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								17 備品購入費	825	備品購入費	825
								18 負担金、補助 及び交付金	816	英語検定料補助金	816
								19 扶 助 費	1,050	要保護及び準要保護児童援助費	1,050
4 奨学金	8,186	4,030	4,156			4,030		18 負担金、補助 及び交付金	4,030	田中登奨学金	4,030
計	796,979	34,769	762,210	890		5,863	28,016				

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

1 学校管理 費	383,582	37,793	345,789	16,073	18,400	6,237	2,917	14 工事請負費	36,792	空調設備整備工事費	36,792
								17 備品購入費	1,001	備品購入費	1,001
2 スクール バス運行 費	54,134	1,200	52,934		6,600		7,800	17 備品購入費	1,200	スクールバス購入費	1,200
計	437,716	38,993	398,723	16,073	11,800	6,237	4,883				

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

1 学校管理 費	107,991	261	107,730	1,800			2,061	10 需用費	785	電気代	785
								17 備品購入費	1,046	備品購入費	1,046
2 スクール バス運行 費	40,637	300	40,337		1,300		1,000	12 委託料	300	スクールバス運行業務委託料	300

一般会計

9 教育費

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3学校施設整備費	99,824	158	99,982	3,775	3,600		17	12委託料	158	設計監理業務委託料	158
計	248,452	403	248,049	5,575	4,900		1,078				

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1幼稚園費	72,648	1,484	71,164				1,484	14工事請負費	1,484	設備等整備工事費	1,484
計	73,277	1,484	71,793				1,484				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

2図書館費	80,834	146	80,980				146	10需用費	146	電気代	146
6文化財保護費	40,107	29,817	69,924	2,377	32,100		94	7報償費	66	委員謝礼	66
								8旅費	47	普通旅費	47
								10需用費	14	文具消耗器材	14
								11役務費	17	傷害保険料	17
								12委託料	2,233	計画策定業務委託料	2,233
							14工事請負費	32,194	施設整備工事費	32,194	
計	433,306	29,963	463,269	2,377	32,100		240				

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

4治山施設災害復旧	16,550	10,106	6,444	7,066	2,400	1,060	420	14工事請負費	10,106	災害復旧工事費	10,106
-----------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-----	---------	--------	---------	--------

## (款) 10 災害復旧費

## (項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
費										
計	20,436	10,106	10,330	7,066	2,400	1,060	420			

## (款) 11 公債費

## (項) 1 公債費

1元金	2,673,570	1,212	2,672,358				1,212	22償還金、利子及び割引料	1,212	長期債元金	1,212
2利子	94,237	500	94,737				500	22償還金、利子及び割引料	500	一時借入金利子 長期債利子	1,000 1,500
計	2,768,084	712	2,767,372				712				

## (款) 12 諸支出金

## (項) 2 基金費

1土地開発基金費	106	21	127			21		27繰出金	21	土地開発基金繰出金	21
計	106	21	127			21					

第24号議案

令和7年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度宍粟市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,967千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,395,973千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		3,200,067	136	3,199,931
	1 県補助金	3,200,067	136	3,199,931
6 繰入金		331,569	4,833	326,736
	1 他会計繰入金	331,569	4,833	326,736
8 諸収入		11,071	4,998	6,073
	2 雑入	9,869	4,998	4,871
歳入	合計	4,405,940	9,967	4,395,973

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		1,194,211	0	1,194,211
	1 医療給付費分	817,245	0	817,245
	2 後期高齢者支援金等分	274,907	0	274,907
	3 介護納付金分	102,059	0	102,059
4 保健事業費		35,415	1,558	33,857
	1 保健事業費	3,881	58	3,823
	2 特定健康診査等事業費	31,534	1,500	30,034
5 基金積立金		3,683	3,595	88
	1 基金積立金	3,683	3,595	88
7 諸支出金		40,375	4,814	35,561
	1 償還金及び還付金	22,484	4,678	17,806
	2 繰出金	17,891	136	17,755
歳出	合計	4,405,940	9,967	4,395,973

1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	3,200,067	136	3,199,931
6 繰入金	331,569	4,833	326,736
8 諸収入	11,071	4,998	6,073
歳入合計	4,405,940	9,967	4,395,973

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 国民健康保険事業費納付金	1,194,211	0	1,194,211			4,833	4,833
4 保健事業費	35,415	1,558	33,857			320	1,238
5 基金積立金	3,683	3,595	88				3,595
7 諸支出金	40,375	4,814	35,561	136		4,678	
歳出合計	4,405,940	9,967	4,395,973	136		9,831	

2 歳 入

( 款 ) 4 県支出金

( 項 ) 1 県補助金

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	3,200,067	136	3,199,931	2 特別交付金	136	特別調整交付金 ( 市町村分 ) 136
計	3,200,067	136	3,199,931			

( 款 ) 6 繰入金

( 項 ) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	331,569	4,833	326,736	1 保険基盤安定繰入金 ( 保険税軽減分 )	7,817	保険基盤安定繰入金 ( 保険税軽減分 ) 7,817
				2 保険基盤安定繰入金 ( 保険者支援分 )	699	保険基盤安定繰入金 ( 保険者支援分 ) 699
				3 未就学児均等割保険税繰入金	153	未就学児均等割保険税繰入金 153
				5 産前産後保険税繰入金	171	産前産後保険税繰入金 171
				8 その他一般会計繰入金	3,665	その他一般会計繰入金 ( その他 ) 3,665
計	331,569	4,833	326,736			

( 款 ) 8 諸収入

( 項 ) 2 雑入

2 第三者納付金	4,827	4,678	149	1 第三者納付金	4,678	第三者納付金 4,678
4 特定健康診査等負担金	2,645	320	2,325	1 特定健康診査等受託料	320	特定健康診査個人負担金 320
計	9,869	4,998	4,871			

3 歳 出

( 款 ) 3 国民健康保険事業費納付金

( 項 ) 1 医療給付費分

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1医療給付費分	817,245	0	817,245			3,238	3,238			財源更正
計	817,245	0	817,245			3,238	3,238			

( 款 ) 3 国民健康保険事業費納付金

( 項 ) 2 後期高齢者支援金等分

1後期高齢者支援金等分	274,907	0	274,907			1,288	1,288			財源更正
計	274,907	0	274,907			1,288	1,288			

( 款 ) 3 国民健康保険事業費納付金

( 項 ) 3 介護納付金分

1介護納付金分	102,059	0	102,059			307	307			財源更正
計	102,059	0	102,059			307	307			

( 款 ) 4 保健事業費

( 項 ) 1 保健事業費

1保健衛生普及費	3,881	58	3,823				58	11 役 務 費	58	郵便料	58
計	3,881	58	3,823				58				

( 款 ) 4 保健事業費

( 項 ) 2 特定健康診査等事業費

1特定健康診査等事業費	31,534	1,500	30,034			320	1,180	12 委 託 料	1,500	特定健康診査委託料	1,500
-------------	--------	-------	--------	--	--	-----	-------	----------	-------	-----------	-------

( 款 ) 4 保健事業費

( 項 ) 2 特定健康診査等事業費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	31,534	1,500	30,034			320	1,180			

( 款 ) 5 基金積立金

( 項 ) 1 基金積立金

1 国民健康 保険事業 基金費	3,683	3,595	88				3,595	24 積立金	3,595	国民健康保険事業基金積立金	3,595
計	3,683	3,595	88				3,595				

( 款 ) 7 諸支出金

( 項 ) 1 償還金及び還付金

2 償還金	19,984	4,678	15,306			4,678		22 償還金、利子 及び割引料	4,678	保険給付費等交付金償還金	4,678
計	22,484	4,678	17,806			4,678					

( 款 ) 7 諸支出金

( 項 ) 2 繰出金

1 国民健康 保険診療 所特別会 計繰出金	17,891	136	17,755	136				27 繰出金	136	国民健康保険診療所特別会計繰出 金	136
計	17,891	136	17,755	136							

第25号議案

令和7年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）

令和7年度宍粟市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,199千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219,554千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		78,245	16,073	62,172
	1 外来収入	78,245	16,073	62,172
2 使用料及び手数料		654	51	705
	2 手数料	419	51	470
4 繰入金		118,527	11,769	130,296
	1 他会計繰入金	114,466	12,110	126,576
	2 基金繰入金	4,061	341	3,720
6 諸収入		9,092	54	9,146
	1 雑収入	9,092	54	9,146
歳入	合計	223,753	4,199	219,554

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		179,265	203	179,062
	1 施設管理費	179,265	203	179,062
2 医療費		32,604	3,658	28,946
	1 医療費	32,604	3,658	28,946
3 介護サービス事業費		3,593	341	3,252
	1 居宅介護サービス事業費	3,593	341	3,252
4 公債費		8,291	3	8,294
	1 公債費	8,291	3	8,294
歳出	合計	223,753	4,199	219,554

1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	78,245	16,073	62,172
2 使用料及び手数料	654	51	705
4 繰入金	118,527	11,769	130,296
6 諸収入	9,092	54	9,146
歳入合計	223,753	4,199	219,554

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	179,265	203	179,062			12,212	12,415
2 医療費	32,604	3,658	28,946				3,658
3 介護サービス事業費	3,593	341	3,252			341	
4 公債費	8,291	3	8,294			3	
歳出合計	223,753	4,199	219,554			11,874	16,073

2 歳 入

( 款 ) 1 診療収入

( 項 ) 1 外来収入

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険診療報酬収入	13,296	3,528	9,768	1 現年度分	3,528	現年度分 3,528
2 社会保険診療報酬収入	7,032	2,010	5,022	1 現年度分	2,010	現年度分 2,010
3 後期高齢者診療報酬収入	39,657	8,898	30,759	1 現年度分	8,898	現年度分 8,898
4 その他診療報酬収入	4,161	443	4,604	1 現年度分	443	現年度分 443
5 一部負担金収入	11,939	2,531	9,408	1 医療給付分現年度分	2,571	医療給付分現年度分 2,571
				2 通所リハビリ分現年度分	40	通所リハビリ分現年度分 40
6 介護報酬収入	2,160	451	2,611	1 通所リハビリ分現年度分	451	通所リハビリ分現年度分 451
計	78,245	16,073	62,172			

( 款 ) 2 使用料及び手数料

( 項 ) 2 手数料

1 診断書料	399	51	450	1 診断書料	51	診断書料 51
計	419	51	470			

( 款 ) 4 繰入金

( 項 ) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	96,575	12,246	108,821	1 一般会計繰入金	12,246	一般会計繰入金 12,246
2 国民健康保険事業特別会計繰入金	17,891	136	17,755	1 国民健康保険事業特別会計繰入金	136	国民健康保険事業特別会計繰入金 136

## (款) 4 繰入金

## (項) 1 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	114,466	12,110	126,576			

## (款) 4 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

1 国民健康保険診療 所運営基金繰入金	4,061	341	3,720	1 国民健康保険診療 所運営基金繰入金	341	国民健康保険診療所運営基金繰入金	341
計	4,061	341	3,720				

## (款) 6 諸収入

## (項) 1 雑入

1 雑入	9,092	54	9,146	1 雑入	54	医療扶助のオンライン資格確認導入に係る助成金	54
計	9,092	54	9,146				

3 歳 出

( 款 ) 1 総務費

( 項 ) 1 施設管理費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1一般管理費	179,265	203	179,062			12,212	12,415	12委託料	203	草刈作業等委託料 153 送迎車運転業務委託料 30 システム保守管理業務委託料 20
計	179,265	203	179,062			12,212	12,415			

( 款 ) 2 医業費

( 項 ) 1 医業費

1医療用機械器具費	8,257	882	7,375				882	10需用費	50	物品修繕料	50
								13使用料及び賃借料	832	酸素濃縮装置借上料	832
3医療衛生材料費	21,827	2,776	19,051				2,776	10需用費	2,426	医薬材料費	2,426
								11役務費	350	臨床検査手数料	350
計	32,604	3,658	28,946				3,658				

( 款 ) 3 介護サービス事業費

( 項 ) 1 居宅介護サービス事業費

1通所リハビリサービス事業費	3,593	341	3,252			341		17備品購入費	341	公用車購入費	341
計	3,593	341	3,252			341					

( 款 ) 4 公債費

( 項 ) 1 公債費

2利子	63	3	66			3		22償還金、利子及び割引料	3	長期債利子	3
-----	----	---	----	--	--	---	--	---------------	---	-------	---

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
計	8,291	3	8,294			3				

第26号議案

令和7年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度宍粟市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ390千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ702,195千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		515,818	5,188	521,006
	1 後期高齢者医療保険料	515,818	5,188	521,006
3 繰入金		165,789	5,578	160,211
	1 他会計繰入金	165,789	5,578	160,211
歳入	合計	702,585	390	702,195

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,888	390	10,498
	1 総務管理費	9,434	390	9,044
2 後期高齢者医療広域連合納付金		689,677	0	689,677
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	689,677	0	689,677
歳出	合計	702,585	390	702,195

1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	515,818	5,188	521,006
3 繰入金	165,789	5,578	160,211
歳入合計	702,585	390	702,195

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,888	390	10,498			390	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	689,677	0	689,677			5,188	5,188
歳出合計	702,585	390	702,195			5,578	5,188

2 歳 入

( 款 ) 1 後期高齢者医療保険料

( 項 ) 1 後期高齢者医療保険料

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 普通徴収保険料	168,835	5,188	174,023	1 現年度分	5,188	普通徴収保険料 ( 現年度分 ) 5,188
計	515,818	5,188	521,006			

( 款 ) 3 繰入金

( 項 ) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	165,789	5,578	160,211	1 事務費繰入金	390	事務費繰入金 390
				2 保険基盤安定繰入金	5,188	保険基盤安定繰入金 5,188
計	165,789	5,578	160,211			

3 歳 出

( 款 ) 1 総務費

( 項 ) 1 総務管理費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1一般管理費	9,434	390	9,044			390		12委 託 料	390	システム改修業務委託料	390
計	9,434	390	9,044			390					

( 款 ) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

( 項 ) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1後期高齢者医療広域連合納付金	689,677	0	689,677			5,188	5,188			財源更正	
計	689,677	0	689,677			5,188	5,188				

## 第27号議案

### 令和7年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度宍粟市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ91,347千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,926,047千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,087,975	16,410	1,071,565
	1 国庫負担金	802,903	15,098	787,805
	2 国庫補助金	285,072	1,312	283,760
5 支払基金交付金		1,260,953	27,835	1,233,118
	1 支払基金交付金	1,260,953	27,835	1,233,118
6 県支出金		711,371	18,525	692,846
	1 県負担金	672,713	17,401	655,312
	2 県補助金	38,658	1,124	37,534
8 繰入金		780,173	28,409	751,764
	1 他会計繰入金	764,549	12,785	751,764
	2 基金繰入金	15,624	15,624	0
10 諸収入		2,697	168	2,529
	2 雑収入	2,694	168	2,526
歳入	合計	5,017,394	91,347	4,926,047

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		116,589	1,622	118,211
	1 総務管理費	64,004	1,622	65,626
2 保険給付費		4,520,364	100,000	4,420,364
	1 介護サービス費	4,280,809	100,000	4,180,809
3 地域支援事業費		248,747	7,097	241,650
	1 総合事業費	132,135	3,263	128,872
	3 任意事業費	11,913	3,834	8,079
5 基金積立金		570	14,128	14,698
	1 基金積立金	570	14,128	14,698
歳出	合計	5,017,394	91,347	4,926,047

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託	令和 8 年 度	3,548

1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	1,087,975	16,410	1,071,565
5 支払基金交付金	1,260,953	27,835	1,233,118
6 県支出金	711,371	18,525	692,846
8 繰入金	780,173	28,409	751,764
10 諸収入	2,697	168	2,529
歳入合計	5,017,394	91,347	4,926,047

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	116,589	1,622	118,211	783		839		
2 保険給付費	4,520,364	100,000	4,420,364	32,499		55,124	12,377	
3 地域支援事業費	248,747	7,097	241,650	3,219		2,127	1,751	
5 基金積立金	570	14,128	14,698				14,128	
歳出合計	5,017,394	91,347	4,926,047	34,935		56,412		

2 歳 入

( 款 ) 4 国庫支出金

( 項 ) 1 国庫負担金

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	802,903	15,098	787,805	1 現年度分	15,098	介護給付費負担金 15,098
計	802,903	15,098	787,805			

( 款 ) 4 国庫支出金

( 項 ) 2 国庫補助金

2 地域支援事業交付金	70,823	2,095	68,728	1 現年度分	2,095	介護予防・日常生活支援総合事業交付金 包括的支援事業及び任意事業交付金 619 1,476
5 介護保険事業費補助金	1,254	783	2,037	1 現年度分	783	介護保険システム改修費補助金 783
計	285,072	1,312	283,760			

( 款 ) 5 支払基金交付金

( 項 ) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	1,225,898	27,000	1,198,898	1 現年度分	27,000	介護給付費交付金 27,000
2 地域支援事業支援交付金	35,055	835	34,220	1 現年度分	835	総合事業費負担金 835
計	1,260,953	27,835	1,233,118			

( 款 ) 6 県支出金

( 項 ) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	672,713	17,401	655,312	1 現年度分	17,401	介護給付費負担金 17,401
計	672,713	17,401	655,312			

( 款 ) 6 県支出金

( 項 ) 2 県補助金

1 地域支援事業交付金	38,658	1,124	37,534	1 現年度分	1,124	介護予防・日常生活支援総合事業交付金 包括的支援事業及び任意事業交付金 386 738
計	38,658	1,124	37,534			

介護保険事業特別会計

4 国庫支出金

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	764,549	12,785	751,764	1 介護給付費繰入金	12,500	介護給付費繰入金 12,500
				2 地域支援事業費繰入金	1,124	地域支援事業費繰入金 1,124
				4 その他一般会計繰入金	839	事務費等繰入金 839
計	764,549	12,785	751,764			

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護保険事業基金繰入金	15,624	15,624	0	1 介護保険事業基金繰入金	15,624	介護保険事業基金繰入金 15,624
計	15,624	15,624	0			

(款) 10 諸収入

(項) 2 雑入

4 雑入	2,691	168	2,523	1 雑入	168	地域支援事業利用料 168
計	2,694	168	2,526			

### 3 歳 出

( 款 ) 1 総務費

( 項 ) 1 総務管理費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1一般管理費	64,004	1,622	65,626	783		839		17備品購入費	1,622	備品購入費 1,622
計	64,004	1,622	65,626	783		839				

( 款 ) 2 保険給付費

( 項 ) 1 介護サービス費

1居宅介護サービス給付費	1,411,070	0	1,411,070	74		15,624	15,698			財源更正
3施設介護サービス給付費	1,925,604	80,000	1,845,604	26,000		31,600	22,400	18負担金、補助及び交付金	80,000	施設介護サービス費 80,000
9特定入所者介護サービス給付費	142,699	20,000	122,699	6,425		7,900	5,675	18負担金、補助及び交付金	20,000	特定入所者介護サービス費 20,000
計	4,280,809	100,000	4,180,809	32,499		55,124	12,377			

( 款 ) 3 地域支援事業費

( 項 ) 1 総合事業費

1介護予防・生活支援サービス事業費	111,954	1,683	110,271	491		764	428	12委 託 料	1,683	介護予防・生活支援サービス業務委託料 1,683
2介護予防ケアマネジメント費	14,169	1,580	12,589	514		625	441	18負担金、補助及び交付金	1,580	介護予防ケアマネジメント費 1,580

介護保険事業特別会計

1 総務費

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 総合事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	132,135	3,263	128,872	1,005		1,389	869			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 任意事業費

1任意事業費	11,913	3,834	8,079	2,214		738	882	12委託料	508	緊急通報システム事業委託料	508
								19扶助費	3,326	成年後見制度利用支援事業費	3,326
計	11,913	3,834	8,079	2,214		738	882				

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1介護保険事業基金費	570	14,128	14,698				14,128	24積立金	14,128	介護保険事業基金積立金	14,128
計	570	14,128	14,698				14,128				

第28号議案

令和7年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度宍粟市水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,223,569千円	506千円	1,224,075千円
第2項 営業外収益	324,423千円	506千円	324,929千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,372,517千円	699千円	1,373,216千円
第2項 営業外費用	108,812千円	699千円	109,511千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「463,460千円」を「463,510千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「18,618千円」を「21,073千円」に、過年度分損益勘定留保資金「444,842千円」を「442,437千円」に改める。）

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	340,004千円	13,950千円	353,954千円
第1項 企業債	186,600千円	7,200千円	193,800千円
第4項 補助金	7,183千円	6,750千円	13,933千円
	支	出	
第1款 資本的支出	803,464千円	14,000千円	817,464千円
第1項 建設改良費	242,947千円	14,000千円	256,947千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	155,900	証書借入	年利3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	37,900			

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「137,583千円」を「138,089千円」に補正する。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

令和7年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第4号）実施計画

1. 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業収益			1,223,569	506	1,224,075
	2. 営業外収益		324,423	506	324,929
		2. 他会計補助金		137,583	506

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			1,372,517	699	1,373,216
	2. 営業外費用		108,812	699	109,511
		1. 支払利息		57,173	699

2. 資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本の収入			340,004	13,950	353,954
	1. 企業債		186,600	7,200	193,800
		1. 建設改良費等企業債		148,700	7,200
	4. 補助金		7,183	6,750	13,933
		1. 国県補助金		7,183	6,750

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本の支出			803,464	14,000	817,464
	1. 建設改良費		242,947	14,000	256,947
		1. 配水施設工事費		242,351	14,000

令和7年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第4号）明細書

（単位：千円）

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	節		説明
					区 分	金 額	
1. 水道事業収益		1,223,569	506	1,224,075			
2. 営業外収益		324,423	506	324,929			
	2. 他会計補助金	137,583	506	138,089	1. 他会計補助金	506	企業債利息補助金 506
1. 水道事業費用		1,372,517	699	1,373,216			
2. 営業外費用		108,812	699	109,511			
	1. 支払利息	57,173	699	57,872	1. 企業債利息	699	企業債利息 699
1. 資本的收入		340,004	13,950	353,954			
1. 企業債		186,600	7,200	193,800			
	1. 建設改良費等企業債	148,700	7,200	155,900	1. 建設改良費等企業債	7,200	建設改良費等企業債 7,200
4. 補助金		7,183	6,750	13,933			
	1. 国県補助金	7,183	6,750	13,933	2. 県補助金	6,750	県補助金 6,750
1. 資本的支出		803,464	14,000	817,464			
1. 建設改良費		242,947	14,000	256,947			
	1. 配水施設工事費	242,351	14,000	256,351	15. 委託料	△ 8,000	委託料 △ 8,000
					23. 工事請負費	22,000	工事請負費 22,000

第29号議案

令和7年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度宍粟市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度宍粟市下水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 下水道事業収益	1,638,921 千円		△12,005 千円	1,626,916 千円
第2項 営業外収益	1,193,077 千円		△12,005 千円	1,181,072 千円
			支	出
第1款 下水道事業費用	1,647,656 千円		△13,823 千円	1,633,833 千円
第1項 営業費用	1,511,646 千円		△19,434 千円	1,492,212 千円
第2項 営業外費用	136,009 千円		5,611 千円	141,620 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「649,358千円」を「647,389千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「16,485千円」を「15,298千円」に、当年度分損益勘定留保資金「632,873千円」を「632,091千円」に改める。）

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	1,640,420 千円		△20,129 千円	1,620,291 千円
第1項 企業債	1,292,936 千円		△10,900 千円	1,282,036 千円
第2項 国県補助金	39,157 千円		△12,767 千円	26,390 千円
第3項 出資金	305,577 千円		3,538 千円	309,115 千円
			支	出
第1款 資本的支出	2,289,778 千円		△22,098 千円	2,267,680 千円
第1項 建設改良費	205,013 千円		△21,600 千円	183,413 千円
第2項 企業債償還金	2,084,765 千円		△498 千円	2,084,267 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次の通り補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	103,300	証書借入	年利3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	646,600			
借換債	532,136			

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「895,511千円」を「883,152千円」に補正する。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

令和7年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）実施計画

1. 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 下水道事業収益			1,638,921	△ 12,005	1,626,916
	2. 営業外収益		1,193,077	△ 12,005	1,181,072
		2. 他会計補助金	895,511	△ 12,359	883,152
		3. 長期前受金戻入	280,537	354	280,891

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 下水道事業費用			1,647,656	△ 13,823	1,633,833
	1. 営業費用		1,511,646	△ 19,434	1,492,212
		1. 管渠費	68,811	△ 2,780	66,031
		2. 処理場費	333,377	△ 22,064	311,313
		3. 総係費	196,048	5,838	201,886
		4. 減価償却費	910,950	△ 70	910,880
		5. 資産減耗費	2,460	△ 358	2,102
	2. 営業外費用		136,009	5,611	141,620
		1. 支払利息	118,181	5,611	123,792

2. 資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的收入			1,640,420	△ 20,129	1,620,291
	1. 企業債		1,292,936	△ 10,900	1,282,036
		1. 建設改良等企業債	114,200	△ 10,900	103,300
	2. 国県補助金		39,157	△ 12,767	26,390
		1. 国庫補助金	39,157	△ 12,767	26,390
	3. 出資金		305,577	3,538	309,115
1. 一般会計出資金		305,577	3,538	309,115	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出			2,289,778	△ 22,098	2,267,680
	1. 建設改良費		205,013	△ 21,600	183,413
		1. 下水道施設工事費	205,012	△ 21,600	183,412
	2. 企業債償還金		2,084,765	△ 498	2,084,267
		1. 企業債元金償還金	2,084,765	△ 498	2,084,267

令和7年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）明細書

（単位：千円）

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	節		説明
					区分	金額	
1. 下水道事業収益		1,638,921	△ 12,005	1,626,916			
2. 営業外収益		1,193,077	△ 12,005	1,181,072			
	2. 他会計補助金	895,511	△ 12,359	883,152	1. 一般会計補助金	△ 12,359	一般会計補助金 △ 12,359
	3. 長期前受金戻入	280,537	354	280,891	1. 長期前受金戻入	354	長期前受金戻入 354
1. 下水道事業費用		1,647,656	△ 13,823	1,633,833			
1. 営業費用		1,511,646	△ 19,434	1,492,212			
	1. 管渠費	68,811	△ 2,780	66,031	15. 委託料	△ 780	委託料 △ 780
					19. 修繕費	△ 1,500	修繕費 △ 1,500
					22. 路面復旧費	△ 500	路面復旧費 △ 500
	2. 処理場費	333,377	△ 22,064	311,313	15. 委託料	△ 14,378	委託料 △ 14,378
					19. 修繕費	△ 1,430	修繕費 △ 1,430
					24. 動力費	△ 2,950	動力費 △ 2,950
					25. 薬品費	△ 1,206	薬品費 △ 1,206
					28. 負担金	△ 2,100	その他負担金 △ 2,100
	3. 総係費	196,048	5,838	201,886	28. 負担金	5,838	揖保川流域下水道維持管理負担金 5,838
	4. 減価償却費	910,950	△ 70	910,880	1. 有形固定資産減価償却費	78	構築物 △ 409 機械及び装置 487
					2. 無形固定資産減価償却費	△ 148	無形固定資産減価償却費 △ 148
	5. 資産減耗費	2,460	△ 358	2,102	1. 固定資産除却費	△ 358	固定資産除却費 △ 358
2. 営業外費用		136,009	5,611	141,620			
	1. 支払利息	118,181	5,611	123,792	1. 企業債利息	5,611	企業債利息 5,611
1. 資本的収入		1,640,420	△ 20,129	1,620,291			
1. 企業債		1,292,936	△ 10,900	1,282,036			
	1. 建設改良等企業債	114,200	△ 10,900	103,300	1. 建設改良等企業債	△ 10,900	建設改良等企業債 △ 10,900
2. 国県補助金		39,157	△ 12,767	26,390			
	1. 国庫補助金	39,157	△ 12,767	26,390	1. 国庫補助金	△ 12,767	国庫補助金 △ 12,767

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	節		説明
					区 分	金 額	
3. 出資金		305,577	3,538	309,115			
	1. 一般会計出資金	305,577	3,538	309,115	1. 一般会計出資金	3,538	一般会計出資金 3,538
1. 資本の支出		2,289,778	△ 22,098	2,267,680			
1. 建設改良費		205,013	△ 21,600	183,413			
	1. 下水道施設工事費	205,012	△ 21,600	183,412	15. 委託料	△ 8,500	委託料 △ 8,500
					23. 工事請負費	△ 13,100	工事請負費 △ 13,100
2. 企業債償還金		2,084,765	△ 498	2,084,267			
	1. 企業債元金償還金	2,084,765	△ 498	2,084,267	1. 元金償還金	△ 498	元金償還金 △ 498

令和7年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度宍粟市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	4,318,775 千円	1,111 千円	4,319,886 千円
第2項 医業外収益	458,787 千円	1,111 千円	459,898 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	4,634,062 千円	653 千円	4,634,715 千円
第2項 医業外費用	42,098 千円	653 千円	42,751 千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に不足する額164,213千円」を「資本的収入額が資本的支出額に不足する額127,413千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額164,213千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額127,413千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	3,115,640 千円	36,800 千円	3,152,440 千円
第2項 他会計出資金	988,661 千円	36,800 千円	1,025,461 千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第9条本文中「332,975千円」を「334,086千円」に補正する。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

## 令和7年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第4号）実施計画

## (1) 収益の収入及び支出

## 収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			4,318,775	1,111	4,319,886	
	2. 医業外収益		458,787	1,111	459,898	
		2. 他会計補助金		305,678	1,111	306,789

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			4,634,062	653	4,634,715	
	2. 医業外費用		42,098	653	42,751	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費		18,468	653	19,121

## (2) 資本的収入

## 収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			3,115,640	36,800	3,152,440	
	2. 他会計出資金		988,661	36,800	1,025,461	
		1. 他会計出資金		988,661	36,800	1,025,461

令和7年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第4号）明細書

収 入

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 病院事業収益		4,318,775	1,111	4,319,886			
2. 医業外収益		458,787	1,111	459,898			
	2. 他会計補助金	305,678	1,111	306,789	1. 他会計補助金	1,111	追加費用の負担に要する経費 企業債利息 児童手当 託児所運営経費
							△670 326 946 509

支 出

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 病院事業費用		4,634,062	653	4,634,715			
2. 医業外費用		42,098	653	42,751			
	1. 支払利息及び企業債取扱諸費	18,468	653	19,121	1. 企業債利息	653	長期借入金利息

収 入					(単位：千円)		
款 ・ 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		3,115,640	36,800	3,152,440			
2. 他会計出資金		988,661	36,800	1,025,461			
	1. 他会計出資金	988,661	36,800	1,025,461	1. 他会計出資金	36,800	病院事業会計出資債

第31号議案

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第一号

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宍粟市消防団員等公務災害補償条例（平成17年宍粟市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従業者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については、1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号</u>に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、<u>第3号から第6号</u>まで</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従業者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については、1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</p>

改正前				改正後																																									
<p>のいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>[4 略]</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額</p>				<p>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>[削除]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>[4 略]</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,900円</td> <td>13,700円</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,300円</td> <td>12,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,700円</td> <td>10,500円</td> <td>11,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考 略]</p>				階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>13,340円</td> <td>14,170円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,670円</td> <td>12,500円</td> <td>13,340円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>10,000円</td> <td>10,840円</td> <td>11,670円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考 略]</p>				階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円	分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円	部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円
階級	勤務年数																																												
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																										
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円																																										
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円																																										
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円																																										
階級	勤務年数																																												
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																										
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円																																										
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円																																										
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円																																										
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。</p>																																													

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宍粟市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた宍粟市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の

期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障がい補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

第32号議案

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 一 号

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年宍粟市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(手当の区分)</p> <p>第2条 手当は、次のとおりとする。</p> <p>〔(1)～(6) 略〕</p> <p>(7) <u>診療所医師の特別手当</u></p> <p>(8) <u>診療所医師の往診手当</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>訪問看護ステーション及び国民健康保険診療所</u>（以下「訪問看護ステーション等」という。）勤務職員の手当 （診療所医師の特別手当）</p> <p>第9条 <u>診療所医師の特別手当は、診療所に勤務する医師に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する手当の額は、別表第1のとおりとする。</u> （診療所医師の往診手当）</p> <p>第10条 <u>診療所医師の往診手当は、診療所に勤務する医師が往診したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する手当の額は、別表第1のとおりとする。</u> （公立宍粟総合病院勤務職員の手当）</p> <p>第11条 [略] （訪問看護ステーション等勤務職員の手当）</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>(手当の区分)</p> <p>第2条 手当は、次のとおりとする。</p> <p>〔(1)～(6) 略〕</p> <p>(7) <u>宍粟市国民健康保険診療所勤務医師（以下「診療所医師」という。）の 手当</u></p> <p>[削除]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>宍粟市訪問看護ステーション及び宍粟市国民健康保険診療所</u>（以下「訪問看護ステーション等」という。）勤務職員の手当 （診療所医師の手当）</p> <p>第9条 <u>診療所医師の手当は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>（公立宍粟総合病院勤務職員の手当）</p> <p>第10条 [略] （訪問看護ステーション等勤務職員の手当）</p> <p>第11条 [略]</p>

改正前

(定年前提任短時間勤務職員の手当額の特例)

第13条 [略]  
(手当の支給割合)

第14条 [略]  
(手当の支給日等)

第15条 [略]  
(支給制限)

第16条 [略]  
(委任)

第17条 [略]

別表第1 (第9条、第10条関係)

診療所名	種類	基準	金額
波賀診療所	診療所医師の特別手当	月	650,000円
千種診療所			ただし、平成18年3月31日から引き続き勤務する診療所医師には、平成18年度以降に支給される年度給与総額が、平成17年度に支給された年度給与総額に達しないこととなる場合、その差額に相当する額を加算して支給する。
	診療所医師の往診手当 (勤務を要しない時間帯の診療)	月	診療点数に10円を乗じた額の2分の1

別表第2 (第11条関係)

種類	基準	金額	支給範囲
----	----	----	------

改正後

(定年前提任短時間勤務職員の手当額の特例)

第12条 [略]  
(手当の支給割合)

第13条 [略]  
(手当の支給日等)

第14条 [略]  
(支給制限)

第15条 [略]  
(委任)

第16条 [略]

別表第1 (第9条関係)

種類	基準	金額	支給範囲
特別手当	月	650,000円	医療業務に従事する診療所医師
日曜祝日当番医手当	1回	36,000円	日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当番医業務に従事した診療所医師
往診手当(勤務を要しない時間帯の診療)	月	診療点数に10円を乗じた額の2分の1	往診業務に従事した診療所医師

別表第2 (第10条関係)

種類	基準	金額	支給範囲
----	----	----	------



改正前	改正後			
別表第3（第12条関係）	導手当		約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額	
	救急業務手当	宿直勤務又は	8,000円	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師
		日直勤務1回	4,000円	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師以外の職員
			18,000円	救急輪番日において宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師
	入院手当	1件	7,500円	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師で救急輪番日以外の日 <sup>に</sup> 救急患者の入院対応をしたもの
	外来手当	1件	1,500円	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師で救急輪番日以外の日 <sup>に</sup> 救急患者の外来診察をしたもの
[略]	[備考 略] 別表第3（第11条関係） [略]			

備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年宍粟市条例第51号）の一部を次のように改正する。  
次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前				改正後			
別表第7（第26条関係）				別表第7（第26条関係）			
区分	勤務時間	医師	医師以外の職員	区分	勤務時間	医師	医師以外の職員
[略]				[略]			
日直	午前8時30分から午後5時15分まで	22,500円	7,700円	日直	午前8時30分から午後5時15分まで	22,500円	7,700円
救急業務手当①		8,000円	4,000円	[削除]			
救急業務手当②		18,000円					
当直加算手当	代休の返上 金曜日及び土曜日の当直者に限る。		1,000円				
入院手当	入院患者1人につき	5,000円					
外来手当	外来患者1人につき	1,000円					
備考							
1 救急業務手当②については、救急輪番日について適用する。							
2 外来手当については、救急輪番日については適用しない。							
備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[ ]の記載は注記である。							

(医師職務手当に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日から引き続き医師職務手当を支給することとされている職員で、その者に支給することとされる医師職務手当の額（以下「新医師職務手当額」という。）が同日に支給することとされていた医師職務手当の額（以下「旧医師職務手当額」という。）に達しないこととなるものには、新医師職務手当額が旧医師職務手当額に達することとなるまでの間、新医師職務手当額のほか、その差額に相当する額を医師職務手当として支給する。

第33号議案

宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年宍粟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての<u>任期（任命権者を同じくするものに限る。次項において同じ。）</u>の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の<u>在職期間</u>の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>[6・7 略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第6条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての<u>任期</u>の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の<u>在職期間（常勤の職員から引き続きフルタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該常勤の職員であった期間を、第16条の規定による期末手当が支給されるパートタイム会計年度任用職員から引き続きフルタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該パートタイム会計年度任用職員であった期間を含む。）</u>の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>[6・7 略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第6条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在</p>

改 正 前	改 正 後
<p>職するフルタイム会計年度任用職員に対し基準日以前6か月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。</p>	<p>職するフルタイム会計年度任用職員に対し基準日以前6か月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績（基準日以前6か月以内の期間において、当該職員が、常勤の職員から引き続きフルタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該常勤の職員であった期間の勤務成績を、第16条の2の規定による勤勉手当が支給されるパートタイム会計年度任用職員から引き続きフルタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該パートタイム会計年度任用職員であった期間の勤務成績を含む。）に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。</p>
<p>2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、<u>当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額</u>を超えてはならない。</p>	<p>2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、<u>次の各号に定める額を合算した額</u>を超えてはならない。</p>
<p>[追加]</p>	<p>(1) <u>それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額</u>の合計額に100分の105を乗じて得た額の総額</p>
<p>[追加]</p>	<p>(2) <u>それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）</u>に規則で定める報酬を加えて得た額の1か月当たりの平均額に100分の105を乗じて得た額の総額</p>
<p>[3・4 略]</p>	<p>[3・4 略]</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p>
<p>第16条 第6条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第6項中「基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員</p>	<p>第16条 第6条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第5項中「常勤の職員から引き続きフルタイム会計年度任用</p>

改正前	改正後
<p>が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは、「基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条の2 第6条の2の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは、「基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>職員となった場合にあっては当該常勤の職員であった期間を、第16条の規定による期末手当が支給されるパートタイム会計年度任用職員から引き続きフルタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該パートタイム会計年度任用職員」とあるのは「常勤の職員から引き続き任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該常勤の職員であった期間を、フルタイム会計年度任用職員から引き続き任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該フルタイム会計年度任用職員」と、同条第6項中「基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは「基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）（フルタイム会計年度任用職員から引き続き任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該フルタイム会計年度任用職員であった期間の給料及び地域手当の月額合計額を含む。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条の2 第6条の2の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「常勤の職員から引き続きフルタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該常勤の職員であった期間の勤務成績を、第16条の2の規定による勤勉手当が支給されるパートタイム会計年度任用職員から引き続きフルタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該パートタイム会計年度任用職員」とあるのは「常勤の職員から引き続き任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該常勤の職員であった期間の勤務成績を、フルタイム会計年度任用職員から引き続き任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該フルタイム</p>

改 正 前	改 正 後
	<p> <u>会計年度任用職員」と、同条第3項中「基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは「基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）（フルタイム会計年度任用職員から引き続き任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員となった場合にあっては当該フルタイム会計年度任用職員であった期間の給料及び地域手当の月額合計額を含む。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u> </p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第34号議案

宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の一部改正について

宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第一号

宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例の一部を改正する条例

宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例（平成23年宍粟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 職員等 <u>第1号に規定する職員及び市に対し公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する労務を提供する者をいう。</u></p> <p>[(4)・(5) 略]</p> <p>(6) <u>公益通報 公益を守るために、職員等が知り得た市政運営に関する法令等違反行為又は法令等違反のおそれのある行為について通報することをいう。</u></p> <p>(7) <u>特定要求行為 職員以外の者が職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人（以下「特定の者」という。）を他の者と比べて有利又は不利に扱うなど特別の扱いを行うこと（不作為を含む。）を求める働きかけをいう。ただし、公聴会、議会、説明会など公開の場でなされたもの、陳情書、要望書、依頼書など公式の書面（宍粟市情報公開条例（平成17年宍粟市条例第17号）第2条第2号に規定する電磁的記録を含む。）によるものその他の通常の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるもの（その態様が暴力的行為、どう喝、威かき等職員の公正な職務の遂行を妨げるものを除く。）を除く。</u></p> <p>(8) 不当要求行為 <u>特定要求行為のうち、正当な理由なく次に掲げる事項</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 職員等 <u>公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項各号に規定する者をいう。</u></p> <p>[(4)・(5) 略]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(6) 不当要求行為 <u>職員に対して行う次に掲げる行為その他職員の公正な</u></p>

改正前	改正後
<p><u>を求める行為であって職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である働きかけをいう。</u></p> <p>[ア・イ 略]</p> <p><u>ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。</u></p> <p>エ [略]</p> <p><u>オ その他法令等に違反すること又は職員としての倫理に著しく反することをを行うこと。</u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(公益通報)</p> <p>第10条 職員等は、<u>公益通報の必要があると認めるときは、速やかにコンプライアンス委員会にその内容を通報しなければならない。</u></p> <p>2 職員等は、<u>公益通報</u>をするときは、<u>実名により行わなければならない。</u>ただし、匿名による通報事実が確実であると信ずるに足りる相当の根拠をコンプライアンス委員会に示した場合は、この限りでない。</p> <p>[3 略]</p> <p>[追加]</p> <p>(不利益取扱いの禁止等)</p> <p>第11条 [略]</p>	<p><u>職務を妨げることが明白である要求等（要求、提言、相談、忠告、苦言その他これらに類する行為をいう。以下この号において同じ。）をいう。</u></p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>[削除]</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>法令等に違反すること又は職員としての倫理に著しく反することを求める行為</u></p> <p>オ <u>暴力その他不正な手段による要求等</u></p> <p>カ <u>威圧的な言動その他の社会的相当性を逸脱した手段による要求等</u></p> <p>(市民の責務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 <u>市民は、職員に対し、不当要求行為及び公正な職務の遂行を妨げるおそれのある行為を行ってはならない。</u></p> <p>(公益通報)</p> <p>第10条 職員等は、<u>通報対象事実（公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。）が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、速やかにコンプライアンス委員会にその内容を通報しなければならない。</u></p> <p>2 職員等は、<u>前項の通報（以下「公益通報」という。）</u>をするときは、<u>実名により行わなければならない。</u>ただし、匿名による通報事実が確実であると信ずるに足りる相当の根拠をコンプライアンス委員会に示した場合は、この限りでない。</p> <p>[3 略]</p> <p>4 <u>公益通報をする職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないようにしなければならない。</u></p> <p>(不利益取扱いの禁止等)</p> <p>第11条 [略]</p>

改 正 前	改 正 後
<p>[2 略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(職員等以外による公益目的通報)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 第10条第2項及び第3項、第11条第2項及び第12条から<u>第15条</u>までの規定は、公益目的通報があった場合に準用する。</p> <p>(不当要求行為への組織的対応)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な措置を講ずるとともに、<u>その内容をコンプライアンス委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>[2 略]</p> <p><u>3 任命権者は、職員等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、公益通報を妨げてはならない。</u></p> <p><u>4 任命権者は、正当な理由がなく、公益通報をした者である旨を明らかにすることを要求することその他通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。</u></p> <p>(職員等以外による公益目的通報)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 第10条第2項及び第3項、第11条第2項及び第12条から<u>前条</u>までの規定は、公益目的通報があった場合に準用する。</p> <p>(不当要求行為への組織的対応)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な措置を講ずるとともに、<u>コンプライアンス委員会による調査が必要と判断される場合にあっては当該委員会に報告しなければならない。</u></p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例第11条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行前にされたこの条例による改正前の宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例第2条第6号に規定する公益通報にも適用する。

第35号議案

宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 一 号

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宍粟市国民健康保険税条例（平成17年宍粟市条例第112号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.35</u>を乗じて算定する。</p> <p>[2 略]</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.46</u>を乗じて算定する。</p> <p>[2 略]</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条</p>

改正前	改正後
<p>の5及び第16条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第6条の5及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>21,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,750円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.02</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>11,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,850円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,775円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.62</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>の5及び第16条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第6条の5及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>21,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,550円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,825円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.11</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>12,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,250円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,375円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.74</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>

改正前	改正後
<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,300円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が</p>	<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,700円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が</p>

改正前	改正後
<p>110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>21,280円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,025円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>8,330円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,390円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,695円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,043円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>9,310円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,410円</u></p>	<p>110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>21,910円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,770円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,385円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,078円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>8,960円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,950円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,975円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,463円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>9,590円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,760円</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>15,200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,500円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>5,250円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>7,875円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,950円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,850円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>1,925円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>2,888円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,650円</u></p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>15,650円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,550円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>5,275円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>7,913円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,400円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,250円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,125円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>3,188円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,850円</u></p>

改正前	改正後
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,150円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,080円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,100円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,380円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,540円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>770円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,155円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,400円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,260円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,220円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,110円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,165円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,560円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>850円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,275円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被</p>

改正前	改正後
<p>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,660円</u></p>	<p>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,740円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,260円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,360円</u></p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>
<p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,560円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,600円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,160円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,200円</u></p>	<p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,695円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,825円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,520円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,650円</u></p>
<p>（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,785円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,975円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,950円</u></p>	<p>（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,920円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,200円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,400円</u></p>
<p>[3 略]</p>	<p>[3 略]</p>

改 正 前	改 正 後
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宍粟市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第36号議案

宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部改正について

宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 一 号

宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部を改正する条例

宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例（平成17年宍粟市条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(業務内容)</p> <p>第2条 委員会は、<u>次の業務を行う。</u></p> <p>(1) 計画の策定及び改定</p> <p>(2) <u>提供するサービスの状況、事業者の連携状況の評価</u></p> <p>(3) <u>行政機関における調整及び連携等の点検と評価</u></p> <p>(4) <u>サービスの質的な観点や地域の保健・医療・福祉の関係委員会等の意見を反映した評価</u></p> <p>(5) <u>住民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価</u></p> <p>(6) <u>介護保険計画の進行状況について市から報告を受け、進行の遅れのあ る事業については原因を究明し、改善について勧告する。</u></p> <p>(7) <u>利用者からの苦情について調整し、解決に当たる。</u></p> <p>(8) <u>委員会は、業務を通じて課題の意見と改善策について調査研究し、制 度見直しに備える。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第7条 委員長は、委員会の意見をまとめて市長に報告する。</p> <p>(報酬)</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、<u>次に掲げる事項について調査審議し、又は市長に意見を述 べるものとする。</u></p> <p>(1) 計画の策定及び<u>変更に関する事項</u></p> <p>(2) <u>計画の進行管理、実施状況の把握及び評価に関する事項</u></p> <p>(3) <u>高齢者の福祉、保健及び医療に関する施策の推進に関し、市長が必要 と認めて付議する事項</u></p> <p>(4) <u>その他計画の推進に必要な事項</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(報酬)</p> <p>第7条 [略]</p>

改正前	改正後
(庶務) <u>第9条</u> [略] (委任) <u>第10条</u> [略]	(庶務) <u>第8条</u> [略] (委任) <u>第9条</u> [略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第37号議案

宍粟市介護保険条例の一部改正について

宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 一 号

宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例

宍粟市介護保険条例（平成17年宍粟市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則</p> <p>[追加]</p>	<p>附 則</p> <p><u>（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u></p> <p>17 <u>第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であつて、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u></p> <p>18 <u>前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p> <p>19 <u>第17項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u></p>

改 正 前	改 正 後
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、 [ ] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第38号議案

観光施設等の使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

観光施設等の使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第一号

観光施設等の使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(宍粟市フォレストステーション波賀条例の一部改正)

第1条 宍粟市フォレストステーション波賀条例（平成17年宍粟市条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前				改正後						
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）						
施設の種類の	区分		使用料	備考	施設の種類の	区分		使用料	備考	
宿泊温泉保養施設	宿泊	大人	円 8,000	入浴料含む。 1人1夜1室 「大人」とは中学生以上の者を、「小人」とは3歳以上小学生以下の者をいう。	宿泊	大人	円 10,400	入浴料含む。 1人1夜1室 「大人」とは中学生以上の者を、「小人」とは3歳以上小学生以下の者をいう。		
		大人（ハイシーズン料金）	12,000			大人（ハイシーズン料金）	15,600			
		小人	6,000			小人	7,800			
		小人（ハイシーズン料金）	9,000			小人（ハイシーズン料金）	11,700			
	休憩	1室	4,000	3時間以内、以降1時間増すごとに1,000円加算	休憩	1室	5,200	3時間以内、以降1時間増すごとに1,300円加算		
		1室（ハイシーズン料金）	6,000			1室（ハイシーズン料金）	7,800			
	会議	和室	4,000		会議	和室	5,200			
		研修室	1室			5,700	研修室		1室	7,400
			1 / 2室			4,500	研修室		1 / 2室	5,800
	温泉	大人	800	「大人」とは中学生以上の者を、「小人」とは4歳以上小学生以下	温泉	大人	1,000	「大人」とは中学生以上の者を、「小人」とは4歳以上小学生以下		
小人		400	小人			500				

改正前				改正後							
				の者をいう。				の者をいう。			
オートキャンプ場	サイト	キャンプサイト	7,000	AC電源使用1,000円加算	オートキャンプ場	サイト	キャンプサイト	9,100	AC電源使用1,000円加算		
		キャンプサイト (ハイシーズン料金)	10,500				キャンプサイト (ハイシーズン料金)	13,600			
		デイキャンプ	3,000				9時から15時まで	デイキャンプ		3,900	9時から15時まで
		デイキャンプ(ハイシーズン料金)	4,500					デイキャンプ(ハイシーズン料金)		5,800	
コテージ	宿泊	コテージ10人棟	30,000	冷暖房使用1,000円加算	コテージ	宿泊	コテージ10人棟	39,000	冷暖房使用1,000円加算		
		コテージ10人棟 (ハイシーズン料金)	45,000				コテージ10人棟 (ハイシーズン料金)	58,500			
		コテージ5人棟	18,000				コテージ5人棟	23,400			
		コテージ5人棟 (ハイシーズン料金)	27,000				コテージ5人棟 (ハイシーズン料金)	35,100			
	休憩	コテージ10人棟	3,000	1時間以内、以降1時間増すごとに1時間当たりの単価加算	休憩	コテージ10人棟	3,900	1時間以内、以降1時間増すごとに1時間当たりの単価加算			
		コテージ10人棟 (ハイシーズン料金)	4,500			コテージ10人棟 (ハイシーズン料金)	5,800				
		コテージ5人棟	2,000			コテージ5人棟	2,600				
		コテージ5人棟 (ハイシーズン料金)	3,000			コテージ5人棟 (ハイシーズン料金)	3,900				
バーベキュ	サイト	1サイト1人		バーベキュ	サイト	1サイト1人					

改正前				改正後			
一サイト		<u>300</u>		一サイト		<u>350</u>	
	サイト（ハイシーズン料金）	1サイト1人	<u>450</u>		サイト（ハイシーズン料金）	1サイト1人	<u>550</u>
天体観測施設	大人	<u>1,000</u>	1日1回終日（24時間以内）料金	天体観測施設	大人	<u>1,300</u>	1日1回終日（24時間以内）料金
	小人	<u>500</u>			小人	<u>650</u>	
〔（注） 略〕				〔（注） 略〕			
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、〔 〕の記載は注記である。							

（宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場条例の一部改正）

第2条 宍粟市ばんしゅう戸倉スキー場条例（平成17年宍粟市条例第134号）の一部を次のように改める。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前				改正後			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
施設の種類の	区分	使用料		施設の種類の	区分	使用料	
リフト	1回券	<u>500円</u>		リフト	1回券	<u>650円</u>	
	半日券	<u>2,900円</u>			半日券	<u>3,700円</u>	
	1日券（中学生以上）	<u>4,000円</u>			1日券（中学生以上）	<u>5,200円</u>	
	1日券（小学生以下）	<u>2,900円</u>			1日券（小学生以下）	<u>3,700円</u>	
	シーズン券	<u>40,000円</u>			シーズン券	<u>52,000円</u>	
駐車場	普通自動車1台（軽自動車含む）	1日1回	<u>1,000円</u>	駐車場	普通自動車1台（軽自動車含む）	1日1回	<u>1,300円</u>
	マイクロバス1台	1日1回	<u>2,000円</u>		マイクロバス1台	1日1回	<u>2,600円</u>
	大型バス1台	1日1回	<u>3,000円</u>		大型バス1台	1日1回	<u>3,900円</u>
〔備考 略〕				〔備考 略〕			
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、〔 〕の記載は注記である。							

（宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例の一部改正）

第3条 宍粟市ちくさ高原総合レクリエーション施設条例（平成17年宍粟市条例第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前					改 正 後						
別表第2（第9条関係） ちくさ高原総合レクリエーション施設使用料 （1）ちくさ高原センター （ア）研修施設					別表第2（第9条関係） ちくさ高原総合レクリエーション施設使用料 （1）ちくさ高原センター （ア）研修施設						
室名	使用料				備考	室名	使用料				備考
	8：00～12：00	12：00～17：00	8：00～17：00	17：00～22：00			8：00～12：00	12：00～17：00	8：00～17：00	17：00～22：00	
研修室	円 2,900	円 2,900	円 5,800	円 3,500	暖房使用 期間は使 用料の10 分の2を 加算した 額とする。	研修室	円 3,700	円 3,700	円 7,500	円 4,500	暖房使用 期間は使 用料の10 分の2を 加算した 額とする。
食堂	2,900	2,900	5,800	3,500		食堂	3,700	3,700	7,500	4,500	
調理室	2,300	2,300	4,700	2,300		調理室	2,900	2,900	6,100	2,900	
（イ） 宿泊施設					（イ） 宿泊施設						
料金区分	利用者 区分	使用料		備考	料金区分	利用者 区分	使用料		備考		
		休憩 4時間以内	宿泊 16：00～翌日10：00				休憩 4時間以内	宿泊 16：00～翌日10：00			
通常料金	大人	円 800	円 3,500	1 「大人」とは中 学生以上の者を、 「小人」とは3歳 以上小学生以下 の者をいう。 2 暖房使用期間 中は、1人につき	通常料金	大人	円 1,000	円 4,500	1 「大人」とは中 学生以上の者を、 「小人」とは3歳 以上小学生以下 の者をいう。 2 暖房使用期間 中は、1人につき		
	小人	400	2,100			小人	500	2,700			
ハイシー ズン料金	大人	1,200	5,250	2 暖房使用期間 中は、1人につき	ハイシー ズン料金	大人	1,500	6,800	2 暖房使用期間 中は、1人につき		
	小人	600	3,150			小人	750	4,000			

改正前				改正後			
			150円を加算する。使用時間を1時間増すごとに大人1人200円、小人1人100円を加算する。				150円を加算する。使用時間を1時間増すごとに大人1人250円、小人1人100円を加算する。
〔(注) 略〕 (2) リフト				〔(注) 略〕 (2) リフト			
区分	使用料	備考		区分	使用料	備考	
	円				円		
1回券	500			1回券	650		
1日券	4,500	午前8時から午後5時まで		1日券	5,800	午前8時から午後5時まで	
ジュニア1日券	3,400	中学生以下。午前8時から午後5時まで。		ジュニア1日券	4,400	中学生以下。午前8時から午後5時まで。	
レディース1日券	2,200	水曜日特定（ジュニアを除く。）。午前8時から午後5時まで。		レディース1日券	2,800	水曜日特定（ジュニアを除く。）。午前8時から午後5時まで。	
ナイター券	2,800	午後5時から午後8時まで		ナイター券	3,600	午後5時から午後8時まで	
ジュニアナイター券	2,200	中学生以下。午後5時から午後8時まで。		ジュニアナイター券	2,800	中学生以下。午後5時から午後8時まで。	
午前半日券	3,400	午前8時から正午まで		午前半日券	4,400	午前8時から正午まで	
午後半日券	4,000	正午から午後5時まで		午後半日券	5,200	正午から午後5時まで	
午後半日ナイター共通券	5,100	正午から午後8時まで		午後半日ナイター共通券	6,600	正午から午後8時まで	
シーズン券	40,000	午前8時から午後5時まで		シーズン券	52,000	午前8時から午後5時まで	
〔備考 略〕				〔備考 略〕			

改正前					改正後						
(3) 駐車場					(3) 駐車場						
区分		使用料		備考	区分		使用料		備考		
普通自動車1台(軽自動車含む。)		円 1,000		1日1回の駐車料とする。	普通自動車1台(軽自動車含む。)		円 1,300		1日1回の駐車料とする。		
マイクロバス1台		円 2,000			マイクロバス1台		円 2,600				
大型バス1台		円 3,000			大型バス1台		円 3,900				
(4) 多目的広場					(4) 多目的広場						
区分	使用料				備考	区分	使用料				備考
	8:00~12:00	12:00~17:00	8:00~17:00	17:00~20:00		8:00~12:00	12:00~17:00	8:00~17:00	17:00~20:00		
全面使用	円 2,300	円 2,300	円 4,700	円 1,700		全面使用	円 2,900	円 2,900	円 6,100	円 2,200	
[略]					[略]						
(5) キャンプ場					(5) キャンプ場						
料金区分	施設の名称	単位	期間	使用料	備考	料金区分	施設の名称	単位	期間	使用料	備考
通常料金	キャンプ場	1人	1日	円 350		通常料金	キャンプ場	1人	1日	円 450	
	家族風呂	1組	1回	円 3,000			家族風呂	1組	1回	円 3,900	
	シャワー室	1室	1回	円 500			シャワー室	1室	1回	円 650	
ハイシーズ	キャンプ場	1人	1日	円 520		ハイシーズ	キャンプ場	1人	1日	円 650	
ン料金	家族風呂	1組	1回	円 4,500		ン料金	家族風呂	1組	1回	円 5,800	
	シャワー室	1室	1回	円 750			シャワー室	1室	1回	円 950	
[(注) 略]					[(注) 略]						
(6) バンガロー					(6) バンガロー						
料金区分	使用料			備考	料金区分	使用料			備考		

改正前							改正後												
		休憩		宿泊					休憩		宿泊								
		1時間		16:00～翌日10:00			暖房使用期間は使用				1時間		16:00～翌日10:00						
		円		円			料の10分の2を加算				円		料の10分の2を加算						
1室		<u>800</u>		<u>16,000</u>			した額とする。使用		1室		<u>1,000</u>		<u>20,800</u>						
1室(ハイシー ズン料金)		<u>1,200</u>		<u>24,000</u>			時間を1時間増すご とに <u>800円</u> を加算す る。		1室(ハイシー ズン料金)		<u>1,500</u>		<u>31,200</u>						
〔(注) 略〕							〔(注) 略〕												
(7) 体験交流施設							(7) 体験交流施設												
		使用料			備考				使用料			備考							
		半日	1日						半日	1日									
集会室		1室	円		円		暖房使用期間は使		集会室		1室	円		円					
		<u>8,000</u>	<u>18,000</u>		料の10分の2を		加算した額とする。				<u>10,400</u>	<u>23,400</u>		料の10分の2を					
					加算した額とする。									加算した額とする。					
(8) 体育館							(8) 体育館												
		使用料					備考				使用料					備考			
		8:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00	8:00～ 17:00	8:00～ 22:00	12:00～ 22:00	スポーツ等 目的使用に 適用				8:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00	8:00～ 17:00	8:00～ 22:00	12:00～ 22:00	スポーツ等 目的使用に 適用	
全面使用		円 <u>2,300</u>	円 <u>2,300</u>	円 <u>2,300</u>	円 <u>4,700</u>	円 <u>7,000</u>	円 <u>4,700</u>			全面使用		円 <u>2,900</u>	円 <u>2,900</u>	円 <u>2,900</u>	円 <u>6,100</u>	円 <u>9,100</u>	円 <u>6,100</u>		
一部使用		合宿等で使用の場合は、1日当たり <u>11,400円</u> とする。						一部使用		合宿等で使用の場合は、1日当たり <u>14,800円</u> とする。									
〔略〕							〔略〕												
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、〔 〕の記載は注記である。																			
(宍粟市伊沢の里条例の一部改正)																			

第4条 宍粟市伊沢の里条例（平成17年宍粟市条例第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前							改正後						
別表（第6条、第9条関係） 宿泊室							別表（第6条、第9条関係） 宿泊室						
利用区分	料金区分	施設の名称	基準額				利用区分	料金区分	施設の名称	基準額			
			1人で使用する場 合	2人で使用する場 合	3人で使用する場 合	4人以上で使用する場 合				1人で使用する場 合	2人で使用する場 合	3人で使用する場 合	4人以上で使用する場 合
宿泊に使用する場 合（1人1泊につき）	通常料金	和室（10畳）	円 7,200	円 6,000	円 4,800	円 3,600	宿泊に使用する場 合（1人1泊につき）	通常料金	和室（10畳）	円 9,300	円 7,800	円 6,200	円 4,600
		洋室（シングル）	4,800	—	—	—			洋室（シングル）	6,200	—	—	—
		洋室（ツイン）	6,000	3,600	—	—			洋室（ツイン）	7,800	4,600	—	—
	ハイシーズン料金	和室（10畳）	10,800	9,000	7,200	5,400	ハイシーズン料金	和室（10畳）	14,000	11,700	9,300	7,000	
		洋室（シングル）	7,200	—	—	—		洋室（シングル）	9,300	—	—	—	
		洋室（ツイン）	9,000	5,400	—	—		洋室（ツイン）	11,700	7,000	—	—	
宿泊以外の目的のために使用する場 合	通常料金	和室（10畳）	9時から12時まで 13時から17時まで 18時から22時まで	3,600円 4,800円 4,800円			宿泊以外の目的のために使用する場 合	通常料金	和室（10畳）	9時から12時まで 13時から17時まで 18時から22時まで	4,600円 6,200円 6,200円		
			9時から17時まで 13時から22時まで 9時から22時まで	8,400円 9,600円 12,000円						9時から17時まで 13時から22時まで 9時から22時まで	10,900円 12,400円 15,600円		

改正前							改正後										
	ハイシー ズン料金		9時から12時まで	<u>5,400円</u>				ハイシー ズン料金		9時から12時まで	<u>7,000円</u>						
			13時から17時まで	<u>7,200円</u>						13時から17時まで	<u>9,300円</u>						
			18時から22時まで	<u>7,200円</u>						18時から22時まで	<u>9,300円</u>						
			9時から17時まで	<u>12,600円</u>						9時から17時まで	<u>16,300円</u>						
			13時から22時まで	<u>14,400円</u>						13時から22時まで	<u>18,700円</u>						
			9時から22時まで	<u>18,000円</u>						9時から22時まで	<u>23,400円</u>						
[備考 略] 宿泊室以外の施設							[備考 略] 宿泊室以外の施設										
区分	基準額						備考	区分	基準額						備考		
	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで			9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで			
研修室	1 (定員30人)	円 <u>3,600</u>	円 <u>4,800</u>	円 <u>4,800</u>	円 <u>8,400</u>	円 <u>9,600</u>	円 <u>12,000</u>	1 パーティー、宴会等の飲食のために研修室を利用する場合は、無料とする。 2 宿泊者が16時から翌日10時までの間に浴室を利用する場合は、無料とする。	研修室	1 (定員30人)	円 <u>4,600</u>	円 <u>6,200</u>	円 <u>6,200</u>	円 <u>10,900</u>	円 <u>12,400</u>	円 <u>15,600</u>	1 パーティー、宴会等の飲食のために研修室を利用する場合は、無料とする。 2 宿泊者が16時から翌日10時までの間に浴室を利用する場合は、無料とする。
	2 (定員30人)	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>4,800</u>	<u>8,400</u>	<u>9,600</u>	<u>12,000</u>			2 (定員30人)	<u>4,600</u>	<u>6,200</u>	<u>6,200</u>	<u>10,900</u>	<u>12,400</u>	<u>15,600</u>	
	3 (定員40人)	<u>4,800</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>10,800</u>	<u>12,000</u>	<u>15,600</u>			3 (定員40人)	<u>6,200</u>	<u>7,800</u>	<u>7,800</u>	<u>14,000</u>	<u>15,600</u>	<u>20,200</u>	
	4 (定員60人)	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	<u>7,200</u>	<u>12,000</u>	<u>14,400</u>	<u>19,200</u>			4 (定員60人)	<u>7,800</u>	<u>9,300</u>	<u>9,300</u>	<u>15,600</u>	<u>18,700</u>	<u>24,900</u>	
	5 (定員100人)	<u>7,200</u>	<u>8,400</u>	<u>8,400</u>	<u>15,600</u>	<u>16,800</u>	<u>22,800</u>			5 (定員100人)	<u>9,300</u>	<u>10,900</u>	<u>10,900</u>	<u>20,200</u>	<u>21,800</u>	<u>29,600</u>	
会議室	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>4,800</u>	<u>8,400</u>	<u>9,600</u>	<u>12,000</u>		会議室	<u>4,600</u>	<u>6,200</u>	<u>6,200</u>	<u>10,900</u>	<u>12,400</u>	<u>15,600</u>			
農産加工室	<u>1,050</u>	<u>1,050</u>	<u>1,050</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>3,150</u>	3 「大人」とは	農産加工室	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	<u>2,700</u>	<u>2,700</u>	<u>4,000</u>	3 「大人」とは		

改正前							改正後						
(1室)						中学生以上の者を、「小人」とは4歳以上小学生以下の者をいう。	(1室)						中学生以上の者を、「小人」とは4歳以上小学生以下の者をいう。
浴室	大人1人1回につき <u>800円</u> 小人1人1回につき <u>400円</u>						浴室	大人1人1回につき <u>1,000円</u> 小人1人1回につき <u>500円</u>					
[略]							[略]						
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ]の記載は注記である。													

(宍粟市一宮温泉施設条例の一部改正)

第5条 宍粟市一宮温泉施設条例（平成17年宍粟市条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前				改正後			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
区分	金額	備考		区分	金額	備考	
大人（中学生以上）	1人1回につき <u>800円</u>	家族風呂を利用する場合は、 家族風呂の金額に1人当たり の金額を加算した額とする。		大人（中学生以上）	1人1回につき <u>1,000円</u>	家族風呂を利用する場合は、 家族風呂の金額に1人当たり の金額を加算した額とする。	
小人（4歳以上）	1人1回につき <u>400円</u>			小人（4歳以上）	1人1回につき <u>500円</u>		
家族風呂	1時間当たり <u>3,000円</u>			家族風呂	1時間当たり <u>3,900円</u>		
温泉スタンド	20リットル当たり <u>91円</u>			温泉スタンド	20リットル当たり <u>100円</u>		
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。							

(宍粟市山崎アウトドアランド条例の一部改正)

第6条 宍粟市山崎アウトドアランド条例（平成17年宍粟市条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前			改正後		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
料金区分	施設名・区分	使用料	料金区分	施設名・区分	使用料

改正前				改正後			
通常料金	オートキャンプサイト	宿泊に使用する場合	1区画1泊につき <u>3,500</u>	通常料金	オートキャンプサイト	宿泊に使用する場合	1区画1泊につき <u>4,500</u>
		宿泊以外の目的に使用する場合	1区画1回につき <u>1,700</u>			宿泊以外の目的に使用する場合	1区画1回につき <u>2,200</u>
	トレーラーハウス		1台1泊につき <u>11,500</u>	トレーラーハウス		1台1泊につき <u>14,900</u>	
	バーベキューガーデン		1基につき <u>1,700</u>	バーベキューガーデン		1基につき <u>2,200</u>	
	体験交流センター	多目的ホール（宿泊に使用する場合）	1人1泊につき <u>300</u>	体験交流センター	多目的ホール（宿泊に使用する場合）	1人1泊につき <u>350</u>	
		浴室又はシャワー	1人1回につき <u>500</u>		浴室又はシャワー	1人1回につき <u>650</u>	
	コインシャワー		1回につき <u>500</u>	コインシャワー		1回につき <u>650</u>	
ハイシーズン料金	オートキャンプサイト	宿泊に使用する場合	1区画1泊につき <u>5,250</u>	ハイシーズン料金	オートキャンプサイト	宿泊に使用する場合	1区画1泊につき <u>6,800</u>
		宿泊以外の目的に使用する場合	1区画1回につき <u>2,550</u>			宿泊以外の目的に使用する場合	1区画1回につき <u>3,300</u>
	トレーラーハウス		1台1泊につき <u>17,250</u>	トレーラーハウス		1台1泊につき <u>22,400</u>	
	バーベキューガーデン		1基につき <u>2,550</u>	バーベキューガーデン		1基につき <u>3,300</u>	
	体験交流センター	多目的ホール（宿泊に使用する場合）	1人1泊につき <u>450</u>	体験交流センター	多目的ホール（宿泊に使用する場合）	1人1泊につき <u>550</u>	
		浴室又はシャワー	1人1回につき <u>750</u>		浴室又はシャワー	1人1回につき <u>950</u>	
	コインシャワー		1回につき <u>750</u>	コインシャワー		1回につき <u>950</u>	
[備考 略]				[備考 略]			
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。							

(宍粟市原観光りんご園条例の一部改正)

第7条 宍粟市原観光りんご園条例（平成17年宍粟市条例第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
-----	-----

改正前

別表（第7条関係）

施設の種類	区分	使用料	備考	
コテージ	12人用	円	小人は小学生以下 団体は20人以上	
		宿泊		26,000
		宿泊（ハイ シーズン料 金）		39,000
		休憩		1時間 2,000
	休憩（ハイ シーズン料 金）	1時間 3,000		
	5～6人用	宿泊		18,000
		宿泊（ハイ シーズン料 金）		27,000
		休憩		1時間 1,600
		休憩（ハイ シーズン料 金）		1時間 2,400
	りんご園	個人		大人
小人			400	
団体		大人	550	
		小人	350	
園内バーベキュ ー		1サイト	2,000	

改正後

別表（第7条関係）

施設の種類	区分	使用料	備考	
コテージ	12人用	円	小人は小学生以下 団体は20人以上	
		宿泊		33,800
		宿泊（ハイ シーズン料 金）		50,700
		休憩		1時間 2,600
	休憩（ハイ シーズン料 金）	1時間 3,900		
	5～6人用	宿泊		23,400
		宿泊（ハイ シーズン料 金）		35,100
		休憩		1時間 2,000
		休憩（ハイ シーズン料 金）		1時間 3,100
	りんご園	個人		大人
小人			500	
団体		大人	700	
		小人	450	
園内バーベキュ ー		1サイト	2,600	

改 正 前	改 正 後
[ (注) 略 ]	[ (注) 略 ]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。	

(宍粟市くるみの里条例の一部改正)

第8条 宍粟市くるみの里条例（平成17年宍粟市条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前					改 正 後				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
料金区分	施設の名称	利用区分	使用料	備考	料金区分	施設の名称	利用区分	使用料	備考
通常料金	コテージ	風呂あり 定員5人	円 <u>16,000</u>	1泊2日の料金とする。暖房使用料、定員増、備品使用	通常料金	コテージ	風呂あり 定員5人	円 <u>20,800</u>	1泊2日の料金とする。暖房使用料、定員増、備品使用
		風呂なし（シャワーのみ） 定員5人	<u>14,000</u>	料等は、別料金とする。			風呂なし（シャワーのみ） 定員5人	<u>18,200</u>	料等は、別料金とする。
		管理棟1室 （共同風呂） 定員6人	<u>14,000</u>	1泊2日の料金とする。			管理棟1室 （共同風呂） 定員6人	<u>18,200</u>	1泊2日の料金とする。
		休憩 （全棟共通）	1時間につき <u>1,300</u>				休憩 （全棟共通）	1時間につき <u>1,600</u>	
	キャンプ場	施設使用料		<u>300</u>	1泊2日、小学生以上1人あたりの料金とする。	キャンプ場	施設使用料		<u>350</u>
テント、タープ			<u>2,500</u>	1泊2日の料金とする。	テント、タープ			<u>3,200</u>	1泊2日の料金とする。
キャンピング			<u>2,500</u>		キャンピング			<u>3,200</u>	

改 正 前				改 正 後					
ハイシー ズン料金	コテージ	カー車中泊			ハイシー ズン料金	コテージ	カー車中泊		
		風呂あり 定員 5 人	<u>24,000</u>	1泊2日の料金と する。暖房使用料、			風呂あり 定員 5 人	<u>31,200</u>	1泊2日の料金と する。暖房使用料、
		風呂なし（シ ャワーのみ） 定員 5 人	<u>21,000</u>	定員増、備品使用 料等は、別料金と する。			風呂なし（シ ャワーのみ） 定員 5 人	<u>27,300</u>	定員増、備品使用 料等は、別料金と する。
		管理棟 1 室 （共同風呂） 定員 6 人	<u>21,000</u>	1泊2日の料金と する。			管理棟 1 室 （共同風呂） 定員 6 人	<u>27,300</u>	1泊2日の料金と する。
	休憩 （全棟共通）	1時間につき <u>1,950</u>		休憩 （全棟共通）	1時間につき <u>2,500</u>				
	キャンプ場	施設使用料	<u>450</u>	1泊2日、小学生 以上1人あたりの 料金とする。	キャンプ場	施設使用料	<u>550</u>	1泊2日、小学生 以上1人あたりの 料金とする。	
		テント、ター プ	<u>3,750</u>	1泊2日の料金と する。		テント、ター プ	<u>4,800</u>	1泊2日の料金と する。	
キャンピング カー車中泊		<u>3,750</u>		キャンピング カー車中泊		<u>4,800</u>			

[ (注) 略 ]

[ (注) 略 ]

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。

(宍粟市道の駅条例の一部改正)

第9条 宍粟市道の駅条例（平成17年宍粟市条例第239号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定の同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
別表（第6条、第9条関係）	別表（第6条、第9条関係）

改正前				改正後			
施設の種類	区分		使用料（円）	施設の種類	区分		使用料（円）
農林水産物流通加工施設	コンニャク加工室	部屋 1時間	300	農林水産物流通加工施設	コンニャク加工室	部屋 1時間	350
		冷凍庫 1か月	10,000			冷凍庫 1か月	13,000
		ボイラー 1時間	600			ボイラー 1時間	750
	ジャム・つくだ煮加工室	部屋 1時間	300	ジャム・つくだ煮加工室	部屋 1時間	350	
		ボイラー 1時間	600		ボイラー 1時間	750	
	味噌加工室	部屋 1時間	300	味噌加工室	部屋 1時間	350	
		ボイラー 1時間	600		ボイラー 1時間	750	
	研修室	部屋 1時間	300	研修室	部屋 1時間	350	
	味噌蔵	塩蔵庫 1か月	4,000	味噌蔵	塩蔵庫 1か月	5,200	

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。

(宍粟市音水湖カヌー競技場条例の一部改正)

第10条 宍粟市音水湖カヌー競技場条例（平成20年宍粟市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前				改正後			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
施設の種類	利用区分	利用単位	使用料	施設の種類	利用区分	利用単位	使用料
カヌー艇（1人乗り）	1艇	1時間	500円	カヌー艇（1人乗り）	1艇	1時間	650円
カヌー艇（2人乗り）	1艇	1時間	650円	カヌー艇（2人乗り）	1艇	1時間	800円
カヌー艇（4人乗り）	1艇	1時間	900円	カヌー艇（4人乗り）	1艇	1時間	1,100円
[略]				[略]			
競技用備品	1式	1回	3,900円	競技用備品	1式	1回	5,000円
多目的室	1室	1時間	350円	多目的室	1室	1時間	450円
和室	1室	1時間	250円	和室	1室	1時間	300円

改正前				改正後			
ミーティングルーム	1室	1時間	<u>250円</u>	ミーティングルーム	1室	1時間	<u>300円</u>
シャワー室	1室	1回	<u>250円</u>	シャワー室	1室	1回	<u>300円</u>
[備考 略]				[備考 略]			
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ]の記載は注記である。							

(宍粟市御形の里オートキャンプ場条例の一部改正)

第11条 宍粟市御形の里オートキャンプ場条例（令和4年宍粟市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
料金区分	使用区分	区画使用料	電源使用料	料金区分	使用区分	区画使用料	電源使用料
通常料金	宿泊キャンプ	1区画 <u>7,000円</u>	1基 1,000円	通常料金	宿泊キャンプ	1区画 <u>9,100円</u>	1基 1,000円
	デイキャンプ	1区画 <u>3,000円</u>	1基 500円		デイキャンプ	1区画 <u>3,900円</u>	1基 500円
ハイシーズン料金	宿泊キャンプ	1区画 <u>10,500円</u>	1基 1,000円	ハイシーズン料金	宿泊キャンプ	1区画 <u>13,600円</u>	1基 1,000円
	デイキャンプ	1区画 <u>4,500円</u>	1基 500円		デイキャンプ	1区画 <u>5,800円</u>	1基 500円
[備考 略]				[備考 略]			
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ]の記載は注記である。							

(宍粟市原不動滝公園施設条例の一部改正)

第12条 宍粟市原不動滝公園施設条例（令和5年宍粟市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前			改正後		
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）		
施設名称	利用区分	使用料	施設名称	利用区分	使用料
バーベキューサイト	1区画	<u>2,000円</u>	バーベキューサイト	1区画	<u>2,600円</u>
屋内レクリエーション施設	1回（4時間以内）	<u>2,000円</u>	屋内レクリエーション施設	1回（4時間以内）	<u>2,600円</u>
ハイキング施設	大人1回	<u>200円</u>	ハイキング施設	大人1回	<u>250円</u>

改 正 前				改 正 後			
		小人1回	100円			小人1回	100円
[備考 略] 別表第2（第7条関係） オートキャンプ場使用料				[備考 略] 別表第2（第7条関係） オートキャンプ場使用料			
使用料区分	利用区分	区画使用料	電源使用料	使用料区分	利用区分	区画使用料	電源使用料
通常使用料	宿泊キャンプ	1区画 <u>7,000円</u>	1基 1,000円	通常使用料	宿泊キャンプ	1区画 <u>9,100円</u>	1基 1,000円
	デイキャンプ	1区画 <u>3,000円</u>	1基 500円		デイキャンプ	1区画 <u>3,900円</u>	1基 500円
ハイシーズン使用料	宿泊キャンプ	1区画 <u>10,500円</u>	1基 1,000円	ハイシーズン使用料	宿泊キャンプ	1区画 <u>13,600円</u>	1基 1,000円
	デイキャンプ	1区画 <u>4,500円</u>	1基 500円		デイキャンプ	1区画 <u>5,800円</u>	1基 500円
[備考 略]				[備考 略]			
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ]の記載は注記である。							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例により改正するそれぞれの条例の規定による施設の利用のうち、施行日の前日から施行日にかけてするものの、当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

第39号議案

宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第一号

宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成26年宍粟市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
名称	区域	名称	区域
野地区地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示した山崎都市計画の決定について（平成26年宍粟市告示第70号）に定める山崎都市計画野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域	野地区地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された山崎都市計画野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
地区整備計画の区域	建築してはならない建築物	地区整備計画の区域	建築してはならない建築物
野地区地区整備計画区域	(1) <u>ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</u> (2) <u>ホテル又は旅館</u> [追加] [追加] [追加] (3) [略] (4) [略]	野地区地区整備計画区域	(1) <u>法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの</u> (2) <u>法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの</u> (3) <u>法別表第2（り）項第2号に掲げるもの</u> (4) <u>法別表第2（ぬ）項第3号に掲げるもの</u> (5) <u>法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるもの（同表（る）項第2号に掲げるものを除く。）</u> (6) [略] (7) [略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第40号議案

宍粟市立認定こども園条例の一部改正について

宍粟市立認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例 号

宍粟市立認定こども園条例の一部を改正する条例

宍粟市立認定こども園条例（平成30年宍粟市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(事業)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(入園の資格)</p> <p>第4条 こども園に入園することができる子どもは、次に掲げる子どもとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項の規定によるこども園への入園措置を受けた子ども</u></p> <p>[(3) 略]</p> <p>(保育料等)</p> <p>第5条 こども園を利用する子どもの保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める保育料等を納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>第3条第1号</u>に掲げる事業に係る保育料 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成27年宍粟市条例第4号）に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合にあつては、居住する市町村の定める額）</p> <p>(2) <u>第3条第2号及び第3号</u>に掲げる事業に係る利用者負担額 市長が別</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 前項各号に掲げるもののほか、規則で定めるこども園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行うものとする。</u></p> <p>(入園の資格)</p> <p>第4条 こども園に入園することができる子どもは、次に掲げる子どもとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定によるこども園への入園措置を受けた子ども</u></p> <p>[(3) 略]</p> <p>(保育料等)</p> <p>第5条 こども園を利用する子どもの保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める保育料等を納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>第3条第1項第1号</u>に掲げる事業に係る保育料 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成27年宍粟市条例第4号）に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合にあつては、居住する市町村の定める額）</p> <p>(2) <u>第3条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる事業に係る利用者負担額 市</p>

改 正 前	改 正 後
<p>に定める額</p> <p>[追加]</p> <p><u>2</u> 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、<u>前項</u>に規定する保育料等を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>長が別に定める額</p> <p><u>2</u> <u>第3条第2項に掲げる事業に係る利用料</u> 規則で定める額</p> <p><u>3</u> 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、<u>前2項</u>に規定する保育料等を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第41号議案

宍粟市生涯学習センター条例の一部改正について

宍粟市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

宍粟市生涯学習センター条例（平成17年宍粟市条例第193号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
別表第2（第8条関係） 1 生涯学習センター学遊館	別表第2（第8条関係） 1 生涯学習センター学遊館
[略]	[略]
[1～7 略]	[1～7 略]
8 使用料の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを <u>切り上げる</u> 。	8 使用料の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを <u>切り捨てる</u> 。
2 一宮生涯学習の館	2 一宮生涯学習の館
[略]	[略]
[1・2 略]	[1・2 略]
3 使用料の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを <u>切り上げる</u> 。	3 使用料の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを <u>切り捨てる</u> 。
3 はがてらす工房	3 はがてらす工房
[略]	[略]
[1・2 略]	[1・2 略]
3 使用料の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを <u>切り上げる</u> 。	3 使用料の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを <u>切り捨てる</u> 。
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宍粟市生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、施行日以後の宍粟市生涯学習センターの使用に係る料金（以下「使用料」という。次項の規定の適用を受けるものを除く。）について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。
- 3 生涯学習センター学遊館の宿泊施設の宿泊のうち、施行日の前日から施行日にかけてするものの、当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に使用の許可を受けている施行日以後の使用料（前項に規定するものを除く。）については、新条例別表第2の規定を適用する。

第42号議案

宍粟市人材確保・定住促進基金条例の廃止について

宍粟市人材確保・定住促進基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市人材確保・定住促進基金条例を廃止する条例

宍粟市人材確保・定住促進基金条例（平成30年宍粟市条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月28日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の宍粟市人材確保・定住促進基金条例の規定により設置された基金に属する現金は、この条例の施行の日において、一般会計に編入するものとする。

## 第43号議案

### 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

#### 1 訴えの相手方

住所 大阪市

氏名 個人

#### 2 訴えの理由

相手方は、市営住宅入居者の相続人であり、当該入居者の死亡後、市から相手方に対し、市営住宅明渡しのため再三にわたり催告等を実施してきたが、これに応じないため、市営住宅の明渡しを求めて訴えを提起するもの。

#### 3 請求の趣旨

(1) 相手方に対し、市営住宅の明渡しを求める。

(2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

#### 4 訴訟遂行の方針

控訴、上告、和解その他本件訴訟に関する付帯事項は、市長に一任する。

## 第44号議案

### 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

#### 1 訴えの相手方

住所 大阪市

氏名 個人

#### 2 訴えの理由

相手方は、市営住宅の家賃を滞納していた入居者の連帯保証人であり、当該入居者の死亡後、市から相手方に対し、滞納となっていた市営住宅に係る家賃の支払いを求めるため再三にわたり連絡を試みてきたが、これに応じないため、当該滞納家賃の支払いを求めて訴えを提起するもの。

#### 3 請求の趣旨

(1) 相手方に対し、滞納家賃の支払いを求める。

(2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

#### 4 訴訟遂行の方針

控訴、上告、和解その他本件訴訟に関する付帯事項は、市長に一任する。

第45号議案

宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定について

宍粟市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

# 中央栗市過疎地域持続的発展計画

自 令和8年度

至 令和12年度

令和 年 月

兵 庫 県 中 央 栗 市

# 目 次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	8
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画期間	13
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	13
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	15
(3)	計画	15
3	産業の振興	15
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	16
(3)	計画	18
(4)	産業振興促進事項	20
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	20
4	地域における情報化	20
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	21
5	交通施設の整備、交通手段の確保	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	22
(3)	計画	22
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	27
6	生活環境の整備	28
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	28
(3)	計画	29
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	31

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	32
(3)	計画	33
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	34
8	医療の確保	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	35
(3)	計画	35
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	36
9	教育の振興	36
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	36
(3)	計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	38
10	集落の整備	38
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	38
(3)	計画	39
11	地域文化の振興等	39
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	39
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	40
12	再生可能エネルギーの利活用の推進	40
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	40
(3)	計画	41
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	41
(1)	現況と問題点	41
(2)	その対策	41
(3)	計画	42
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	42
	事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	43

# 1 基本的な事項

## (1) 市の概況

### ア. 市における過疎地域

本市は、平成17年4月1日に宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町及び同郡千種町の4町（以下「旧4町」という。）の合併により発足し、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定による「市町村合併前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなす市町村」に該当し、波賀町区域（旧波賀町）及び千種町区域（旧千種町）が過疎地域とみなされ、その後、人口減少等により、平成29年4月1日より過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定による市町村に該当し、宍粟市全域が過疎地域に指定された。

令和3年3月31日をもって過疎地域自立促進特別措置法が失効し、令和3年4月1日には過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）が施行され、新過疎法第2条第1項の規定による市町村に該当し、宍粟市全域が過疎地域に指定された。

### イ. 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### ① 自然的条件

本市は、兵庫県中西部に位置し、北部は養父市・鳥取県、東部は朝来市・神河町、南部は姫路市・たつの市、西部は佐用町・岡山県と接し、東西方向約32km、南北方向約42kmと広く、面積は658.54km<sup>2</sup>と兵庫県土の7.8%を占める。また、宍粟市の面積の約9割を山林が占めており、平地が少ない状況にある。

気候は、北部地域では日本海型気候の影響を受け、寒冷多雨で冬季は積雪が多く、南部地域は瀬戸内海型気候の影響を受け温暖である。

#### ② 歴史的条件

本市の市名は、奈良時代に編纂された『播磨国風土記』に7つの里をもって建てられたとみられる「宍粟郡（しさわのこおり）」に由来し、播磨国の開拓神「伊和大神」の伝説や、地名にまつわる伝承が数多く伝えられている。

地域別にみると、山崎町域は、古くから当地方の交通の要衝として重要な地勢的位置を占め、江戸時代初めに池田輝澄が入封して以降は城下町が形成され、政治・経済・文化の中心地として発展してきた。

一宮町域は、県内でも数少ない古代から中世にかけての大規模な複合遺跡である家原遺跡や市内唯一の国重要文化財である御形神社、「播磨国一宮」の伊和神社など、数多くの歴史的建造物を有している。

波賀町域は、平安時代には「伯可庄」として石清水八幡宮の荘園に組み入れられた記録が残り、中世には東国から地頭として派遣されてきた武士が拠点を構えた。戦国時代末期まで存立した波賀城跡に建つ模擬櫓は、現在も地域のシンボルとして住民に親しまれている。

千種町域は、古代から鉄を産出していたとの記録が残り、中・近世には日本刀の優良な原材料「千草鉄」の生産地として名をはせた。今も山中に残る鉄穴流し遺構や大規模なたたら製鉄遺跡が、鉄の里として繁栄した歴史を物語っている。

市内のいたる所に残る遺跡や史跡、伝統的建造物や民俗芸能などは、先人達の営みが残したかけがえのない文化遺産として本市の歴史をつむぎ未来へと繋いでいる。

### ③ 社会的条件

本市の道路事情は、最重要幹線道路として国道29号が南北幹線を、国道429号が東西幹線を構成している。国道29号は、京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と交差し、山陰と山陽を結ぶ主要幹線としての重要な役割を担っているが、鳥取自動車道の開通により交通量が減少し、観光業をはじめとした地域の経済に深刻な影響を及ぼしている。

また、本市には鉄軌道がないことから、交通手段は、民間の路線バスや市コミュニティバスの運行により市民の移動手段を確保してきたが、年々利用者が減少し、バス路線を維持することが困難となっていたため、平成27年に市全体を路線バス運行に再編し、交通空白地域を解消するために新たな路線を設け、公共交通ネットワークを構築した。また、令和5年度からは路線バスの運行が困難になった市北部の一部の地域では、住民が主体となったデマンド型交通の運用を始めている。

### ④ 経済的条件

本市の地形的な産業の特徴としては、約9割を山林が占めており、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具などの生産が地場産業として栄えてきたが、現在は大型量販店を中心としたロードショップが立ち並ぶ商業・工業を主とした南部地域と、豊かな自然のもとに農業・林業・観光業を主とした北部地域から成り立っている。

本市の事業所数の推移は、昭和56年の3,206事業所から平成8年には3,405事業所と増加傾向にあったが、その後減少に転じ、令和6年（経済センサス）には1,630事業所まで減少している。

## ウ. 市における過疎の状況

### ① 人口等の動向

本市の人口は、昭和25年国勢調査（以下「国調」という。）の60,289人をピークに昭和35年国調では54,590人と減少傾向となり、その後も昭和55年国調では49,084人、平成2年国調では48,454人、平成12年国調では45,460人と恒常的な減少が続き、令和2年国調では34,819人にまで減少している。

また、令和2年国調では、平成27年国調から2,954人（7.8%）減少している中、北部3町域の人口減少率は11.7%で、市内でも特に北部地域の人口減少が進んでいる状況が伺える。

近年の人口減少の要因には、「未婚化」「晩婚化」「晩産化」などによる出生率の低下や進学や就職する年齢以降の若者・子育て世代（18～35歳）の市外への流出が挙げられる。

### ② これまでの対策

本市を構成する旧4町は、合併前より連携し、旧宍粟郡内の広域的な活性化に向け各種施策を推進してきた。中でも“人と自然の共生に基づく環境適合型しそ森林文化の創造”を理念とした「しそ森林王国」を平成元年に建国し、さらに平成4年には兵庫県との間で『県民オアシス-しそ森林王国-の形成に関する県民協定』を締結するなど、本市が有する豊かな自然環境を前面に打ち出した施策を展開した。

本市では、平成28年度以前は波賀町域及び千種町域が、また、平成29年度以降は市全域が過疎地域に指定されているが、豊富な森林資源を最大限に活用し、第2次宍粟市総合計画に掲げる将来像「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け、まちづくりを総合的かつ計画的に推進している。特に、人口減少対策を最重要課題と位置付け、重点的・戦略的に取り組むこ

とにより、「宍粟市に住み続けたい、住んでみたい」「宍粟で子どもを育て、いつまでも元気に過ごしたい」と思われるまちづくりをめざしている。

### ③ 現在の課題

市全体として少子高齢化・過疎化による人口減少が進行する中でも、特に北部地域の出生数はかなり減少しており、将来の宍粟市を担う若者・子育て世代の流出、集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには、生活圏において必要な機能が失われる可能性があるなど様々な問題が生じている。

このような状況下においても、将来にわたり宍粟市が持続的なまちづくりを進めていくためには、市民、集落、地域、事業者、団体及び行政などが課題を共通認識して危機感を持ち、人口減少に歯止めをかける対策に連携して取り組まなければならない。

### ④ 今後の見通し

将来の人口推計をみると、本市の人口は今後も減少していくことが予想され、将来的には市民の生活圏内から日常生活に必要な機能（小売店舗、金融機関、医療機関など）が失われてしまう可能性がある。これにより人口流出が一層加速することが懸念されるため、移住・定住・地域間交流・人材育成、産業、地域情報化、交通、生活環境、子育て・保健・福祉、医療、教育、集落の維持、地域文化、再生可能エネルギーなどに関する各種施策を連携させ、市全体への波及効果、必要性及び財政収支見通し等を総合的に勘案し、優先度も考慮しながら取組を進めていくこととする。また、市民、集落、地域、事業者、団体など多様な主体と行政が協働して、ともにまちづくりを進めていく必要がある。

## エ. 社会経済的発展の方向の概要

本市の最重要課題である人口減少対策を「住む」「働く」「産み育てる」「まちの魅力」の4本の柱により展開する中で、本市の社会経済的発展の方向を次のとおり示す。

### 【住む】

集落・校区などの地域の活性化を図るため、市民は集落・地域での連帯意識を高め、元気な集落・地域づくりに取り組むとともに、身近な問題は集落・地域内で協力して解決していくなど自主的な地域づくりを進める必要がある。また、様々な視点から宍粟市に魅力を感じ、移住を希望する方をスムーズに受け入れるため、市民、集落、地域、事業者、団体及び行政などが一体となり仕組みを構築していく。

### 【働く】

地元企業・事業者の経営基盤の強化を促進するとともに、農業・林業など担い手が減少している産業分野における人材の確保、育成への対策を関係機関と連携し進める。また、農業、林業、商業、工業、観光業の連携や6次産業化に向けた取組を進めていく中で、学校等跡地の活用等により、企業誘致や起業家支援による市内での操業を推進し、雇用の創出への取組を継続する。

### 【産み育てる】

少子化が進行する宍粟市においては、妊娠から出産、子育てまで一貫した親子の健康サポート及び経済的負担を軽減する取組を進めていくとともに、子育て世帯の本市への移住促進に向け積極的な取組を進める。

## 【まちの魅力】

市民が共感でき、市外の人々にも魅力的で記憶に残る宍粟市の統一したイメージを確立するとともに、歴史的・文化的建造物や史跡・名勝、豊かな自然、特産品などといった地域ブランドと相互に連携することにより、宍粟市と地域ブランドを同時に高める仕組みづくりを構築する。

また、市民の日常生活や経済活動が広域化し、市民ニーズが多様化・高度化する中で、行政区域を越えた行政需要に対応するためには、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏内市町などとの連携により、各市町が有する魅力や潜在力を広域的に生かす中で、より効率的で効果的な質の高い取組を展開する必要がある。

さらに、宍粟市の豊かな自然や歴史・文化資源を生かし、多様なニューツーリズムを企画・展開することにより交流人口及び関係人口の増加を図る取組を進め、さらには移住・定住促進につなげていく。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア. 人口の推移と動向

本市の人口は、過去60年間（昭和35年国調～令和2年国調）で19,771人（36.2%）の減少となっている。宍粟市合併以降においては、平成17年国調から平成22年国調が2,364人（5.5%）、平成22年国調から平成27年国調が3,165人（7.7%）、平成27年国調から令和2年国調が2,954人（7.8%）の減少と、人口減少の速度が速まっている。特に、0歳から14歳と15歳から29歳までの人口減少率が高くなっており、令和2年国調では高齢者比率が36%を超え、少子高齢化の傾向が顕著になっている。

国立社会保障・人口問題研究所による本市における長期的な将来人口推計は、令和12年以降30,000人を下回り、さらに令和27年には20,000人を下回ることが予測されている。人口減少に歯止めがかかれば、集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには市民が日常生活を営むために必要不可欠な機能が失われるなど様々な問題が懸念される。

そこで、結婚から妊娠、出産、子育てにわたる若者の希望が実現し、人口規模が長期的に維持される水準以上に出生率を高めるとともに、市民の定住や市外の人々の移住を支援し、子どもから高齢者までバランスのとれた人口構造によって活力ある地域社会を築くために、「宍粟市人口ビジョン」に掲げる「中期目標：令和22年の人口25,200人」「長期目標：令和42年の人口21,000人」をめざし、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に市内外に発信し、交流人口及び関係人口の増加を図っていくなど戦略的に対策を講じていく。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

宍粟市

（単位 実数：人、増減率：%）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	54,590	48,791	0.5	48,454	△1.1	43,302	△4.7	40,938	△5.5	37,773	△7.7
0歳～14歳	19,102	11,780	△4.7	10,067	△11.1	6,394	△14.5	5,726	△10.4	4,829	△15.7

15歳～64歳	31,134	30,953	0.5	30,112	△0.8	25,776	△5.8	23,842	△7.5	20,813	△12.7
うち15歳～29歳(a)	10,219	10,022	1.3	7,920	0.3	6,252	△16.2	5,171	△17.3	4,277	△17.3
65歳以上(b)	4,354	6,058	12.1	8,275	13.5	11,132	5.0	11,369	2.1	12,118	6.6
(a)／総数 若年者比率	18.7%	20.5%	—	16.3%	—	14.4%	—	12.6%	—	11.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	8.0%	12.4%	—	17.1%	—	25.7%	—	27.8%	—	32.1%	—
区 分	令和2年										
	実数	増減率									
総 数	34,819	△7.8									
0歳～14歳	4,000	△17.2									
15歳～64歳	18,121	△12.9									
うち15歳～29歳(a)	3,541	△17.2									
65歳以上(b)	12,648	4.4									
(a)／総数 若年者比率	10.2%	—									
(b)／総数 高齢者比率	36.3%	—									

※ 年齢不詳を含むため、総数と内訳の合計は一致しないことがある。

表1-1(2) 人口の見通し(宍粟市人口ビジョン)

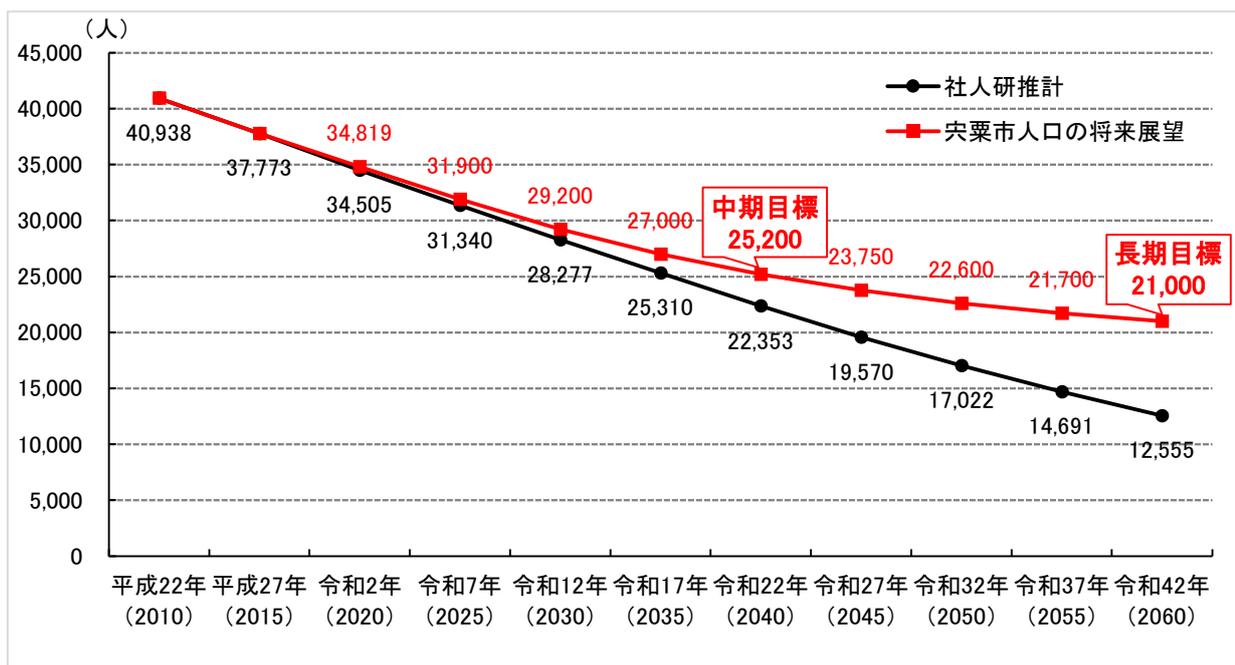


表1-1(3) 出生数の見通し (宍粟市人口ビジョン)

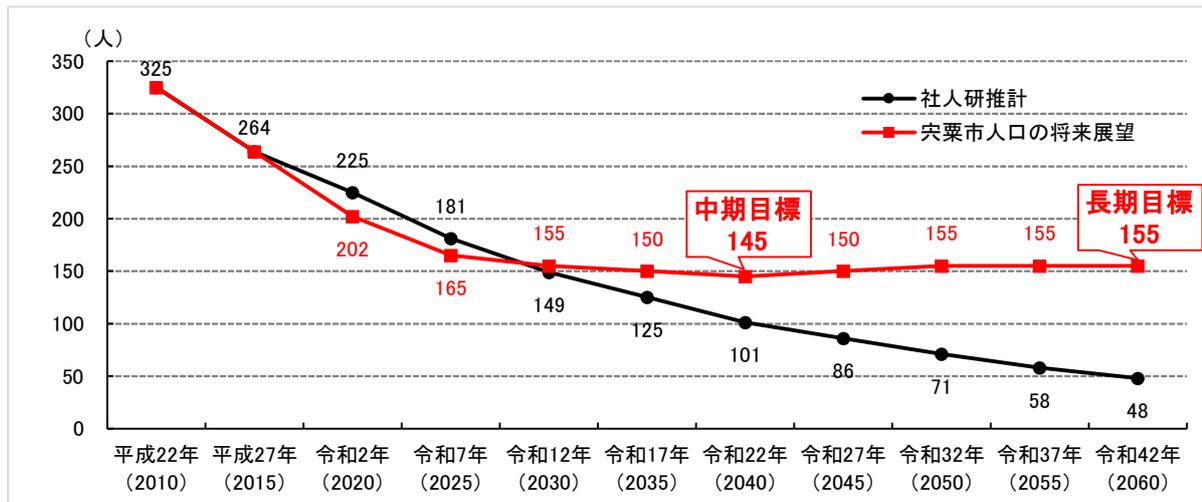
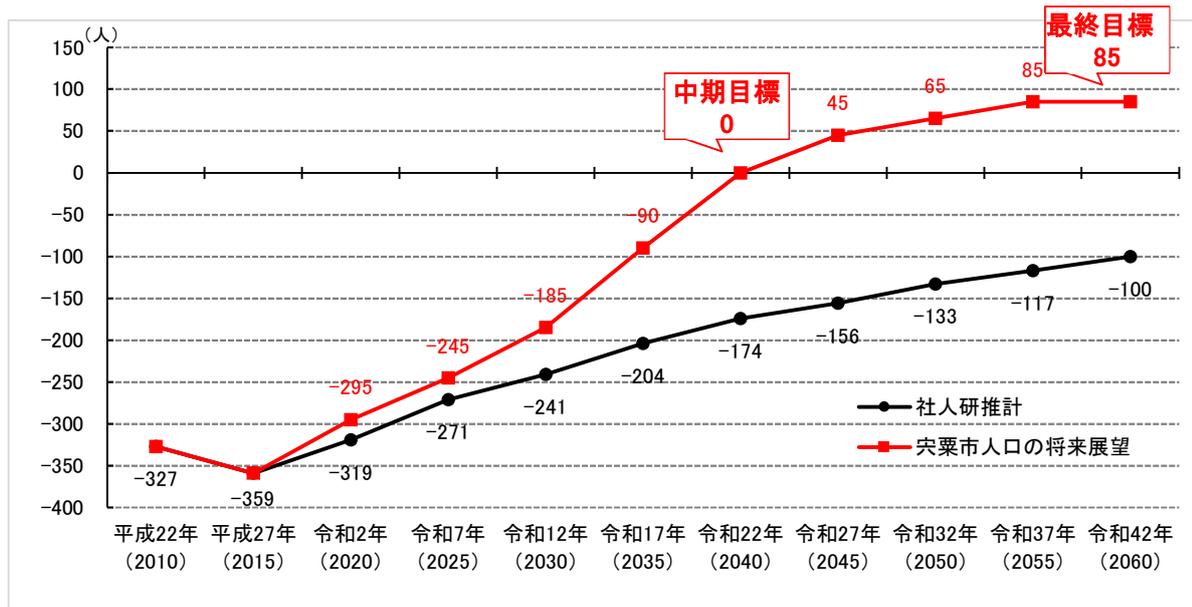


表1-1(4) 社会増減の見通し (宍粟市人口ビジョン)

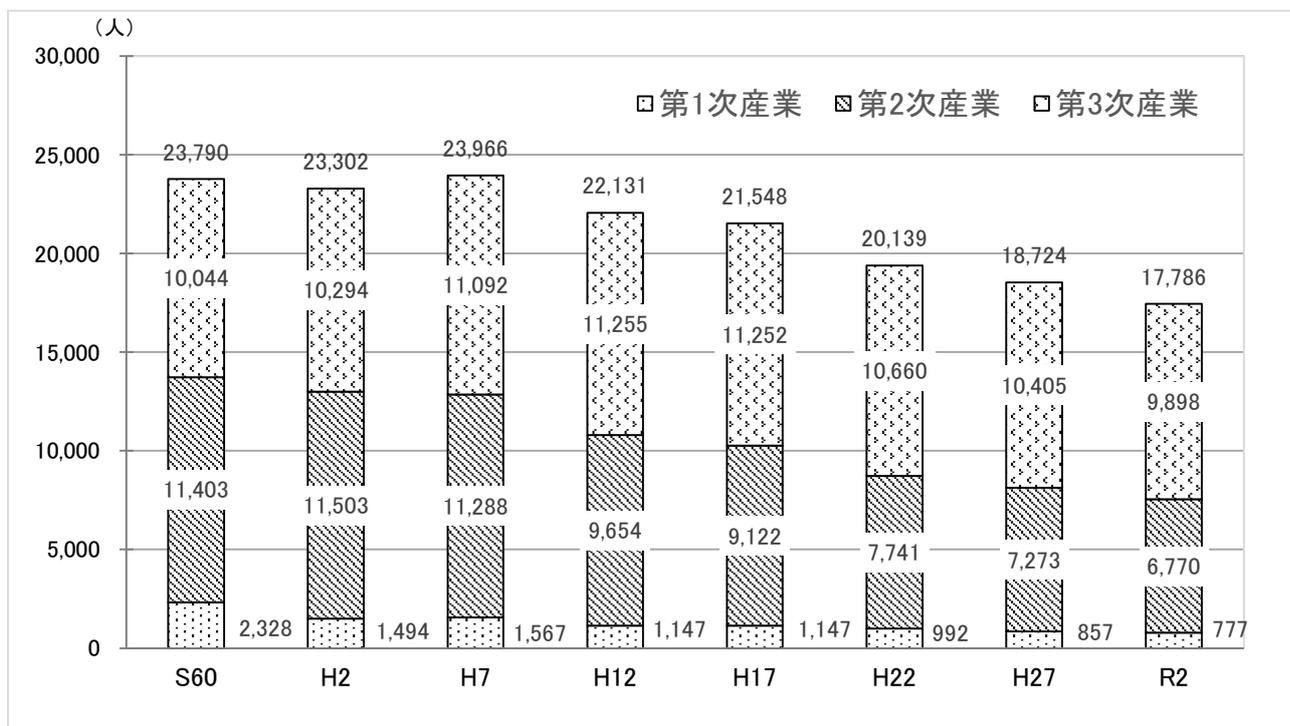


### イ. 産業別人口の推移と動向

本市の就業人口の推移をみると、昭和60年国調の23,790人から平成7年国調には23,966人と増加傾向にあったが、その後減少に転じ令和2年国調では17,786人まで減少しており、生産年齢人口（15～64歳）が減少し、少子高齢化が進行していることが見受けられる。

また、産業別の就業人口の推移をみると、昭和35年国調では、第1次産業の就業人口の割合が全体の54.1%を占めていたのに対し、令和2年国調では4.4%にまで減少しており、本市の産業別就業構造も全国的な傾向と同様に、第1次産業から第2次産業、第3次産業へ移行していることが見受けられる。

表1-1 (5) 就業人口の推移



### (3) 行財政の状況

#### ア. 行財政の状況

人口減少、少子高齢化、高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化に伴い、市民ニーズも多様化、高度化する中では、市民個人の努力や行政だけでは対応ができない課題が増えている。このような課題を解決していくためには、市民、集落、校区などの地域、事業者、団体など多様な主体と行政が協働により、まちづくりを進めていく必要がある。

また、厳しい財政状況が見込まれる中で、まちづくりを着実に推進していくためには、財源確保は必要不可欠であり、より一層効率的、効果的な行財政運営に努めるとともに、広域化する行政需要には近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏内市町などと連携を図り、効果的な取組を進めていく必要がある。

本市では、平成18年3月に「第一次宍粟市行政改革大綱」を、平成23年3月に「第二次宍粟市行政改革大綱」を、平成28年2月には「第三次宍粟市行政改革大綱」を策定し、第一次では厳しい財政状況からの脱却、第二次では地方分権に対応する仕組みの改革・公共サービスを永続する財政の改革、第三次では将来にわたる収支バランスの確保を柱とし、改革を推進してきた。さらに、令和4年2月には「第四次宍粟市行政改革大綱」を策定し、計画的な財政運営を前提としたうえで各施策を展開していくという考えのもと、改革に取り組んでいるところである。

また、本市の歳入は、自主財源である地方税の歳入全体に占める割合が低く、国から配分される地方交付税に依存しており、国の地方交付税制度の影響を受けやすい状況にある。地方交付税のうち、普通交付税は人口を基礎数値として算出する項目が多くを占めていることから、本市の歳入は人口減少の影響を大きく受けている。

歳出では、職員数の定員の最適化に取り組み、人件費は減少傾向にあったものの、さらなる職員数の削減は難しく、また、会計年度任用職員制度の創設等により、これまでのような人件費の減少は難しくなっている。扶助費は、高齢化に伴う社会保障関係経費を中心とした医療給付費など増加傾向にあり、今後も高齢化が続く中でさらに増加することが予想される。

#### イ. 施設整備水準の状況

本市の道路改良率は令和2年度末時点で60.6%、舗装率は87.0%となっている。また、水道施設については、17の給水区域にそれぞれ上水道施設が整備されており、水道普及率は97.9%となっている。生活排水処理事業については、兵庫県とともに「生活排水99%大作戦」を市全域において早期に取り組み、普及率は99.3%となっている。今後は、水道加入率の低い千種町給水区域において加入を促進するとともに、既設の上下水道施設の老朽化などに伴う改修、改良を計画的に進め、施設・管路などの適正管理に努める必要がある。

今後の公共施設における課題としては、これまで整備してきた施設の老朽化に対し、「宍粟市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な整備及び施設の見直しを進めていくとともに、学校規模適正化等に伴い空き校舎となった施設等の有効活用や計画的な解体についての検討を進めていく。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

宍粟市

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	27,001,699	26,087,367	29,999,840
一般財源	15,343,439	15,865,040	15,220,722
国庫支出金	3,250,786	2,187,150	7,396,769
都道府県支出金	2,041,828	1,472,117	1,783,323
地方債	3,874,012	3,474,873	2,486,063
うち過疎債	211,400	719,594	817,600
その他	2,491,634	3,088,187	3,112,963
歳出総額 B	25,958,482	24,853,974	29,037,925
義務的経費	11,431,156	10,905,040	10,943,119
投資的経費	5,278,668	3,081,590	3,226,437
うち普通建設事業	3,870,439	3,069,876	2,249,181
その他	9,248,658	10,867,344	14,868,369
過疎対策事業費	1,092,953	1,878,539	11,853,231
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,043,217	1,233,393	961,915
翌年度へ繰越すべき財源 D	223,726	219,047	122,367
実質収支 C-D	819,491	1,014,346	839,548
財政力指数	0.39	0.36	0.34
公債費負担比率	23.7	22.5	18.5
実質公債費比率	20.0	15.0	7.9
経常収支比率	93.2	90.0	91.4
将来負担比率	192.9	122.8	83.7
地方債現在高	33,858,124	31,177,819	30,308,642

表 1 - 2 ( 2 ) 主要公共施設等の整備状況

宍粟市

区 分	昭和 55 年度 末	平成 2 年度末	平成 12 年度 末	平成 22 年度 末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	28.0	39.4	47.1	51.2	60.6
舗装率 (%)	43.1	66.3	80.3	85.8	87.0
農道					
延長 (m)	186,934	157,400	172,937	201,395	203,389
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	63.8	57.3	70.1	85.7	91.6
林道					
延長 (m)	191,689	201,877	211,356	223,248	233,586
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	4.2	4.4	4.6	4.8	5.1
水道普及率 (%)	62.6	69.4	91.4	97.1	97.9
水洗化率 (%)	—	—	48.1	90.8	95.1
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	3.1	3.5	4.4	5.3	5.9

#### ( 4 ) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、兵庫県内最高峰の氷ノ山をはじめとする宍粟50名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれている。また、「宍粟」の地名は、奈良時代に編纂された「播磨国風土記」に登場するなど歴史は古く、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきた。

これからは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として生かしながら、市民と行政の協働によって、次の世代へとつなぐまちづくりを進めていく必要がある。

「第2次宍粟市総合計画」の基本目標・基本方針を「地域の持続的発展の基本方針」に掲げ、人口減少対策を最重要課題と位置付け、若者の定住促進、子育て環境の充実、雇用の確保、産業の発展などに重点的に取り組み、地域活力の向上につなげることをめざす。

#### 基本目標 1 : 住み続けたい、住んでみたいまち

人口減少・少子高齢化が進むなかでは、市民が「暮らしやすい」・「いつまでも住み続けたい」と宍粟市で暮らすことを誇りに思い、また、市外の方々からは「訪れたい」・「住んでみたい」と思える魅力あるまちを築いていくことが重要である。

このため、日常生活における生活基盤の維持、充実及び防災・防犯の強化を図るとともに、本市の豊かな自然環境を保全し、さらにはその地域資源を生かし地域産業を活性化させるなど、市民が快適で安全・安心に暮らせ、地域経済に活力を生み出すまちづくりをめざす。

### **基本方針 1：魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり**

地域経済の活性化を図るためには、農業、林業、商業、工業、観光業などの地域産業の振興を図り、安定した雇用環境を整備していくことが重要である。そのためには、それぞれの産業分野で対策を強化することに加えて、相互の連携を強めることにより、新たな取組を始めることが求められている。

地域経済活性化の原動力として農林業の振興に努め、地産地消や地域ブランドの推進、6次産業化などによる新たな商品やビジネスの創出に向けた仕組みの構築に取り組む。同時に、豊かな自然や歴史文化を地域資源として最大限に活用し、本市ならではの観光サービスや商品を開発することによって交流人口を拡大し、これを定住人口の拡大につなげていく。

### **基本方針 2：環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり**

生活に潤いをもたらす森林や田園、水辺空間のほか、生活の一部として形成されてきたまち並みなどの環境や景観を保全しながら、観光資源としての価値を高め、先人から受け継いできた貴重な財産として次の世代へ引き継ぐ必要がある。

この豊かな環境を本市だけのものではなく、地球規模における環境問題を意識して捉え、「2050年のカーボンニュートラル」を視野に入れ、地球温暖化対策や省エネ対策、ごみ減量化や再利用、リサイクルを促進するなど、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざすとともに、再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていく。

また、市民生活に身近な道路や上下水道など、生活基盤の整備や維持管理を計画的・効率的に進め、地元で暮らしたいと願う若者をはじめ一人でも多くの人が定住できる環境を整備していくことが必要である。そのため、宍粟市らしい自然と集落が調和した良好な住環境を形成する。

さらに、日常生活の利便性向上を図るため、道路ネットワークの形成に向けた取組を進めるとともに、人口減少に伴い増加する空き家を地域資源として活用し、良好な生活環境の保全や定住促進を図る。

### **基本方針 3：定住魅力の高いまちづくり**

全国的に若年層を中心とした東京圏などの都市部への一極集中が続いており、地方における人口減少に歯止めがかけられていない中で、市町村が人口規模を維持していくためには定住したいと思える魅力を高めることが求められている。

市内各地域において、それぞれの地域の特色を生かしながら快適に暮らすことができる環境となるよう生活圏の拠点を形成し、その機能の充実を図るとともに拠点間や近隣市町をつなぐ公共交通ネットワークの充実を推進する。

また、市民が住み続けるための支援、市外からの移住を受け入れるための支援として、住まいに関する各種助成制度や空き家の有効活用、雇用対策の推進、出会いの場の創出による結婚支援、移住を希望する人や移住者に対する情報提供・フォローアップ、関係人口・交流人口から定住人口へのつなぎなど、移住・定住促進のため取組を推進する。

### **基本方針 4：安全で安心なまちづくり**

市民の生命・身体・財産が守られ、災害に強く、犯罪や事故の少ない、安全で安心なまちづくりが求められている。

今後発生が懸念される大規模地震や豪雨などの自然災害に対しては、防災・危機管理体制の充実や地域における防災力の向上を図るとともに、本市の地形的な特徴から、大雨に伴う洪水や土砂災害の防止、治水・治山対策を積極的に推進する。また、火災をはじめ、多様化・凶悪化する犯罪、交通事故などから生命と暮らしを守るため、市民、地域、行政の連携を密にし、地域力を生かした安全・安心なまちをつくる。

さらに、市民が安心して消費生活を送ることができるまちであるために、消費生活に関する相談支

援や情報提供を行い、環境や労働問題等の人権問題、社会、地域などの持続可能性に配慮した消費行動を促し、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する「消費者市民社会」づくりを推進する。

## **基本目標 2：安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち**

人口減少・少子高齢化が進むなかでは、子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域で、安心して健康にいきいきと暮らし続けられるまちを築いていくことが重要である。

このため、保健・医療・福祉の連携及び子育て・教育環境をさらに充実させることにより、全ての市民が、生涯を通じて健やかに暮らせ、また安心して子どもを産み育てられるまちづくりをめざす。また、市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいをもち、より充実した人生を過ごすことができるよう、生涯を通じていきいきと学べるまちづくりをめざす。

## **基本方針 1：子どもが健やかに育つまちづくり**

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の宍粟市を創る力となる。子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、地域社会にとって、とても重要なことである。

本市では、子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、子どもが健やかに成長し地域の未来を「はぐくんでゆく」。このようなまちの将来を描き、すべての子どもが輝くための取組を進めていく。

このため、就学前の幼稚園・保育所においては、子どもの集団規模が小規模化し、健全な成長を保つことが難しくなるなど、社会環境の変化への対応が必要な中、安心して子どもを産み育てることができる環境をより一層向上させるとともに、豊かな人間性と社会性が養われる教育・保育環境の充実に取り組んでいく。また、子どもたちが健やかに育ち、心豊かで、確かな学力とたくましく生きる力を身に付けられるよう、家庭、地域、学校、行政が相互に連携協力し、地域総がかりの学校づくりに取り組んでいく。さらに、子どもたちに地域の良さを伝え、地域資源を活用することにより、自分の生まれ育った地域に愛着や誇りをもつ子どもの育成を推進する。

## **基本方針 2：保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり**

人口減少と少子高齢化が進むなか、保健・医療・福祉の連携を図り、生涯を通じた健康の保持増進と病気の予防・早期発見に努めるとともに、病気になっても早期治療が受けられる医療体制の確保や、高齢者、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉サービスを充実させていく必要がある。

そこで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることで全ての市民が生涯を通じて健やかに暮らすことができ、支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるまちづくりをめざす。

## **基本方針 3：心豊かにいきいきと学べるまちづくり**

人々が活躍できる自己実現の場や機会を充実することは、地域への誇りや愛着、郷土愛を育むとともに、まちの活性化につながる。そのため、生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動の活発化に努めるとともに、それらの成果を地域づくりにつなげる仕組みを構築し、心豊かで魅力的な人を育み、まちの活性化を図っていく。この地域づくりにあたっては、自分たちが住む地域を見つめなおすことや地域の様々なことを調べることにより、人と人との接点が生まれ、新しいものを発見し地域おこしにつなげていくという「地元学ぶ」考えを基本に、地域の持っている力、人の持っている力を引き出し、本市にある多彩な資源を生かしながら、様々な活動の推進に努める。

また、人々が性別や年齢などを問わず、誰もが個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍することが可能となる社会をめざし、人権尊重のまちづくりとともに、男女共同参画の推進を図っていく。

#### **(5) 地域の持続的発展のための基本目標**

地域の活性化と持続的発展を果たしていくためには、人口減少を最小限に止めるための対策に取り組む必要がある。「宍粟市人口ビジョン」では、有効な施策を展開していくことによって急速な人口減少を抑制することとし、令和22年時点の目標人口（中期目標）を25,200人、令和42年時点の目標人口（長期目標）を21,000人としている。また、20代から40代の就職、結婚、住居等に関するニーズに応え、転出超過を是正し、将来的な転入超過をめざすことが目標人口の達成に近づくという考えに基づいた人口シミュレーションにより、出生数の令和22年時点の目標値（中期目標）を145人、令和42年時点の目標値（長期目標）を155人、また社会増減の令和22年時点の目標値（中期目標）を0人、令和42年時点の目標値（長期目標）を85人としている。

これに基づき、本計画の最終年にあたる令和12年度における基本目標を下記のとおり定める。

基本目標1 令和12年国調における総人口 29,200人をめざす

基本目標2 令和12年国調における出生数 155人をめざす

基本目標3 令和12年国調における社会増減 -185人をめざす

#### **(6) 計画の達成状況の評価に関する事項**

本計画の達成状況については、毎年度「宍粟市総合計画及び宍粟市地域創生総合戦略」の評価時期に合わせ、庁内での評価のうえ項目等を絞って、外部有識者や市民等で構成される総合計画及び地域創生戦略委員会において評価することとする。評価結果については、議会の常任委員会において報告するとともに、ホームページにおいても公表する。

#### **(7) 計画期間**

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。

#### **(8) 公共施設等総合管理計画との整合**

現在の公共施設を保有し続けた場合、多額の更新等費用が必要となり、借入金の増加が見込まれ、借入金により次世代への大きな負担となってしまうことから、公共施設・インフラ資産の整備においては、市民が安心して公共施設を利用し、市民ニーズに対応した行政サービスを提供していくことを前提としたうえで、限られた財源の中で公共施設の更新・改修等を実施することが必要である。

このため、「宍粟市公共施設等総合管理計画」では、「公共施設の総量の削減」、「長寿命化の推進」などを基本方針に掲げ、更新等費用の財政負担の縮減と平準化をめざす一方で、単なるコスト削減のみを目的とした施設整備とならないよう、市民間交流や活動、賑わいの創出、利便性の向上など市民の生活を豊かにする施設整備に取り組むこととしている。

本計画における公共施設等の更新・改修等についても、「宍粟市公共施設等総合管理計画」に基づき、整合性を図りながら実施することで、地域の持続的発展をめざす。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア. 移住・定住

本市の人口は減少し続けており、令和2年国調では34,819人と、昭和50年から45年間で28.6%の減少となっており、特に15歳未満の年少人口が大きく減少し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にある。

自然増減では、死亡が出生を上回る自然減の傾向が続き、かつては兵庫県平均や西播磨地域平均と比べて高かった合計特殊出生率は、令和2年国調で1.36と兵庫県平均を下回るなど、出生数は減少傾向にある一方で、死亡数は高止まりしており、その差は年々増大している。社会増減では、転出が転入を上回る社会減の傾向が続き、転出・転入数とも徐々に縮小しながらも、その差は300人前後とほぼ一定で推移しており、地域社会の担い手となる人材の育成を含め、人口減少対策が課題となっている。

また、近年では、高齢者世帯の増加及び市外への転出の増加とともに持ち家を手放すケースが増えており、今後においても空き家の増加が予想され、所有者による空き家の適正管理、空き家の有効活用が課題となっているほか、男女の出会いの場が少ないなど結婚したくてもする機会がないことによる未婚化も課題となっている。

さらに、移住・定住については、本市のみでなく、播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏内市町など広域的な連携により、圏域に移住・定住することで圏域全体としての人口減少対策の取組が重要となっている。

#### イ. 交流

自然志向の高まりや自由時間の増大、交通アクセスの整備などによる距離と移動時間の短縮などにより、本市へ多くの観光客が訪れている。合併以後においては、町域を越えた地域間交流が図られつつあり、地域力の向上がますます求められる状況となっている。また、NPO法人や大学など都市住民と交流することにより、今まで気づけなかった地域の課題や資源を発掘することにより、新たな取組へつながっている。

国際交流としては、アメリカのスクイム市と姉妹都市提携による自治体間交流を続けているほか、波賀小学校ではオーストラリアのアイアンサイド小学校との国際交流も行っており、子どもたちは言葉や生活習慣の違いを乗り越え、一緒に勉強し遊ぶことで、お互いを理解し尊重することを学んでいる。また、国際ふれあいまつりでは、市内に在住する外国人等との交流を通して異文化に触れる機会を創出し、互いの文化への理解を深めることにつなげている。

#### ウ. 人材育成

人口減少は、消費市場の縮小や人材不足といった市経済に悪影響を及ぼしているだけでなく、コミュニティ意識の希薄化など、地域活力の衰退にもつながってきている。このような中、地域や市民が行う地域活性化へ向けた取組に寄り添い、市民主体の活力あるまちづくりを推進するため、地域社会の担い手となる人材の育成と確保が課題となっている。

## (2) その対策

### ア. 移住・定住

移住・定住については、若年層が市内において住宅を取得する場合の取得費用の助成により本市への移住・定住を推進するほか、空き家を有効活用し、UJI ターン者などを受け入れるための住居を定住促進コーディネーターが紹介することで、移住及び定住促進を図る。また、婚活イベントや結婚相談員による相談、SNS による婚活支援を契機に若者等に住み続けたいと思われるまちをめざす。

### イ. 交流

国際交流、都市や地域間との交流、そして市民相互の交流など、「交流」はまちの活性化に欠かせない重要なキーワードの一つとなっている。国際交流や都市と農山村の交流の推進・支援、周辺市町村との連携など、多面的な連携・交流の動きに対応しながら、地域間・世代間の交流を活発化し、市民が一緒になって楽しく活力あるまちづくりを推進する。また、活発な交流と連携を通じて、市外の人々が本市を訪れ、楽しく過ごせるよう交流の輪を広げるとともに、魅力的で元気あふれる楽しい地域づくりを推進する。

### ウ. 人材育成

地域社会の担い手となる人材の育成と確保のため、三大都市圏等から地域おこし等に意欲ある人を地域おこし協力隊として採用し、地域資源を活用した経済活動の拡充、市民の意識及び意欲の醸成、積極的な情報発信に取り組む。さらに、地域おこし協力隊の任期終了後においても隊員が本市において起業し、定住し続けることで、地域社会の担い手として新たな人材の育成につなげる。

## (3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	森林の家づくり応援事業 空き家活用事業 下宿費助成事業 婚活イベント等事業 北部地域保育園留学推進事業	市 市 市 市 市	
	地域間交流 人材育成	国際交流活動促進事業 地域おこし協力隊事業	市 市	

## 3 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア. 農業

本市における農業は、水稲を中心に野菜・果樹などが生産されているが、自給的農家及び兼業農

家が多く、専業農家は少ない状況にある。近年では、農業従事者の高齢化・担い手不足により営農組織の維持が困難になるとともに、条件不利地による生産コストの問題や有害鳥獣による食害被害による営農意欲が低下することで耕作放棄地が増加するなど、農地の利用や保全が十分とは言えない状況にある。

## **イ. 林業**

本市における林業は、昭和50年代前半までは豊かな森林資源を基盤として地域の主要産業となっていたが、外材の輸入や代替材の普及などによる木材市況の低迷、林業従事者の高齢化や担い手不足により、未手入れの森林が増加し、現在は市内の民有林の80%以上が伐採期を迎えており、保育の必要な林分と併せると約90%の森林に対し整備・更新が必要な状況である。

近年では間伐などの推進により一部整備が進んでいるものの、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の林業経営には至っていない。

## **ウ. 商工業**

本市における商工業は、人口減少、少子高齢化による生産年齢人口の減少が影響し、事業所数並びに従業者数も減少傾向にある。さらに物価上昇や燃料高騰、賃金上昇などの社会情勢の変化が事業者の経営を圧迫するなど厳しい状況が続いており、事業継続の大きな課題となっている。

商店街の空き店舗を活用しての起業促進や事業承継の支援等を通じ、商業活動の活性化により賑わいを創出することや、製造業を中心とした市内企業の安定的な操業を支援することで、人口流出の抑制や若者世代の定住促進に向けた雇用の場を確保していく必要がある。

## **エ. 観光**

本市における観光は、最大の観光資源である豊かな自然資源と「日本酒発祥の地」、「発酵のふるさと」など、宍粟市特有の観光資源を生かした観光プロモーションを進めており、近年は年間約88万人の観光客が訪れている。

また、余暇時間の増大に伴い、人々のライフスタイルも個性化・多様化が進み、単に観光地を巡るだけでなく、テーマや目的を明確にした体験型観光の需要が高まっている中で、「宍粟市アウトドア活動推進計画」に基づき、自然資源の豊富な市北部地域への誘客を図り、市内全域に経済波及効果をもたらす取組を進めているが、宿泊を伴った観光客は少なく、ほとんどが日帰り客であり通過型観光地となっている。

## **オ. 企業の誘致及び起業の促進等**

京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道29号が市内で交差する播磨地方内陸部の交通の要衝部でありながら、市域の約9割を山林が占める平地が少ない地形的条件から事業用地の確保が困難な状況であり、企業立地が進まない要因となっている。さらに、少子高齢化・過疎化が進行する中で、生産年齢人口の減少は集落・地域の活力の低下や企業の人材不足、地域経済の衰退の要因となっており、起業意欲の低下などの影響も懸念される。

また、情報通信産業については、全国と比較して全産業に対する事業所数の割合は低い状況にある。

## **(2) その対策**

農林業、商工業並びに観光業の振興・雇用対策を推進するとともに、農林業は景観形成や都市交流

等の面においても重要であることより、農林業を核とした新たな産業の展開を図っていくことが必要である。

## ア. 農業

農業については、生産基盤の整備、有害鳥獣の対策、耕畜連携による資源循環型農業の推進、地産地消など、農地の高度利用や安心・安全・環境保全に応える地域の特性を取り入れた農産物のブランド化と特産品開発及び販売先の確保によって、担い手となる集落営農体系の確立や認定農業者の確保・育成に取り組む。

## イ. 林業

林業については、恵まれた森林資源を有効に活用するため、担い手の確保と育成を図り、林道及び作業道などの林内路網整備や高性能林業機械の導入など基盤整備や間伐などを計画的に実施し、効率的な森林整備による素材の生産を行う等、林業経営の活性化を進めていく。また、宍粟材の流通拡大や利活用を引き続き推進し、住宅建築などへの宍粟材の活用や公共建築物・民間施設等における木材利用を促進することにより、森林資源の循環を図る。

さらに、森林の持つ水源涵養・大気の浄化・国土の保全・保健休養など公益的機能を十分に発揮できる森林環境の整備や災害に強い健全な森林の造成に取り組む。

## ウ. 商工業

商業については、商工会を中心に中長期的な方向性・方策を示し企画・実行していくことが重要である。市民生活の利便性を高めながら、地域の景観、歴史・文化と調和した新たな商業施設への誘導や利便性の高い魅力ある商業空間の形成を図るとともに、商業の担い手やリーダーの育成を推進する必要がある。

また、高齢社会の到来で買い物が困難となる人に対するサービスの向上については、公共交通の充実や工夫した特色ある商業活動に対する支援のほか、魅力ある商店街の整備を図るため、空き店舗の利用や共同出店・テナント出店、協業化の推進、コミュニティ施設の整備などを行い、地域づくりと一体となった活気とふれあいのある商業の振興に取り組む。

工業については、既存工業の更なる発展と地場産業の振興を進めるとともに、地域に就業機会を増やすため、地域の特性を生かした新規起業の促進や企業誘致を推進・支援し、工業の振興に取り組む。

地域資源を生かしたものづくりの支援や人材の育成、市外への販路拡大を図るとともに、農業や林業、観光業など産業間の連携やブランド化の推進、6次産業化などによる新たな産業の創出に向けた取組を促進し、地域産業の振興を図る。

## エ. 観光

余暇利用のニーズに応えながら、都市住民との交流を促進するため、豊かな観光資源や既存観光施設のネットワーク化を推進するとともに、全国に向けての積極的な情報発信により観光立市の実現に取り組む。

見る観光から参加・体験する観光へ、通過型から滞在型への転換に向けた取組を進めることにより、経済波及効果や地元との交流、リピーターの確保をめざす。具体的には、「宍粟市アウトドア活動推進計画」に基づき、豊かな自然を生かし、森林セラピーや宍粟 50 名山登山のほか、キャンプやカヌー、スキーなどの体験型のコンテンツを宿泊とのセットプランとして販売するなど、滞在

型の観光客を呼び込めるよう、観光関係事業者で組織するプラットフォームで連携を図りながら効果的に進めていくことで、観光入込客の増加を図る。

### オ. 企業の誘致及び起業の促進等

本市のクリーンな自然環境や京阪神の大消費地に近い立地を生かし、地域の特色ある農林産物を利活用した産業や既存産業の振興・高度化を図るとともに、学校等跡地の活用や工場跡地などの民間所有地を活用できるよう継続的に候補地調査を実施するとともに、空き店舗や空き家を活用した IT 関連事業所の開設支援などにより、情報通信産業の増加も含め、起業や新たな企業誘致を推進し就業機会の増大を図る。

また、起業に関するワンストップ相談窓口の役割を市が担当し、商工会並びに地域金融機関等と連携し、創業支援体制を強化することで市内での起業を促進する。

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業	ため池耐震化整備事業負担金	県	
		公有林整備事業	市	
		流末水路等整備事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	林業振興施設整備事業	市	
		ちくさ高原整備事業	市	
		道の駅整備事業	市	
		カヌー競技場等整備事業	市	
		伊沢の里整備事業	市	
		山崎アウトドアランド整備事業	市	
		原観光りんご園整備事業	市	
		最上山公園整備事業	市	
		一宮温泉施設整備事業	市	
		くるみの里整備事業	市	
		フォレストステーション波賀施設整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	観光施設看板設置事業	市	
		北部活性化事業	市	
		ちくさ高原彩の森整備事業	市	
	波賀城史蹟公園周辺未来の森づくり事業	市		
	鳥獣被害防止対策事業	市		

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		就農・定住促進事業	市	
		森林整備促進事業	市	
		条件不利地間伐推進事業	市	
		林業事業体集約化支援事業	市	
		新規事業体林業機械支援事業	市	
		農業生産基盤整備促進事業	市	
		耕作放棄地対策事業	市	
	商工業・6次産業化	無料職業紹介事業	市	
		起業家支援事業	市	
		商工業振興支援事業	市	
	情報通信産業	IT関連事業所支援事業	市	
	観光	くるみの里修繕事業	市	
		フォレストステーション波賀修繕事業	市	
		道の駅修繕事業	市	
		戸倉スキー場施設整備修繕事業	市	
		ちくさ高原施設修繕事業	市	
		森林セラピー整備・運営事業	市	
		氷ノ山ツーリズム推進事業	市	
		発酵のまちづくり推進事業	市	
		しそ森林王国観光協会支援事業	市	
		観光イベント支援事業	市	
		伊沢の里修繕事業	市	
		一宮温泉施設修繕事業	市	
		ちくさ高原彩の森整備事業	市	
		波賀城史蹟公園周辺未来の森づくり事業	市	
	企業誘致	北部活性化事業	市	
	その他	産業立地促進事業	市	
		山林部地籍調査事業	市	
		宍粟材利用推進事業	市	
		彩りの森づくり事業	市	

#### (4) 産業振興促進事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第23条及び第24条に規定する産業振興促進区域及び振興すべき業種等については次のとおりで、実施事業の内容は上記「(3) 計画」事業計画に記載のとおりで、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏などとの連携もしつつ、事業を実施していく。

産業振興 促進区域	業 種	計画期間	備 考
宍粟市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

本市では、平成20年度から平成21年度に実施した地域情報通信基盤整備事業により、光ケーブル網を構築している。これにより各家庭に緊急情報や行政情報を音声で届けたり、ケーブルテレビやインターネット接続サービスを提供したりしているが、サービスを安定して維持し、また技術革新に対応していくためには、今後も設備を更新していく必要がある。

携帯電話サービスエリアに関しては、民設民営や公設民営により市内居住エリアの通信環境の改善を図ってきたが、居住エリアから離れた山間の観光地等では不感地域が解消されていない。

また、社会のデジタル化が進む一方で、これらを使えない人が取り残されないようにするため、デジタルデバイド対策が必要となっている。

### (2) その対策

情報化社会に対応した行政サービスの提供を推進していくため、必要となる情報通信設備の整備、更新を行う。

また、地域社会のデジタル化に対応するため、携帯電話の不感地域の解消に向けて取り組むとともに、デジタルデバイド対策のための人材育成を行う。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 通信用鉄塔施設 告知放送施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 情報化 その他	携帯電話基地局整備事業 情報通信システム等整備事業 情報通信施設整備事業  情報通信設備整備事業 自主放送番組制作事業	市 市 市  市 市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

本市の交通手段は、鉄軌道を有しないため自動車交通以外の移動手段を持たない。市内の道路網は南部に京阪神と中国地方を東西に結ぶ中国自動車道、これと交差して山陽と山陰を結ぶ国道29号、市北部を東西に結ぶ国道429号が広域幹線道路となっているとともに、これらを軸として宍粟新宮線・宍粟下徳久線・養父宍粟線・加美宍粟線・大屋波賀線・若桜下三河線の主要地方道、千種新宮線・田井中広瀬線・岩野辺山崎線・道谷三方線などの一般県道などで構成されている。

#### ア. 道路

本市の道路は、産業・経済活動はもとより市民の日常生活に欠くことのできないものであり、1・2級市道などの幹線を中心に整備を進めた結果、改良率・舗装率ともに大幅に伸びてきた。しかし、未整備箇所も多くあるほか、道路、橋りょう、道路構造物、舗装などの老朽化も進んでおり、長寿命化対策を基本に、計画的な整備を継続的に進めていく必要がある。

また、本市は冬期の積雪量が多く、一部が「豪雪地帯」にも指定されており、冬期の交通を確保し、市民の生活の安定と産業経済の円滑交流を推進するため除雪作業を実施している。

## イ. 交通

鉄軌道のない本市の公共交通は、民間の路線バス等が通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として、また、都市との交流の手段として重要な役割を担っている。高齢化が進行する本市においては、ますます交通弱者の増加が予想されるため、「宍粟市地域公共交通計画」に基づき、利用者の視点から利便性の高いサービスを効率的に提供するとともに、地域公共交通ネットワーク網を整備することで、将来を見据えた持続可能な交通体系を構築する。

### (2) その対策

#### ア. 道路

国・県道については、交通危険箇所や未改良部分の計画的な早期改良整備と併せ、歩道や道路照明、交通安全施設の整備などについて、関係機関に継続的に働きかける。

市道・農道・林道については、各種の開発保全計画と連携した幹線道路網の見直しと整備の促進を図る。特に、市道については生活関連道路として市民の安全性と利便性に配慮しながら整備を行う。

また、少子高齢化社会に対応した歩行者・自転車などが通行しやすい安全な道路整備を進めるとともに、バリアフリーに配慮した障がいのある人にもやさしい道路づくり、自然環境と調和した快適な道路環境づくりによる潤いと安らぎの空間創造にも努める。農地の基盤整備と併せて整備を進めてきた農道については、引き続き適正な維持管理を進めるとともに、林道については、森林資源の有効利用や森林の公益的機能の維持増進、優良材の生産、原木の安定供給などに寄与するため、森林の整備と連携した林道整備を進める。

また、行政が担う除雪事業のほか、自治会が自主的に行う除雪への支援を行い、地域の道路環境の向上を図り、市民が安全に暮らせるまちづくりをめざす。

## イ. 交通

「まち・生活を支え、みんなで守り育てる地域公共交通」をめざすまちの将来像とする「宍粟市地域公共交通計画」に基づき、市民や交通事業者との連携により、地域と市内外の公共的な施設や生活利便施設を結ぶ地域公共交通ネットワークを構築することで、住み慣れた地域で安心して生活できる社会基盤の整備と、観光等を目的とした交流人口の拡大により、活力のあるまちづくりを推進する。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	道路改良  （仮称）新病院線 L=110m W=12.0m  中井段線 L=470m W=12.0m	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		段中井線 L=400m W=4.0~7.0m 門前春安線 L=200m W=12.0m 段門前線 L=850m W=12.0m 須賀沢9号線 L=100m W=5.0m 段3号線 L=100m W=4.0m 鹿沢中井線 L=140m W=1.5m 三津3号線 L=30m W=4.0m 五十波梯線 L=300m W=7.0~8.0m 鶴木1号線 L=10m W=5.0m 北野橋線 L=40m W=5.0m 須賀沢11号線 L=60m W=5.0m 鹿沢三津線 L=70m W=7.0m 木ノ谷2号線 L=400m W=5.0m 与位8号線 L=150m W=2.5m 与位清野線 L=10m W=4.9m 大沢5号線 L=25m W=2.0~2.5m 庄能上牧谷線 L=20m W=5.0m 与位1号線 L=10m W=5.0m 今宿4号線 L=70m W=4.0m 中2号線 L=50m W=4.0m 田井1号線 L=120m W=2.3~3.0m 大沢4号線 L=20m W=4.0m 段春安線 L=20m W=5.0m 与位22号線 L=50m W=3.0m 須賀沢2号線 L=10m W=4.0m 須賀沢7号線 L=10m W=4.8m 上比地6号線 L=30m W=4.0m 黒原千町線 L=4257m W=5.0~9.5m 川西線 L=1220m W=7.0m 森ヶ谷1号線 L=50m W=5.0m 草木線 L=17m W=4.6m 中土居2号線 L=5.0m W=4.0m 峰谷線 L=25m W=4.0m 名畑・神福寺線(3) L=33.3m W=3.1m 松本線 L=5.0m W=3.0m		

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		奥福知支線 L=10m W=3.0m 湯郷池岩線 L=35m W=3.4m 山田城線 L=100m W=6.0m 上野水谷線 L=40m W=4.0m 斉木西環状線 L=80m W=4.0m 城線 L=200m W=3.5～6.2m 下城線 L=110m W=3.1～5.4m カンカケ線 L=400m W=4.0m 宝殿線 L=400m W=9.0m 飯見野尻線 L=300m W=6.0m 原中垣内線 L=200m W=7.0m 七野下河野線 L=11m W=5.0m 河内水木線 L=50m W=4.0m 千草西山線 L=30m W=5.0m 岩野辺河呂線 L=50m W=5.5m 千草黒土線 L=86m W=5.0m 越峠石原線 L=150m W=5.0m 鷹巣焼山線 L=30m W=7.0m 西河内中野線 L=25m W=5.0m 道路舗装 庄能鹿沢線 L=280m W=5.0m 五十波梯線 L=740m W=5.0～11.0m 野船元2号線 L=100m W=6.0～9.0m 鹿沢中比地線 L=760m W=5.0～7.0m 千本屋御名線 L=1360m W=8.0～11.0m 河東神野線 L=600m W=7.0m 下牧谷4号線 L=100m W=4.0m 下牧谷5号線 L=100m W=4.0m 石ヶ谷穴栗橋線 L=600m W=6.0～12.0m 鹿沢中井線 L=738m W=6.0～11.0m 名畑・岡城線(3) L=300m W=5.0～14.0m	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		東高下・宮山線 L=190m W=6.5～9.5m 檜山線 L=860m W=4.5～7.0m 草木線 L=1000m W=4.5～13.5m 上西深線 L=400m W=4.0～7.0m 月谷線 L=500m W=3.5～5.0m 横住線 L=500m W=3.0m 西深線 L=150m W=6.5～8.0m 家原遺跡公園線 L=300m W=7.0m 伊和須行名線 L=600m W=3.5～5.5m 中土居線 L=280m W=3.0～5.0m 福野三方町線(1) L=600m W=4.0～8.0m 宮不呂線 L=180m W=3.0～4.0m 宮西線 L=230m W=3.5～5.5m 宮ノ本東線(1) L=550m W=4.0～7.5m 東市場安黒線 L=500m W=3.5～5.0m 山田・中坪線 L=500m W=5.0～8.5m 三方町線 L=560m W=3.5～5.5m 三林線 L=350m W=4.0～7.5m 森添・横山1号線 L=500m W=4.5～14.0m 名畑・神福寺線(1) L=450m W=3.0～5.5m 名畑・岡城線(2) L=280m W=3.5～5.0m 安黒・嶋田線(1) L=220m W=4.0m 安黒・嶋田線(2) L=470m W=3.0～5.0m 乗取線(2) L=200m W=4.0～7.0m 上岸田線(1) L=400m W=4.0～6.0m 黒地・高下線 L=430m W=4.0～5.0m 井ノ口線 L=270m W=4.0m		

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	三方町河原田線 L=350m W=3.0～18.0m 森添・横山2号線 L=500m W=4.5～13.5m 東河原クラカケ線 L=510m W=3.5～5.0m 百千・唐野線 L=500m W=3.5～8.5m 飯見野尻線 L=350m W=5.0m 赤西線 L=600m W=3.4～7.8m 蔦沢線 L=1,200m W=4.0m 小野線 L=700m W=5.0m カンカケ線 L=400m W=5.0m 谷下三方線 L=600m W=4.0m 斉木内海線 L=200m W=7.0m 河東線 L=1300m W=3.7～7.1m 皆木線 L=590m W=4.0m 皆木環状線 L=500m W=4.0m 宝殿線 L=500m W=5.0m 日見谷線 L=160m W=5.0m 別所下鷹巣線 L=1310m W=4.0m 千草黒土線 L=650m W=5.0m 下河野西側線 L=600m W=4.0m 森脇越峠線 L=250m W=4.0m 土井久上町線 L=250m W=4.2～6.2m 西河内中野線 L=120m W=3.5m 西山室橋線 L=190m W=3.4～4.4m 橋りょう整備 三谷神谷1号橋 L=2.8m W=9.9m 宮橋 L=8.0m W=5.1m さつき大橋 L=139.0m W=9.2m 須賀沢川戸2号橋 L=9.3m W=3.5m 北野橋 L=18.5m W=4.0m 折居橋 L=12.4m W=4.8m 越峠1号橋 L=22.4m W=4.2m 門田橋 L=39.0m W=3.6m	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		閏賀橋 L=88.6m W=7.8m 西安積橋 L=50.5m W=4.9m 原大橋 L=41.4m W=10.3m 清水橋 L=5.0m W=3.6m 砂子橋 L=12.5m W=2.3m 七野大橋 L=29.8m W=11.8m		
	その他	交通安全施設整備事業	市	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金	県	
		菅野川堤防整備負担金	県	
		県道加美穴栗線整備負担金	県	
	(3) 林道	森林管理道整備事業	市	
		林道施設整備事業	市	
		林道等維持修繕事業	市	
		林道橋橋りょう長寿命化事業	市	
	(8) 道路整備機械等	除雪車等整備事業	市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	公共交通	地域生活交通対策事業	市	
		ひょうご共通 IC サービス推進事業	市	
	交通施設維持	道路修繕事業	市	
		橋りょう点検調査事業	市	
		橋りょう修繕事業	市	
		交通安全対策事業	市	
		市道除雪事業	市	
		道路等公共施設整備促進事業	市	
	その他	林道等維持修繕補助事業	市	
		除雪機整備事業	市	
		除雪機械運転資格取得補助事業	市	
		河川水路修繕事業	市	
		公園修繕事業	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア. 上下水道

上水道については、昭和50年代から合併前の旧町により整備を行い運転維持してきた簡易水道事業を、合併後の平成26年度に水道事業へ統合し、事業の一体化・効率化を図ることで、安全な水を安定的に供給するための体制を構築し、水道事業の運営を行っている。一方、市内17か所の浄水場と関連施設の多くは老朽化が進んでおり、今後は計画的な施設更新を進めていく必要がある。

下水道については、令和2年度から地方公営企業法を適用（コミュニティプラント除く）し、経営の健全化及び基盤強化を図っている。併せて、昭和63年から平成21年にかけて整備した42処理区41処理場については、機器更新や適正な点検管理を行うことで公有水面の保全に努めている。また、人口減少や維持管理コストの増加に対する対策として、施設の統廃合による事業の効率化を図る必要がある。

#### イ. 消防・防災

本市の消防組織は、常備消防の西はりま消防組合と、各町域単位の4支団からなる非常備消防の消防団となっている。近年、全国的に多発する地震や局地的豪雨などの大規模自然災害が懸念される中で、山崎断層帯が横断する本市において、火災、風水害だけでなく地震発生時において即時に対応する消防力が必要である。

西はりま消防組合では、宍粟消防署を中心に1分署、2出張所の限られた人数で広域な本市の消防・救急業務を担っている。迅速、確実な業務を行うためにも、車両及び消防、救急、救助資機材等の充実が必要不可欠である。

また、消防団では、少子高齢化・過疎化や勤務条件、勤務地の変化などによる団員の減少が大きな課題となっている。消防力を維持していくためには、団員の確保とあわせて、老朽化した消防水利施設や消防車両、資機材の整備、更新など施設・装備の充実が必要である。

#### ウ. 公営住宅

本市の公的賃貸住宅としては、令和8年3月時点で公営住宅260戸、特定公共賃貸住宅6戸、改良住宅42戸を整備しているが、そのうち約30%が法定耐用年数を超え老朽化している。また、現在の入居率は高い状況ではあるが、人口減少が進むことによる需要戸数の減少が予測されている。

#### エ. その他

本市では、「第2次宍粟市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの排出抑制と資源の有効活用を図り、また5R活動を推進して環境にやさしい循環型社会の構築に向けた取組を進めている。

リサイクル率は、令和元年度の22.9%から令和5年度の23.6%に、ごみの排出量は、令和元年度の11,663 tをピークに令和5年度では10,404 tに減少しており、令和21年度にリサイクル率30%以上、市民1人1日当たりのごみ排出量を700g以下にすることを目標に、取り組みを強化しているところである。

### (2) その対策

#### ア. 上下水道

上水道については、豊かな自然環境に恵まれた水源を活かし、安全・安心な水道水の安定供給体

制のさらなる確立に努めるため、「宍粟市水道ビジョン」に基づいて計画的な施設更新を進めるとともに、老朽化が著しい配水池やポンプ場などの修繕・改修を実施し、適正な施設維持管理に努める。

下水道については、「宍粟市下水道事業経営戦略」に基づき、下水道処理施設の適正な維持管理と機能強化に努める。また、施設の長寿命化を図ることを目的として、老朽化した施設や機器等の更新に対しては、計画的な修繕・改修を実施し健全な管理運営に取り組む。併せて、「宍粟市下水道施設統廃合計画」に沿って施設の統廃合を含めた再編整備を進める。

### イ. 消防・防災

全国各地で局地的な災害が発生し自治体の防災体制強化が求められる中、より充実した防災行政推進のため「宍粟市地域防災計画」に基づき防災体制の強化を図る。また、市民の災害に対する基礎知識の向上に努め、防災意識の高揚を図るとともに、消防設備・機器を計画的に整備更新し、地域防災力の充実・高度化を図る。

また、消防団の組織・機構の整備とともに、自主防災組織の育成強化、西はりま消防組合と医療機関との連携強化を図り、これらのネットワーク化を推進し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。

### ウ. 公営住宅

将来的に需要戸数の減少が予測されることから、「宍粟市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建替え、改修、維持管理を行う必要がある。また、高齢者や障がいのある人を含むすべての人に配慮したバリアフリー化を推進し、多様なニーズへの対応を進めていく。

### エ. その他

「宍粟市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ分別の徹底を周知し適正な収集運搬及び処理に努めるとともに、市民、地域、事業者の協力、連携により資源ごみの有効利用や資源の循環に対する意識啓発に努める。また、引き続き資源物のコンテナ回収に取り組み、多様化・増大化するごみの減量化と資源ごみのリサイクルを推進する。

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道老朽管更新事業	市	
		水道施設老朽機器更新事業	市	
		水道施設改良事業	市	
		道路改良に伴う水道管布設（移設）事業	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道施設長寿命化事業	市	
		公共下水道施設統廃合事業	市	
道路改良工事に伴う下水道管移設等事		市		

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		業		
		雨水幹線整備事業	市	
		新規加入に伴う公共マス設置及び管路 布設事業	市	
	農村集落排水 施設	農業集落排水処理施設長寿命化事業	市	
		農業集落排水処理施設統廃合事業	市	
		新規加入に伴う公共マス設置及び管路 布設事業	市	
	地域し尿処理 施設	コミュニティプラント施設長寿命化事 業	市	
		新規加入に伴う公共マス設置及び管路 布設事業	市	
		道路改良工事に伴う下水道管移設等事 業	市	
	その他	しそうクリーンセンター施設等整備事 業	市	
		流域下水道事業建設負担金	県	
		合併浄化槽設置事業	市	
	(3) 廃棄物処理施 設			
	ごみ処理施設	にしはりまクリーンセンター施設等整 備事業	市・にしはりま 環境事務組合	
	その他	ごみ運搬車整備事業	市	
	(4) 火葬場	火葬場整備等事業	市	
	(5) 消防施設	消防・救急車両整備事業	市・西はり ま消防組合	
		消防施設整備事業	市・西はり ま消防組合	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事 業			
	生活	水道施設修繕事業	市	
		下水道施設修繕事業	市	
		農業集落排水施設修繕事業	市	
		コミュニティプラント施設修繕事業	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	環境	ストックマネジメント計画策定・認可 変更事業	市	
		しそうクリーンセンター施設等修繕事業	市	
	防災・防犯	火葬場施設修繕事業	市	
		特定空き家等除却事業	市	
		住宅土砂災害対策移転支援事業	市	
		住宅等土砂災害対策対策防護壁等整備 支援事業	市	
		住まいの耐震化促進事業	市	

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### （１）現況と問題点

#### ア. 子育て環境の確保

本市では、子どもの数は減少傾向にあり、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実が必要となっている中で、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援することや、児童福祉施設である保育所あるいはその性質を有する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の果たす役割は大きくなっている。平成21年度より進めてきた「宍粟市幼保一元化推進計画」については、想定を上回る少子化の進行により一部計画の見直しを行い、令和7年度で計画期間満了となり、令和8年3月現在で、市内の公立認定こども園3園、公立幼稚園2園、私立認定こども園6園、私立認可保育園3園となっている。

今後も多様化する保育ニーズに対応するため、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生活環境を整備するとともに、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、すべての子育て世帯に対して柔軟な支援を行っていく必要がある。

また、地域・行政など関係機関が一体となった施策を進める中で、地域における子育て支援として子育て支援センター事業やファミリーサポートセンター事業を展開し、サポート体制の充実を図るとともに、安心して子どもが医療を受けられるために医療費助成を行っている。妊娠前から子育て期までの切れ目のない子育て支援や子育て世帯への伴走型支援を行い、妊婦のための支援給付や医療費助成を含めた経済的な支援を行うなど総合的な少子化対策事業の推進が必要となっている。

## イ. 保健

本市の健康寿命は、国平均より低く、「宍粟市国民健康保険第3期データヘルス計画」及び「兵庫県後期高齢者医療広域連合第3期データヘルス計画」の分析では、宍粟市国保加入者、後期高齢者共に糖尿病での受診が多くなり、医療費が増えている。また、「第4期宍粟市地域福祉計画」の策定の際に実施した市民アンケートでは、普段の生活の中での不安や悩みについて「自分や家族の健康に関すること」が最も高い割合を占めており、健康への意識・関心が高い結果となっている。

本市では、健康教室・相談、各種健康診断の実施や地域での健康づくり活動など、保健事業の充実に努めるとともに、医療機関との連携による健診後のアフターケアなども実施している。

## ウ. 福祉

### ①高齢者福祉

本市では高齢化が進み、国全体より高い高齢化率となっている。さらに、高齢者人口は大きく変動しない中で、年少人口・生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢化率は一層高くなることが見込まれる。また、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、同時に、少子高齢化・過疎化などの進行に伴い、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合いなどの機能・地域の福祉力の低下が危惧されている。

本市では、いきいき百歳体操や老人クラブ活動の支援、認知症サポーターの養成やボランティア活動の育成・支援等を実施し、高齢者の地域活動・社会参加促進、地域づくりの推進を図ってきた。

しかしながら、人口の年齢構造や世帯構造が変化していく中で、住み慣れた地域で安心して生活ができるようにするためには、介護予防施策や地域での支え合いの体制づくりなどを一層推進することが重要である。

### ②障がい福祉

本市の身体障がい者手帳所持者数は減少する一方、療育手帳所持者数、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。障がいのある人の高齢化が進む中、障がいの重度化・重複化や、多様化するニーズに応じた適切なサービスを提供するために、地域生活支援や就労支援などの取組を行っている。また、市域においては、働きに行く、病院へ行く、買い物をするなど外出行為における利便性が低いため、障がいのある人などの外出を支援することが重要となる。

## **(2) その対策**

### ア. 子育て環境の確保

本市では、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」などにより、子どもの豊かな成長を支える保育の基盤づくりの実現に向け、子育てに関する相談体制や支援内容の充実をはじめ、経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に進める。また、子育ては家庭だけでなく、地域全体で支えていくことが重要であり、家族、地域、ボランティア、事業者、学校、行政などの連携体制を横断的につなぐ子育て支援のネットワークの構築に取り組む。

また、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、すべての子どもの育ちを応援し、保育の資質向上を図るとともに、より質の高い教育・保育が等しく受けられる環境整備に取り組む。

## イ. 保健

本市では、「健康しそう 21（宍粟市健康増進計画）及び食育推進計画」に基づきライフステージにあわせた健康づくりを進めるとともに、生活習慣改善を目的とした予防活動を、地域・職場・学校など幅広く展開する。また、健康維持や病気などの早期発見を目的とした特定健診やがん検診を実施する。さらに、健康維持や介護予防をめざし、自治会施設などでは市民主体によるいきいき百歳体操教室を実施する。

本庁舎、一宮市民協働センター、波賀市民協働センター及び千種保健福祉センターを拠点として健康教室・相談を充実させ、寝たきりや認知症・生活習慣病の予防、介護家族のための事業などの展開を図る。また、健診事業では、特定健診やがん検診を引き続き実施するとともに福祉・医療とのさらなる連携を図る。

## ウ. 福祉

### ①高齢者福祉

本市では、「宍粟市高齢者福祉計画」及び「宍粟市介護保険事業計画」により、高齢者が地域でつながり、支え合い、生きがい（役割）と健康を保ちながら活躍できるまち、介護が必要になっても望む場所で自分らしく生活できるよう、保健・医療・福祉が連携したまちをめざして施策展開を図っている。今後においても計画を推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進・深化を図る。

また、地域包括ケアシステムを支える人材の育成・確保に取り組む。

### ②障がい福祉

本市では、「宍粟市障がい者計画」や「宍粟市障がい福祉計画」などにより計画的に各分野の福祉施策を展開している。障がいのある人が住み慣れた地域で社会の一員としていきいきと暮らせるように、一人ひとり異なる障がいの特性への理解や、生活の状況にあわせた福祉サービスや相談支援の充実、居住の場の確保、気軽に外出できる環境づくりを図る。具体的な取組として、外出支援や居宅介護などの訪問系サービスや短期入所を充実させるなど、地域で生活するために必要な支援の整備を図るとともに、グループホームなど居住系サービスの整備を進める。

## （3）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	保健福祉センター施設整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	認定こども園推進事業 保育所バス運行支援事業	市 市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障がい者 福祉	認定こども園通園バス運行事業	市	
		私立特定教育・保育施設給食副食 費助成事業	市	
		母子保健事業	市	
		病児・病後児保育事業	市	
		外出支援サービス事業	市	
		グループホーム開設サポート事 業	市	
		高齢者通いの場づくり支援事業	市	
		介護支援専門員実務研修受講支 援対策事業	市	
		介護人材確保・定着対策事業	市	
		保健福祉センター施設修繕事業	市	
		特定健診・がん検診事業	市	
		こども家庭支援センター事業	市	
		乳幼児等医療費助成事業	市	
		第3子以降学校給食費助成事業	市	
	誕生祝記念品贈呈事業	市		
	健康づくり その他	子どもの居場所づくり支援事業	市	
		児童育成支援拠点事業	市	
		(9)その他 病児・病後児保育施設等整備事業	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本市には、一般開業医及び歯科診療所、市立診療所3か所の医療機関があり、救急医療をはじめ中核的役割を担う公立宍粟総合病院とともに、市民の健康を支えている。また、祝日や日曜に発生する突発的なけがや病気に対応するため、宍粟市医師会の協力のもと「日曜・祝日当番医」により初期救急の医療体制を確保している。さらに、在宅での療養を希望する市民に対応するため、訪問診療や訪問看護事業を展開し、地域における医療提供体制の充実を図っている。しかし、団塊の世代が後期高齢者となり、医療を必要とする高齢者の増加が見込まれる中では、身近な地域で日常的な治療や相談

ができる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の確保が一層重要となっている。また、介護が必要になっても望む場所で自分らしく生活ができるよう、在宅に必要な介護保険サービスや医療が受けられる体制を整備することが求められており、地域の包括的な支援・サービス体制（地域包括ケアシステム）を一層推進していくことが重要となっている。

加えて、医療の空白地を生じさせないためには、特に市北部地域における医療提供体制の確保が課題であり、市立診療所の安定的な運営を通じて、地域格差のない医療環境を実現していく必要がある。

公立宍粟総合病院については、現病院の老朽化や狭隘化に伴い、令和10年3月の開院に向けて新病院建替整備工事に着手している。また、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、人材の安定確保や健全な財政運営が望まれている。

## （２）その対策

市民が安心して住み続けられる地域を実現するため、「地域包括ケアシステム」の推進を柱として、初期救急医療体制の確保や、将来的な医師不足に対応した地域医療体制の構築をめざし、地域の開業医、市立診療所、公立宍粟総合病院の連携の強化を図っていく。また、在宅医療や介護保険サービスの充実、必要に応じた入院体制の整備を進め、医療・保健・介護・福祉の分野を横断した連携体制を構築するとともに、介護予防や疾病予防などの取組を強化し、健康寿命の延伸と地域の持続的な発展をめざす。

さらには、医療の空白地域を生じさせないため、継続的な医師確保に努めることで、地域医療の安定的な提供と充実を実現するとともに、交通手段の制約や医師不足に対応するために、オンライン診療や ICT を活用した遠隔医療体制について研究し、誰もが安心して医療にアクセスできる環境の確保に向けた検討を進める。

また、市内の中核医療を担う公立宍粟総合病院では建替整備工事を計画的に進めるとともに、「公立宍粟総合病院経営強化プラン」に基づき経営の効率化を図り、持続的な黒字化をめざす。

## （３）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	宍粟総合病院施設整備事業	市	
		宍粟総合病院医療機器等整備事業	市	
		宍粟市新病院整備工事	市	
	診療所	診療所施設整備事業	市	
		診療所医療機器等整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	その他	日曜祝日当番医事業	市	
	#7119 救急安心センター事業	県・市		
	訪問看護事業	市		

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア. 学校教育

本市には、令和8年3月時点で公立中学校7校、公立小学校10校がある。

少子化が進行する中で、一定規模の集団で活動することを通して、子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」を身につけ、自立した人間の育成を図ることを目的に、平成21年度から学校規模適正化を進め、令和7年4月の山崎南小学校の開校をもって「宍粟市学校規模適正化推進計画」は完了したところであるが、令和7年度の児童・生徒数は2,271人であり、令和3年度(2,667人)から4年間の減少率は14.8%となっている。

#### イ. 社会教育

本市の社会教育施設は市民の自主的な生涯学習の場として広く活用されている中で、社会教育施設及び人材育成・ソフト事業の整備、充実が求められている。

### (2) その対策

#### ア. 学校教育

学校設備の高度化及び充実のため、給食センター・運動施設・情報機器などの整備を行う。さらに、地域の自然環境などを活用した環境教育をはじめ、情報、国際化、道徳教育などに関連した特色ある教育カリキュラムの充実を図るとともに、地域の歴史・文化、伝統産業などの地域学習・体験学習や世代間交流の推進により、園児・児童・生徒の地元への愛着心を醸成し、一人ひとりの人間性の向上を図っていく。

遠距離通学の児童・生徒の送迎のためのスクールバスの適正配置を行うとともに、車両の順次更新を行うほか、少人数の地区にあつてはタクシーでの送迎を行う。ソフト事業の取組として、「しそうの子ども生き活きプラン」に基づき、豊かな自然と歴史、文化に囲まれた地域であることの特性を生かした学習システムの研究や指導方法の工夫、改善を行い、「生きる力」を身につけるとともに、園児・児童・生徒の育成と一人ひとりの個性の伸長を図る教育を推進する。

#### イ. 社会教育

学習を通じて得た知識や技能、経験を指導者やリーダーとして地域や社会で積極的に生かしていく仕組みを構築していくとともに、先人たちが築き上げてきた自然、歴史、伝統、文化などの地域資源を学ぶことにより、本市への誇りや愛着を高める取組を進める。

また、ライフステージに応じたソフト事業の充実を図るとともに、生涯学習施設としての機能をもつ市民協働センターや各地域集会所などのネットワーク化・人的ネットワーク化を進め、家庭における教育力の向上、青少年の社会参加や体験活動を促す活動の充実、地域コミュニティの活性化、

環境保全への取組など、心豊かな人づくりをめざした生涯学習社会の構築を図る。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	市 市	
	屋内運動場	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	市 市	
	水泳プール	小学校プール整備事業	市	
	スクールバス・ポート	通学バス整備事業	市	
	給食施設	給食センター施設整備事業	市	
	その他	総合教育センター整備事業 小中学校ネットワーク整備事業	市 市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	生涯学習センター施設更新事業	市	
	体育施設	スポーツ施設整備事業	市	
	図書館	図書館整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	通園バス運行事業	市	
	義務教育	通学バス運行事業 通学タクシー運行事業 放課後補充学習等推進事業 しろう生き生き学校プロジェクト事業 小中学校情報機器整備事業 学校部活動の地域展開に向けた環境整備のためのコーディネーター配置事業 部活動の地域展開に向けた実証事業 地域クラブ活動振興事業	市 市 市 市 市 市 市 市	
	生涯学習・スポーツ	図書整備事業	市	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	その他	スポーツイベント助成事業 給食センター修繕事業	市 市	

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

## 10 集落の整備

### （１）現況と問題点

本市は、人口減少と少子高齢化の進行に加えて、新型コロナウイルスの影響により、これまで地域で行われていた活動の継続が段々と難しくなっており、地域コミュニティ機能の低下につながっている。

また、人口減少等の社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化により、様々な分野で地域課題が生じており、市民個人の努力や行政だけでは対応が困難な事例も増加している。地域コミュニティ活動を推進し、多様化・複雑化する地域課題を解決していくためには、従来の単位自治会の地縁によるコミュニティ活動を地区に広げ、新たなコミュニティを形成していくことが必要である。

さらに、地域コミュニティの拠点となる集会所施設の老朽化が著しい集落もあるため、改築等を進める必要がある。

### （２）その対策

本市では、持続可能な地域運営の仕組みづくりをしていくことを目的として、「参画と協働のまちづくり指針」を定めている。人口減少により今後さらなる地域活力の低下が懸念されている中で、多様化する地域課題の解決や個性ある地域・集落づくり等を進めていくため、活動主体となる若年層の定住促進や地域コミュニティの活動推進を図るための拠点整備を行うとともに、地域住民自らが考え活動する地域主体のまちづくりをめざし、ソフト事業を中心に取り組む団体への支援を行っている。

また、新たなコミュニティの形成を図るために、地区ごとにコミュニティ支援員（集落支援員）を配置し、地域住民が活動に参加しやすい環境づくりを進めていく。

さらに、福祉・生涯学習などのソフト事業の積極的な展開により、高齢者の社会参加活動などの生きがいづくりに取り組み、3世代交流型のライフスタイルの創造を推進する。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	自治集会施設等整備事業	市	
		自治会活動支援事業	市	
		地域づくり活動促進事業	市	
		協働のまちづくりトライやる交 付金事業	市	
		地区コミュニティ支援員設置事 業	市	
		しそう元気げんき大作戦事業	市	
		地域運営組織活動交付金事業	市	
	(3) その他	自治集会施設等整備事業	市	
		集落センター改修負担金事業	自治会	

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本市は、奈良時代に編纂された『播磨国風土記』に記されるように早くから拓け、古い歴史と伝統が息づく地域で、伝統的な祭りや芸能、史跡や建造物などの文化財が多数残されている。また、地域の特色ある文化・芸術活動が長年にわたり培われてきた。先人達の努力により永く守り続けられてきた地域文化は、本市の誇りであり、保存・活用を図りつつ後世に引き継ぐべき大切な財産である。

一方、本市は少子高齢化による人口減少が急速に進む状況下であり、その影響は行財政の縮小による文化活動の場の不足、担い手の減少をもたらしている

地域文化を次世代へ継承していくためには、子どもたちから高齢者まで、市民が主体的に質の高い芸術・文化活動にふれる場と機会を提供し、地域文化の振興を図る必要がある。

### (2) その対策

文化・芸術鑑賞機会の充実や活動のための施設環境を整備するなど、文化・芸術活動を支援していくとともに、新しい文化の創造に向けた文化・芸術の交流イベントを促進する。さらに、文化財の保存と活用を図るため、歴史文化や文化財の展示公開施設の充実をはじめ、様々な分野で地域の特色ある文化芸術の力を育むための施設整備を行う。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	山崎文化会館整備事業 文化財等展示・収蔵施設整備事業 遺跡公園等整備事業	市 市 市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	地域振興イベント支援事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

## 12 再生可能エネルギーの利活用の推進

### (1) 現況と問題点

本市の有する広大な面積の土地利用状況は、令和2年（農林業センサス）では山林が89.1%であり、山林の占める割合が非常に高い。また、豊富な水量を有する急こう配の河川や先人から代々受け継がれてきた森林資源など、水力発電や木質バイオマス発電など再生可能エネルギーの元となる地域資源が豊富に存在しており、これらの資源を活用した再生可能エネルギー事業を地域の活性化や産業振興に結び付けていく必要がある。

### (2) その対策

土地に関する施策を総合的かつ効率的に実践していくうえで、揖保川及び千種川の清流や氷ノ山後山那岐山国定公園などの豊かな自然資源を生かした魅力あふれる生活環境の創造や「宍粟市環境基本計画」に基づく循環型社会を構築する。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利活用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	グリーンエネルギー・バイオマスエネルギー普及促進事業	市	

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

本市では、人口減少、少子高齢化が進行する中、地域コミュニティとともに買い物や医療など日常生活に必要な機能の維持が重要となっている。北部3町域においては、住民の利便性の向上と地域の賑わいづくりのため、既存公共施設を集約した市民活動・交流の拠点となる新たな施設として、令和6年度までに市民協働センターを整備した。地域コミュニティや地域経済の活性化に向けて、これら施設を有効活用し、地域内外から人々を呼び込む市民の主体的な活動を促進するための支援が必要となっている。

また本市では、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別等にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことで、自分らしく生きることが出来る地域社会の実現をめざしている。「宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例」及び「第2次宍粟市男女共同参画プラン」に基づき、今後はさらに、男女共同参画への意識の醸成、女性の活躍推進、家庭生活を共に支え合う意識の浸透、多様な性への理解促進を図る必要がある。

加えて本市では、合併により多くの公共施設を有し、また、学校規模適正化等により多くの空き校舎等を有しており、施設の集約化及び空き校舎等の有効活用が必要となっている。

### (2) その対策

各町域を一つの生活圈と捉え、市民活動・交流の拠点づくりを進めるとともに、公共交通や情報通信などのネットワークを駆使して、将来にわたって地域の利便性や賑わいを創出していく。また、拠点の有効活用に向けて、市民の主体的な活動を促進するための支援や拠点機能の強化を図る。

男女共同参画社会実現のため、さまざまな機会を通して教育・学習を推進するとともに、DV等のあらゆる暴力の根絶に取り組む。また、男女が共に責任をもって、家庭・職場・地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を図る。さらに、男女における均等な機会の確保のため、事業所にワークライフバランスの実現を働きかけるとともに、多様な性への理解促進をはじめ、一人ひとりの個性を尊重し誰もがいきいきと暮らすことができる環境整備に取り組む。

「宍粟市公共施設等総合管理計画」に基づき、現在保有する施設の集約化を図り、空き校舎等については有効活用を図ると同時に除却を進め、維持管理費を削減していく必要がある。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項	過疎地域持続的発 展特別事業	生活圏の拠点づくり整備事業	市	
		宍粟防災センター施設更新事業	市	
		御形の里づくり事業	市	
		多世代交流施設整備事業	市	
		男女共同参画推進事業	市	
		閉校校舎等解体事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の更新・改修等については、「宍粟市公共施設等総合管理計画」で基本的な考え方を定めるとともに、施設分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や施設の方向性を示す個別計画を定めている。本計画に基づいて行う公共施設等の整備についても、これらと整合性を図りながら、適切に実施していく。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	森林の家づくり応援事業	市	本事業は、転出抑制及び転入促進による人口増加、また、市内事業者及び地域材活用による活力ある地域づくりを図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		空き家活用事業	市	本事業は、空き家を活用し本市に移住及び定住による人口増加を促進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		下宿費助成事業	市	兵庫県立森林大学校や市内高等学校への通学者の支援により、同大学校等の生徒等を確保することで、定住促進と次世代を担う人材育成に資するものである。
		婚活イベント等事業	市	婚活イベントの実施やオンラインによるマッチング、また、結婚相談員による紹介など、出会いの機会等を積極的に支援することで、未婚化及び晩婚化に歯止めをかけ、人口増加や地域活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		北部地域保育園留学推進事業	市	本事業は、1～2週間家族で地域に滞在し、地域の保育園やこども園を利用するという子ども主体の暮らし体験を通じて、関係人口の獲得や移住・定住促進につなげることを目的とするものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	地域間交流	国際交流活動促進事業	市	市民の自主的かつ主体的な国際交流活動を促進することにより、市民の国際的な知識と見聞を広め、地域の国際化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	人材育成	地域おこし協力隊事業	市	3大都市圏等から若者を地域おこし協力隊として招聘し、地域とともに地域活性化に取り組むことで、市民主体の活力あるまちづくりを推進し、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
2. 産業の振興	第1次産業	鳥獣被害防止対策事業	市	有害鳥獣捕獲や農地への防護柵の設置による農業被害の抑制、有害鳥獣捕獲従事者の後継者育成を行うものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		就農・定住促進事業	市	市内に居住し、新たに農業経営しようとする者を地域農業の担い手として育成し、農地の有効活用及び適正な保全管理の推進並びに地域産業の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		森林整備促進事業	市	公益的機能を十分に発揮し得る健全な森林を育成するとともに、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		条件不利地間伐推進事業	市	奥地等の条件不利地の森林における間伐を支援することで、公益的機能を十分に発揮し得る健全な森林を育成し、災害に強い森林の造成を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		林業事業体集約化支援事業	市	整備意欲のある林業事業体の売買等による森林所有者の集約化を支援することで、一体的な森林整備の実施、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
2. 産業の振興	第1次産業	新規事業体林業機械支援事業	市	新規林業事業体に対する高額な林業機械の初期投資費用を支援することで、市内の林業事業体数の維持と持続的な森林整備の推進に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		農業生産基盤整備促進事業	市	農業生産性の維持向上に向けた農業生産基盤の整備に係る取組を支援することで、農業生産基盤の整備を促進し、農業経営の安定に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		耕作放棄地対策事業	市	荒廃農地の再生を支援することで、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産の取組を推進し、農業の振興と地域の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	商工業・6次産業化	無料職業紹介事業	市	職業相談、職業紹介及び求人開拓を行い、求職者の早期就職の実現・就業機会の拡大を図り、市民生活の安定に寄与するとともに、本市の企業や暮らしの魅力を、都市部を始め、市内外の学生・若者向けに発信するなど、地域が一体となって域内での就職を推進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		起業家支援事業	市	市内で新たに起業する者を支援することにより、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって市勢の伸展と市民生活の安定に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		商工業振興支援事業	市	市商工会と連携し、市内の商工業者の振興と安定を図り、地域経済の健全な発展に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	情報通信産業	IT関連事業所支援事業	市	市内の空き家、空き店舗等を活用し、通信ネットワークを活用するIT関連事業所を開設する事業者を支援することにより、産業振興及び地域の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	観光	くるみの里修繕事業	市	本市の観光施設の修繕を行うことで、利用者の利便性及び満足度の向上を図り、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		フォレストステーション波賀修繕事業	市	同上
		道の駅修繕事業	市	同上
		戸倉スキー場施設整備修繕事業	市	同上
		ちくさ高原施設修繕事業	市	同上

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
45		森林セラピー整備・運営事業	市	森林資源を活用したヘルスツーリズムとして実施することで、本市の知名度の向上を図るとともに、交流人口の増加と関連産業の振興等による地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		氷ノ山ツーリズム推進事業	市	地域と連携し氷ノ山を活用した交流事業を実施することにより、交流人口及び関係人口の増加、また、北部地域の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		発酵のまちづくり推進事業	市	「日本酒発祥の地・発酵のふるさと」のまちを市内外に広くPRし、商品開発や販路開拓、発酵文化の普及啓発、市民の健康増進、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		しろう森林王国観光協会支援事業	市	多様な関係者との連携を図り、地域が一体となった森林環境の保全と魅力的な観光地域づくりを推進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		観光イベント支援事業	市	観光振興に関する民間主体の各種イベント等を支援し、民間主導の地域づくりを促進することにより観光振興と活力ある地域づくりを進めるとともに、地元経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		伊沢の里修繕事業	市	本市の観光施設の修繕を行うことで、利用者の利便性及び満足度の向上を図り、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		一宮温泉施設修繕事業	市	同上
		ちくさ高原彩の森整備事業	市	地域主体で取り組むちくさ高原における植栽やクリンソウ鑑賞のための遊歩道の維持補修を支援することにより、利用者の利便性及び満足度の向上を図り、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		波賀城史蹟公園周辺未来の森づくり事業	市	地域住民が自主的及び主体的に取り組む波賀城史蹟公園周辺における広葉樹等の植樹や遊歩道の整備等を推進することで、利用者の利便性及び満足度の向上を図ることはもちろん、豊かな自然景観の保全と風景街道づくりの実現、交流人口及び関係人口の増加に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		北部活性化事業	市	豊かな森林資源を活用した交流人口の増加を経済活動に結びつけ、安定した雇用の創出と地元住民が市の魅力を再発見できる気づきの場の創出を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
企業誘致	産業立地促進事業	市	市内に工場等を設置する事業者を助成をすることにより、本市の産業の振興と雇用機会の拡大に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。	

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
2. 産業の振興	その他	山林部地籍調査事業	市	地籍調査の成果が登記情報に反映されることにより、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、他事業の円滑化、災害復旧の迅速化など、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整備するものである。
		宍粟材利用推進事業	市	木材製品の普及、木材需要の拡大その他の林業の振興に資する事業を促進することにより、地域経済及び地域林業の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		彩りの森づくり事業	市	市民が自主的及び主体的に行う広葉樹等の植樹事業を推進することで、豊かな自然景観の保全と風景街道づくりの実現、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
3. 地域における情報化	情報化	情報通信設備整備事業	市	市内に行政情報・防災情報・まちづくり情報等を迅速に提供することにより、安心・安全な市民生活とまちづくりを活性化し、市民満足度の向上及び定住促進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	その他	自主放送番組制作事業	市	同上
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	地域生活交通対策事業	市	市民の日常生活を支える交通手段として、バス路線の安定的な運行を確保することにより、交通弱者の解消とともに持続可能な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		ひょうご共通ICサービス推進事業	市	市内路線バスにICカード決済を導入することにより、バス利用者の利便性向上を図るとともに、乗降データを把握し利用者のニーズに合わせたダイヤの見直しやバス事業者の業務負担やコスト軽減につなげる等、持続的な生活基盤の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	交通施設維持	道路修繕事業	市	市道の補修・修繕を行うことで道路を良好な状態に保ち、道路通行者の交通の安全性を将来にわたって確保するものである。
		橋りょう点検調査事業	市	今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへの転換を図り、将来にわたって安全な通行を確保するものである。
		橋りょう修繕事業	市	同上
		交通安全対策事業	市	交通安全施設整備を行うことで、誰もが安心して利用できる道路の交通環境、児童生徒の安全な通学路を将来にわたって確保するものである。
	市道除雪事業	市	市道の除雪を行うことで冬季における道路通行者の交通の安全性を確保し、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。	

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	交通施設維持	道路等公共施設整備促進事業	市	里道・水路の良好な維持管理の奨励と地域コミュニティ活動の活性化を図るものである。
	その他	林道等維持修繕補助事業	市	林業の生産性及び公益的機能の維持向上を図るために、林業基盤の補修改良等の整備を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		除雪機整備事業	市	地域が主体となって行う除雪を支援することで、冬季における生活環境の安全性を確保し、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。
		除雪機械運転資格取得補助事業	市	市内の道路除雪業務に携わる人材を育成することで、冬季における生活環境の安全性を確保し、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。
		河川水路修繕事業	市	河川水路の補修・修繕を行うことで道路及び生活環境を良好な状態に保ち、道路通行者を含めた市民の安全性を将来にわたって確保するものである。
		公園修繕事業	市	公園の補修・修繕を行うことで公園利用者の安全性を将来にわたって確保するものであり、また、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。
5. 生活環境の整備	生活	水道施設修繕事業	市	水道施設の補修・修繕を行うことで安全・安心な水道水を提供し、市民が安心して暮らすことができる環境を将来にわたって整備するものである。
		下水道施設修繕事業	市	下水道等施設の補修・修繕を行うことで持続可能な下水道事業の実現をめざし、また、将来にわたって快適な生活と住環境の整備を図るものである。
		農業集落排水施設修繕事業	市	同上
		コミュニティプラント施設修繕事業	市	同上
		ストックマネジメント計画策定・認可変更事業	市	同上
	環境	しそうクリーンセンター施設等修繕事業	市	市内のし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するための施設修繕を実施することにより、将来にわたって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものである。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
5. 生活環境の整備	環境	火葬場施設修繕事業	市	市内の火葬場施設修繕を実施することにより、将来にわたって安心して暮らすことができる生活環境を確保するものである。
	防災・防犯	特定空き家等除却事業	市	特定空き家等が倒壊により周辺に危険が及ぶ恐れのある民間住宅の除却費用を支援することにより、将来にわたって市民の安全及び良好な生活環境の保全に資するものである。
		住宅土砂災害対策移転支援事業	市	土砂災害が発生するおそれのある区域にある住宅を除却し移転する費用を支援することで、将来にわたって市民の安全の確保を図るものである。
		住宅等土砂災害対策対策防護壁等整備支援事業	市	土砂災害が発生するおそれのある区域にある住宅を改修する費用を支援することで、将来にわたって市民の安全の確保を図るものである。
		住まいの耐震化促進事業	市	市内に所在する耐震性が低い戸建住宅及び共同住宅の耐震改修に係る費用を支援することにより、住宅の耐震化の促進を図り、将来にわたって安全かつ安心な住まいとまちづくりの推進に資するものである。
48 6. 子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	認定こども園推進事業	市	幼保連携型認定こども園の運営費用の支援により、小学校就学前の子どもに対する教育・保育及び保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		保育所バス運行支援事業	市	保育所における地域の需要に応じた保育所通所バスを運行することにより、児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		認定こども園通園バス運行事業	市	認定こども園における地域の需要に応じた通園バスを運行することにより、児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		私立特定教育・保育施設給食副食費助成事業	市	私立保育所、認定こども園等で幼児教育・保育を受ける3歳児から5歳児の給食費の一部を助成することで、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図り、将来にわたって安心して暮らすことができる子育て環境を確保するものである。
		母子保健事業	市	出産前後の健診等費用を助成することで各種健診への受診を推進することにより、健康状態を早期に把握し、疾病及び異常の早期発見と早期治療の充実を図るとともに、経済的負担を軽減することにより、将来にわたって子育てしやすい環境づくりを推進するものである。
		病児・病後児保育事業	市	保護者が就労等をしている場合において、児童が病気又は怪我などで、集団及び自宅での保育が困難な場合に一時的に保育を行う病児・病後児保育制度を整えることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
6. 子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障がい者福祉	外出支援サービス事業	市	公共交通機関の利用が困難な人で、外出が困難な高齢者や障がいがある人に対して、外出支援サービスを提供することにより、自立と社会参加の促進及び保健福祉の向上に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		グループホーム開設サポート事業	市	グループホームの新規開設を促進し、障がいのある人の地域移行の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		高齢者通いの場づくり支援事業	市	通いの場を拡充させ、高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進し、地域包括ケアの実現に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		介護支援専門員実務研修受講支援対策事業	市	介護人材不足が深刻な状況となる中で、介護サービスの基盤となる介護人材の確保及び定着を促進することで、将来にわたって高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
		介護人材確保・定着対策事業	市	同上
		保健福祉センター施設修繕事業	市	市民の健康の増進と福祉の向上を図るための保健福祉施設を修繕することで、利用者の利便性及び満足度の向上を図り、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
	健康づくり	特定健診・がん検診事業	市	がんの早期発見、早期治療の推進により医療費の抑制及びがん死亡率の低下により平均寿命・健康寿命の延伸を図り、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
	その他	こども家庭支援センター事業	市	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する体制を整えることで、本市で子育てをしようと思う人を増加させるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		乳幼児等医療費助成事業	市	少子化対策として、乳幼児から高校生までの医療費における一部負担を助成し、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、より安心して、医療を受けることができる体制を整えることにより、乳幼児等の健全育成を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		第3子以降学校給食費助成事業	市	多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することにより定住・移住の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
誕生祝記念品贈呈事業		市	出生児の誕生祝記念品として地元産材を使用した木のおもちゃを贈ることで、木育の推進及び郷土愛の醸成を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。	
子どもの居場所づくり支援事業		市	地域で子どもを見守る拠点における食事の提供や学習支援などを通じて、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、支え合う地域づくりを推進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。	

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
6. 子どもから高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	その他	児童育成支援拠点事業	市	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童や家庭の状況に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供等をを行うとともに、関係機関と連携しながら包括的な支援を提供するものであり、事業効果は将来にわたって持続的に及ぶものである。
7. 医療の確保	その他	日曜祝日当番医事業	市	医療機関が休みとなる日曜日及び祝日に当番医として医療機関を輪番制で開院することで、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
		#7119 救急安心センター事業	県・市	救急安心センターひょうご運営委員会により運営される救急相談窓口事業に参画し、24時間365日体制で市民が医師・看護師等に電話で救急相談ができる体制を整備することで、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
		訪問看護事業	市	主治医の指示による訪問看護を利用することで、住み慣れた自宅で療養生活を送ることができ、将来にわたって市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものである。
8. 教育の振興	幼児教育	通園バス運行事業	市	幼稚園における地域の需要に応じた通園バスを運行することにより、児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	義務教育	通学バス運行事業	市	地域の需要に応じた通学バスを運行し児童生徒の通学を支援することにより、児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		通学タクシー運行事業	市	通学タクシーを運行し児童生徒の通学を支援することにより、児童福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		放課後補充学習等推進事業	市	自ら参加を希望する児童に対して、豊かな教科指導経験をもつ教員OBや、将来教職をめざす熱意ある若者が、基礎基本的な学習指導を集中的に行うことにより、児童の学力向上に寄与するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		しそう生き生き学校プロジェクト事業	市	学校が主体的に取り組む各種事業を支援することにより、児童生徒の学力向上と豊かな心の育成、教職員の資質向上、特色ある学校づくりにつながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		小中学校情報機器整備事業	市	児童生徒が使用するタブレットパソコンや電子黒板を活用した学習教材を充実させることにより、児童生徒が興味をもって学習ができ、質の高い教育が受けられるなど学力向上に寄与し、インフラの更新や改善を定期的に行う事により、持続可能な教育環境の整備が図れる。
		学校部活動の地域展開に向けた環境整備のためのコーディネーター配置事業	市	学校部活動の地域展開を円滑に進め、生徒が少子化の中でもスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するための体制づくりにつながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
8. 教育の振興	義務教育	部活動の地域展開に向けた実証事業	市	学校部活動の地域展開を進めるうえで必要な地域クラブ活動の運営に向けた仕組みづくりに取り組むものであり、生徒が少子化の中でもスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するための体制づくりにつながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地域クラブ活動振興事業	市	部活動地域展開の推進については、子供たちのニーズに応じた多種多様な体験、子供たちの個性・得意分野等の尊重、学校を越えた仲間の獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導者による高度な指導等あらゆる対応が求められている。地域展開後も引き続き、地域クラブ活動の振興を図ることで、学校段階にとらわれない継続的な活動を子供たちに提供し、本市ならではの新たな価値の創出に持続的に取り組むものである。
	生涯学習・スポーツ	図書整備事業	市	子どもから大人まで本を読むことが習慣になるよう読書活動を推進することで、市民の想像力を培い、豊かな心を育むことができ、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		スポーツイベント助成事業	市	市内外の多様な人々を対象としたスポーツイベントを官民協働で開催することにより、ひとづくり・まちづくりを促進するとともに、交流人口及び関係人口の増加を図り、市の発展に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	その他	給食センター修繕事業	市	学校給食施設の修繕を行うことで、給食の安全性の確保を図り、児童及び生徒が安心して学習することができる環境整備を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
9. 集落の整備	集落整備	自治会集会施設等整備事業	市	自治会集会施設等の整備を支援することにより、コミュニティ活動を促進し、活力あるコミュニティの形成と住民福祉の向上に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		自治会活動支援事業	市	自治会活動を支援することで、地域の連帯意識の高揚、福祉の向上及び市政の円滑な運営を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地域づくり活動促進事業	市	地域自らが地域の拠点となる遊休施設を活用した稼ぐ仕組みづくりを構築するための施設改修を支援し、多自然地域の活性化を推進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		協働のまちづくりトライやるの交付金事業	市	まちづくり活動に取り組む組織を支援することにより、地域の課題解決に向けた組織の育成並びに市民自治の実現に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地区コミュニティ支援員設置事業	市	地区コミュニティ支援員を設置することにより、市民と行政が一体となって地域の自主的な取組を推進し、人口減少と高齢化の進む地域の維持及び活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業効果が将来持続的に及ぶ説明等）
9. 集落の整備	集落整備	しそ元気げんき大作戦事業	市	地域資源及び地域の個性を生かした自主的・主体的なまちづくり活動並びに地域の課題の解決に向け市民の総意と工夫による魅力ある活動を促進することにより、地域力を培いながら、市民主体の活力あるまちづくりに資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		地域運営組織活動交付金事業	市	地区を活動範囲とする広域的な課題の解決に取り組む組織を育成し、個人や単位自治会の活動では解決が困難な地区全体の課題解決ができる体制を整えるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
10. 地域文化の振興等	地域文化振興	地域振興イベント支援事業	市	市民が自ら創出するイベントを支援することにより、市民参加の地域づくりを推進し、参画と協働による自主創造のまちづくりに資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
11. 再生可能エネルギーの利活用の推進	再生可能エネルギー利用	グリーンエネルギー・バイオマスエネルギー普及促進事業	市	再生可能エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化防止及び環境保全並びに地域経済の活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項		男女共同参画推進事業	市	誰もが性別等にとらわれることなく、あらゆる分野に参画し、自分らしく生きることが出来る社会の構築につながるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		閉校校舎等解体事業	市	学校規模適正化により閉校となった校舎で、地域や民間においての活用が無いものについては、公共施設等総合管理計画における施設の削減の方針との整合から、施設を解体することで、将来にわたっての維持管理費の削減など持続可能な行財政運営につながるものである。

第46号議案

辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について

辺地に係る宍粟市総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

# 宍粟市総合整備計画

兵庫県 宍粟市 一宮町 井内・黒原・草木・千町辺地  
(辺地の人口 179人 面積 31.2km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| (1) 辺地を構成する市又は字の名称 | 宍粟市一宮町井内、黒原、草木、千町 |
| (2) 地域の中心の位置       | 宍粟市一宮町井内字朽ヶ谷78番地4 |
| (3) 辺地度数           | 156点              |

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

井内・黒原・草木・千町辺地は、本市の中心地から約30km離れた市北東部地域に位置し、国道429号沿いに集落が面している井内・黒原地区と国道から分岐する市道に面する草木・千町地区から形成される地域である。

市道黒原千町線は、黒原集落と千町集落の交流に利用されてきた路線であるが、現状においても車両の通行不能区間が大部分を占めており早期の改良が望まれる。

市道横住線は、草木集落から横住川を下り福野集落までを結ぶ路線である。市の中心部へ最短で結ばれる重要な路線であるが、未舗装区間が存在しているため早期の舗設が求められている。

両路線とも地域の生活基盤の改善に加え、過去に草木・千町の集落間にて土砂流出による集落分断を経験しているため、災害時の孤立集落化防止の備え（緊急用迂回路線）としても重要な路線であることから、早期の整備が必要である。

## 3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 市道黒原 千町線	宍粟市	400,000		400,000	400,000
道路 市道横住 線	宍粟市	12,500		12,500	12,500
合計		412,500		412,500	412,500

第47号議案

辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について

辺地に係る宍粟市総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

# 宍粟市総合整備計画

兵庫県 宍粟市 千種町 河内・西河内辺地  
(辺地の人口377人 面積45.6km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 辺地を構成する市又は字の名称 | 宍粟市千種町河内、西河内       |
| (2) 地域の中心の位置       | 宍粟市千種町西河内字中野386番地1 |
| (3) 辺地度数           | 169点               |

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

河内・西河内辺地は、本市の中心地から約36km離れた市北西部に位置し、岡山県と鳥取県に隣接する地域である。

ちくさ高原総合レクリエーション施設はその最北西端に位置する施設であり、当該施設内にあるスキー場は、市内の観光客が減少する冬季において集客力のある貴重な施設で、かつ、河内集落、西河内集落の住民をはじめ、市北部の雇用の場となっている。令和3年度に人工降雪機を設置したことにより、暖冬時でも安定した集客が確保できるようになってきている。

ちくさ高原スキー場は、オープン（昭和61年）以来、更新できていないリフト関連設備を随時更新することで、当該スキー場運営の安定と利用者の安全確保、さらに地域の雇用や活性化が図れることから本施設整備工事が必要である。

## 3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
ちくさ 高原 スキー場	宍粟市	214,430		214,430	214,300
合計		214,430		214,430	214,300

第48号議案

旧慣による公有財産の使用権の廃止について

次の公有財産の使用に関する旧来の慣行を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

所在地	地目	地積（㎡）	旧来の慣行を廃止する面積（㎡）
宍粟市千種町西山字増切1211番1	山林	122,314	7,293.21

第49号議案

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

路線番号	路線名	起点	延長 (m)
		終点	
13883	中比地9号線	山崎町中比地字河井73番3	105.70
		山崎町中比地字河井82番	

報告第1号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

宍粟市長 福元晶三

事件概要	相手方	損害賠償額	専決年月日
令和7年1月31日午前9時24分頃、宍粟市山崎町木ノ谷183番地1 東方約100メートルにおいて、労働者派遣元事業主公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会会員が職務上市有自動車を運転中に過失により相手方に身体的被害を与えたもの	神戸市 個人	1,601,985円	令和8年 2月9日